

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2003. 12 No.103

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 労働と生活の変容

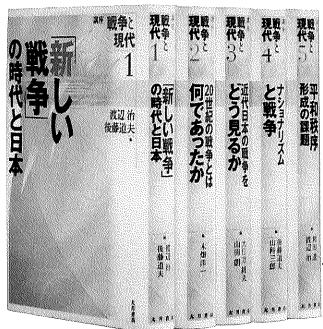
シンポジウム 日米の企業社会を考える  
—『窒息するオフィス』を手がかりに

新シリーズ刊行開始！

戦争を軸に大きな変貌をとげつつある現代世界の解析

# 講座 戦争と現代

全5巻

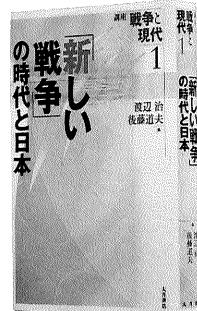


46判上製・各巻平均320ページ  
各巻本体2800～2900円

編集委員

渡辺治・後藤道夫(編集代表)  
大日方純夫・木畑洋一・山科三郎・  
山田朗・和田進

## ① 「新しい戦争」の時代と日本



テロと「新しい戦争」の時代はなぜはじまったのか、日本の軍事大国化はなぜ起きたのかを、アメリカ帝国と経済グローバリズムという二つの軸で検討する。

主な目次

総論	アメリカ帝国の自由市場戦略と現代の戦争	渡辺治
第1章	アメリカの覇権主義とグローバル戦略の展開	浅井基文
第2章	現代帝国主義の社会構造と市場秩序	後藤道夫
第3章	現代における〈軍事力編成〉と戦争形態の変化	山田朗
第4章	アメリカ帝国とグローバル化の歴史的位相 —いま私たちはどこにいるのか、何をめざし、どこへ向かうのか	武藤一羊
第5章	日本の軍事大国化・その諸段階と困難	渡辺治

46判・2900円

- 以:  
下:  
続:  
刊:
- ②20世紀の戦争とは何であったか  
③近代日本の戦争をどう見るか  
④ナショナリズムと戦争  
⑤平和秩序形成の課題
- 木畑洋一編 2004年1月10日  
大日方純夫・山田朗編 2004年2月20日  
後藤道夫・山科三郎編 2004年3月20日  
渡辺治・和田進編 2004年4月20日

の本  
講座  
特徴

- 20世紀から21世紀にかけての世界と日本を、戦争を切り口にして分析した本格的講座
- 好評を博した『講座 現代日本』(全4巻)と対をなす現状分析の書。
- これから日本の日本と世界を見定め、平和の手がかりをつかむ糧となる書。
- 30人の第一線の学者・研究者による、4年におよぶ研究の成果。

税別価格

東京都文京区本郷2-11-9  
電話03(3813)4651(代表)

大月書店

ホームページ  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第103号(2003年12月)

## NEWSを読み解く

WTOカンクン会議の決裂について	和田 幸子	2
脱北者救済こそ政治の緊急課題	山田 文明	6
大学非常勤講師運動の前進を	江尻 彰	10
鹿児島国際大学事件	重本 直利	14

SPECIAL EDITION  
特集

## 労働と生活の変容

労働と生活の変容とベーシック・インカム構想	小沢 修司	19
シングル化社会の行方とわたしたちの対応		
—〈スピリチュアル・シングル主義〉的発想から	伊田 広行	27
ホームレス支援の新しい風	中嶋 陽子	32
シンポジウム 日米の企業社会を考える		
—『窒息するオフィス』を手がかりに		
森岡梨香／成瀬龍夫／青木圭介／スコット・ノース／森岡孝二	39	
コメント アメリカの派遣労働に対する闘い	仲野(菊地)組子	53
コメント ホワイトカラーっているのか?	山田 亮	56

## 研究ノート

### 情報資本主義をどうとらえるか

—北村洋基『情報資本主義論』を考える	野口 宏	58
--------------------	------	----

## 勤労・実践を捉えかえす学び(1)

### 美の鑑賞と放浪のなかに人間発達のカギを見る

—窪島誠一郎さんの「信濃浪漫大学」構想にふれて	北川 健次	65
-------------------------	-------	----

## 書評

レスター・ブラウン著 福岡克也監訳『エコ・エコノミー』／碓井敏正編『教育基本法「改正」批判』／千田忠男著『現代の労働負担』／上田道明著『自治を問う住民投票』／大野正和著『過労死・過労自殺の心理と職場』／伊原亮司著『トヨタの労働現場』／岡田知弘他編『市町村合併の幻想』／大西広著『グローバリゼーションから軍事帝国主義へ』

## 誌面批評

第102号「特集 持続可能な地域づくり」について	川瀬 売子	83
--------------------------	-------	----

## 基礎研だより

第26回研究大会報告	梅原 英治	84
------------	-------	----

## WTOカンクン会議の決裂について

WADA Sachiko

和田 幸子

### 〈会議はおわった！〉

世界貿易機関（WTO）の第5回閣僚会議は、本年9月10日から14日までの5日間、メキシコのカンクンで開催された。しかしその会議は先進国と途上国の厳しい意見の対立の中で終始し、何ら合意に達することなく、メキシコ外相ルイス・エルネスト・デルベス議長の閉会宣言によってその幕が降ろされたのである。

たしかにカンクン会議が決裂したことは、世界の通商貿易に対する統一的なルールを築く事ができなかったという意味で重大事件ではあるが、こうした事態が起こりうることは、当初から予測されないことではなかった。現在のWTOをとりまく国際情勢は、その前身「関税と貿易に関する一般協定（GATT）」が開始された時期のそれと同じではない。WTOの組織原則では、大国に世界的な権力を認めのではなくすべての加盟国や地域が自由に自らの意志決定の権利行使し、コンセンサスを得ることに基づきをおくものとなっている。したがって先進国が、特にアメリカが強い疑惑のもとに「自由、無差別原則」を叫び自らの利益に執着すればそれだけ、不利な条件を抱え込む146の加盟国とのコンセンサスを得ることは困難になるのである。フランセス・ウイリアムズ氏の伝える報道によれば、この閉会宣言をうけて、アフリカの代表達は歓声をあげて喜んだという。

本稿では、WTOカンクン会議の不成功のもつ意味や今後の国際的経済社会のありかた、また日本の立場などについて考えようとするものである。

### WTOカンクン会議の課題

#### ドーハ会議をうけて

第5回閣僚会議について、WTOのスパチャイ事務局長は「カンクン会議の目標は単にドーハ宣言の具体化ではなく、短期日で必要な雰囲気や条

件を作り出し2005年1月1日までの交渉の終了に繋げることだ」と述べていた。すなわちカンクン会議では原則論議に立ち返るのではなく、2005年の元日の最終交渉終了日に向かって、実用的なルール作りを急ぐではないかともとれる発言であった。実際、ドーハ開発アジェンダ（DDA）による交渉の進捗状況を点検し、その円滑な継続のための交渉を3年間の期限までに行うこと目的とし、以下の6項目が議題として挙げられていた。

- ① 貧困国が手頃な価格で医薬品にアクセス出来るようにする。
- ② 特に開発途上国から強く反撥されている先進国の農業分野における政府の補助金と保護をいかに減らそうとするか。
- ③ 成長と開発のために先進国、途上国双方のモノとサービスの市場を開放する。
- ④ 途上国に対して、その発展を考慮した適切かつ特別な待遇と、世界貿易とWTO多角的システムに完全に参加する能力を形成できるだけの技術援助を提供すること。
- ⑤ 貿易政策と環境政策との関係にとり組む事によって貿易と開発を持続可能にする。  
特に熱帯雨林の破壊をもたらす林産物の関税・非関税障壁の削減や撤廃の交渉。
- ⑥ 投資、競争政策、政府調達、貿易円滑化のためのルール枠組みに関する交渉方式を設定する。（OECD資料、電子版より）

WTOの閣僚会議は、4年前のシアトル会議でも多くの途上国やNGOなどの反対にあって決裂していた。その後のドーハ会議で何とか集約され今回の会議に付託された諸課題が上記のようなものであったが、実際には、今回はともかく途上国を「多角的システム」につなぎ止めることが重大なポイントであるとされていた。こうした複雑な背景をもちながら、カンクンでの交渉は、農業、非農業分野（鉱工業品、林産品、水産品）、これまでWTOの守備範囲に含まれていなかった投資の自由化など新分野のルール作りに関する交渉、その他全体で5分野に分かれて開始された。しかし、結果は冒頭に述べたように、今回もまた何ら

の合意にたどり着くこともできなかったのである。

議題の①は、かねてから途上国に多発するHIV／エイズ、マラリア、コレラなどのさまざまな感染症や特殊なウイルス対策のための医薬品の“先進国独占”の問題である。こうした医薬品によって莫大な利益を挙げている先進国の医薬産業の『貿易自由化』については、途上国の貧困や社会開発などを考慮に入れてなされるべきで、WTOの場で単なる経済的利害関係の問題に解消されるものではない筈である。

#### なぜ決裂したか

決裂の理由を端的に言うならば「いくつかの先進国の経済発展の論理で、全世界の経済関係を一括りにする事がもはや困難になったから」と言えるだろう。WTOの加盟国はそれぞれ対等な権限をもっているという原則にもかかわらず、その意志決定のプロセスは依然として不明瞭な要素をもっており、これが多くの途上国の不信感に繋がっていることなどであろう。

具体的にみれば、カンケン会議で最も難航した問題点は農業交渉に関するものであった。アメリカやEU諸国では国内の農業への生産補助金と輸出への補助金を交付しているが、特にグループ21(G21) やグループ23(G23) に属する農産物の輸出国はこの補助金政策に対して強く反撥をした。彼らは「『自由貿易』を旨とするWTOでは先進国は補助金を削減、撤廃すべきである」と主張し、先進国と激しく対立した。この補助金の額は、カナダ、米国、日本、EU合わせて年間約2,500億ドルにのぼるが、さらにブッシュ大統領にいたっては、2002年5月に、10年間で830億ドルの農業補助金を増額する法案に署名したりしている。途上国側は、この種の補助金のために農産物の国際価格が下落し、途上国農民の収入が下がり、先進国は途上国の農民の利益を奪うのでそれを削減または全廃すべきだと主張したのである。

またベニンなどのアフリカの途上国は、アメリカの綿花への生産補助金の撤廃を要求したが、閣僚宣言案では、「綿花の問題は既存の交渉枠組みで対処する」とされていたので、彼らのWTOに対する不信感は一層増幅させられた。世界銀行の調査でも、アメリカの補助金によって西アフリカは年間2億5,000万ドルの綿花収入を失っているとされており『自由貿易』というWTOルールの違反をしているのは先進国ではないかと途上国は

主張したのである。ある試算によれば、こうした一連の農業関税政策の結果途上国が失った損失は、ラテンアメリカで830億ドル、アジアでは660億ドル、そしてサブサハラ・アフリカでも20億ドルであるという。

一方、非農業産品についても交渉は進展せず、アメリカ、EU、カナダは非農業産品に一律の関税削減方式を提案したが、これについても途上国側は「すでにギリギリの譲歩はしている」と主張し納得しなかった。たとえば、フィリピンの例をあげれば1990年には輸入工業品に対する関税率は26%であったが、2000年には8%に削減されている。

この問題については日本も同意せず「先進国にも一部品目について関税撤廃の例外を認めるべきだ」と主張し対立した。閣僚宣言案では、関税削減方式に関する途上国側からの要求をうけいれ途上国に対する一定の配慮をする内容となっていたが、先進国への例外は認めていなかった。日本など一部の先進国は不十分な内容であるとこれに賛成せず、この点でも合意を得られなかった。また各国は比較優位にある品目について、分野別の関税全廃を主張したが、これも全体の意志とはならなかった。

途上国分野では途上国に対する特別かつ異なる待遇(S&D待遇)、その他の分野では地理的表示の保護、貿易と環境問題などが議論された。地理的表示での保護ではa)ワイン・スピリッツの地理的表示の通報、登録、制度創設の交渉期限、b)それ以外の産品への保護拡大が焦点になった。しかしここでも、EUなどは積極的であったが、アメリカとオーストラリアは強く反対し物別れに終わったのである。貿易と環境問題ではEUが積極的にまとめようとしたのに対して、途上国は「貿易制限措置に口実を与えるのではないか」との懸念から反対し、交渉は進展しなかった。知的財産権、環境の分野別交渉は中断されてしまった。ドーハ閣僚会議からの持ち込まれた議題の中にはアンチダンピングや補助金の規制などWTOのルールの一部を見直す必要を指摘したものもあったが、EU等が積極的に途上国の立場の擁護に協力したが結局まとまらなかったのである。

カンケン会議で日本が熱心に取り組もうとしたのは⑥の議題であった。すなわち投資、競争政策、貿易円滑化、政府調達透明性の4分野で構成され

# NEWSを読み解く

るシンガポール・イシューを一括して討議するよう事前に働きかけたりしていた。しかし、WTO加盟国の大半を占めるアフリカなどの途上国は、投資の問題はさほど重要ではないとして、これをWTOの交渉議題にすることそのものに反対していた。日本は農水、経産、外務の三省の大臣はじめ総勢150名の代表団（農業団体、経団連代表団を含めれば300人でカンクン最大の人数）をこの会議に送ったにもかかわらず、これらの途上国の意向を理解することができず、孤立したのである。さらに屈辱的なことに、9カ国からなる事前協議の「ミニ・グリーンルーム」への参加も出来ずに、正式に日本としての主張を反映する機会すら与えられなかつたという報道さえもある。

EUは、日本とともにシンガポール・イシューの提案国にはなってはいたが、本音の処では農業分野の補助金問題の方に強い関心があった。インドなどの途上国は「交渉開始の明確なコンセプトがない」と批判し、またアフリカ統一機構、アフリカ・カリブ太平洋諸国、後発途上国なども強く反対し、ついに32カ国の大拡大グリーン・ルーム会議においてケニアのキテユイ開発相は「シンガポール項目を交渉の議題にするなら退場する」とアフリカを代表して発言し、会議は決定的に決裂したのである。

結局、カンクン会議では閣僚宣言に代えて、おおよそ以下のような内容の「閣僚声明」を採択しただけで終了した。①今回の会議で出された意見を考慮して作業を進めること、②12月15日までに一般理事会を開催し必要な行動を取ること、③宣言案で意見が収束出来た分野ではその合意水準を守ることなどである。

しかし、先進国と途上国の意見は非常に根深く対立しており、2004年末の新ラウンドの合意期限達成が危ぶむ声があるのは事実である。

## 会議運営についての不満

WTOの意志決定は加盟国全体の多数決ではなく、コンセンサス方式でなされる。これは、大会議場で大きな議題を直接議論するのではなく、それぞれのテーマ毎に、議長と重要な参加者の間で予め意志疎通を図り（グリーン・ルーム）、一定の結論を見つけそれを、必要によっては「参加範囲を拡大」（拡大グリーン・ルーム）して、徐々にコンセンサスを得ようとするものである。加盟国が増えれば、こうした方式は議論を積み上げる

のには必要かも知れないが、このグリーン・ルームへの出席者は議長が決め密室で行われることから、他の参加者はその議論のプロセスをほとんど知ることが出来ず、特に途上国が多くからは不満の声があがっていた。

途上国の中には、国の財政的負担がかさむことから、参加者がごく少人数になることもあり、結果的に先進国に有利になる。こうしたWTOの意志決定の方式に関しては、EUも改善の必要を認めているが、ここでもまたアメリカなどと意見が対立している。しかし、この問題は世界の貿易ルールが安定的に遂行されるためには、今後さらに真剣に考えなければならない事だらうと思う。

## カンクン会議以降の動き

カンクン会議の決裂が告げるものは、アメリカを中心とする先進国の思惑のみによって全世界の国々の通商のルールを決定することが出来なくなったということであり、圧倒的多数を占める途上国の国際社会における発言権が増大したという事実である。

さて、カンクン会議から1ヶ月経った10月14日、WTO一般理事会のカステイヨ議長は農業などの重点分野に集中して新ラウンド交渉を再開すると発表した。すなわち、a) 農業、b) 非農業品、c) 投資ルールなど新分野の交渉開始、d) 先進国の大綿花補助金廃止の4点に絞って交渉を再開する方針であるが、4分野を並行するのではなく一括して、まず農業分野から交渉を始めるというのである。

問題はこの交渉の何処を出発点としてこの新たな交渉を開始するかである。アメリカのゼーリック通商代表部代表は「カンクンの宣言案またはそれ以前の議長提案」から出発すべきだとしている。その案は、a) 農業で一部の限定産品に例外的に上限関税の設定、輸入割当枠の拡大が課される。b) 農産品、非農産品の自由化で途上国、特に後発途上国への義務の緩和・免除を追加する。c) 新分野の貿易円滑化と政府調達の2分野先行交渉をすること等をその内容とするものである。

EUのドウフレーニュ欧州委員会通商総局次長は「今後独自の4分野交渉を要求する」とWTO議長案に否定的である。ただし、イギリスとデン

マークは投資ルールと競争の二分野は交渉からはずすべきだと主張しており、必ずしも一致していない。

日本と韓国は投資ルールの交渉開始を強く要求しており、アメリカの主張する議長案をベースにすることには反対している。また、ブラジル、インド、中国などの大きな規模をもつ途上国は米国、EUの共同提案に対立した意見を主張しているが、途上国の中にはWTOから脱退を表明する国もあるなど足並みは必ずしも揃っていない。しかし、シアトル会議やカンケン会議で示されたように、途上国の団結した力の存在を無視しては何事も進まず、国際貿易から多くの利益を得てきた先進国側の何らかの譲歩なしには進まないだろう。

### 〈まとめにかえて〉

WTOで統一したルール作りに失敗した今、多くの国々あるいは地域において二カ国、または数カ国の地域的な自由貿易圏（FTA）の交渉が活発化している。どの国でも、比較的優位にある産業が貿易の自由化によって利益を受けるとしても、劣位にある産業は輸入品目の流入によって大きな打撃をうけることは否めない事実である。WTOの課題に則してみれば、工業製品や技術依存度の高い1次産品製品の輸出国である先進国、特にアメリカと、素朴な労働力や天然の素材によって生まれ出される一次産品の輸出への依存度の高い多くの途上諸国が貿易の自由化によってさらに大きな経済格差が生じるという危惧を抱くのは当然のことである。したがって、各国が一概に世界的なルールに合わせるのではなく、特定の国や地域の間で丁寧に貿易の取り決めを行なおうとする事は自然な成り行きと言わなければならぬだろう。すでにあるNAFTA、FTAA、AFTA、EUなどに加えてインドとタイや韓国とシンガポールのように二国間の貿易協定も急速に進行している。しかし、これまでアメリカの強い意向に従って二国間の協定締結に消極的だった日本は、ただ一カ国シンガポールとの貿易協定が成立しているのみである。韓国やメキシコと交渉中であってもまだ決着はついていない。

ところで、「自由・無差別」の貿易原則は、ブ

レトンウッズ協定の成立に関わって登場した概念であるが、それは新興国アメリカにとって英仏の植民地との間の「特恵貿易関係」を打破するために好都合な概念であった。現在に至るまで、この原則の適用は、経済開発に勤しむ途上国にではなく、先進国、特に超大国アメリカの生産物の市場拡大に大きく貢献するものに変わりはない。

1964年に開催された第一回国連貿易開発会議（UNCTAD）で、その事務局長ラウル・プレビッシュは「自由貿易」に潜む不平等の問題を指摘し途上国との「経済開発」にとってはこの貿易における不利益の問題が重要であると訴えた。それ以後「交易条件の悪化」の問題はアカデミズムにおいて多くの研究が発表され、政策的にも「共通基金」の設定などあれこれの提案がなされた。しかし、提案の実現には先進国、特にアメリカが悉く妨害し、結局、UNCTADからの「一般特恵制度」が1979年のGATT締約国会議で承認され「特別かつ異なる待遇（S&D）」によって途上国への特別配慮が与えられただけである。しかるにWTOの成立によって、こうした途上国への特別配慮は廃止され、すべての加盟国はWTOの協定上の義務全体の例外のない受け入れを強制されることになったのである。現実には、途上国は今でも先進国の資本や技術に依存し、そして何よりも安価な労働力や1次産品の輸出への依存度が高いという経済構造をもっている。WTO協定の「実施」に応じるにはあまりにも大きな困難があるのである。

さらに、WTOは146カ国の加盟国を有し世界の全貿易額の97%をカバーするようになったが、その組織機構の基本は自由貿易交渉や貿易紛争解決のためのメンバー主導のフォーラムである。その管轄は、単に貿易問題ばかりでなく、著作権や商標権、特許権などの知的所有権、電気通信や情報技術分野、銀行、保険、証券、金融情報を含む金融サービス分野にまで及ぶことになったである。WTOの原則の策定については、加盟各国の「国民の意志」を充分に尊重し合う事が必要で、現在の世界は「何が何でも自由貿易」というスローガンをすべての国に押しつけられる程一律なものではないのである。

（わだ さちこ 所員 神戸市外国語大学）

## 脱北者救済こそ政治の緊急課題

YAMADA Humiaki

山田 文明

### 上海で合流した脱北者たち

2003年8月7日（木）午後4時少し前のことであった。中国に脱出していた北朝鮮住民（脱北者）と、私を含む支援者が上海日本人学校の近くで拘束された。このとき拘束された脱北者は、1959年12月に始まる帰国事業で日本から北朝鮮に渡っていった人たちの家族である。この人たちの家族は韓国と日本に住んでいて、息子や孫たち、甥や姪たちの安全と再会を願っていた。しかし、その願いに反し、脱北者は支援者と共に上海市の公安に捕らえられてしまった。日韓にいる家族は、捕らえられた親族の身の上を案じ、苦渋の毎日を送っている。

拘束された脱北者たちの願いは韓国あるいは日本に脱出することであり、彼らが最も恐れていたことは、中国公安に逮捕されて北朝鮮に送還されることであった。韓国あるいは日本へ亡命することを目指して脱北していた以上、北朝鮮に送還されれば、処刑かそれに近い仕打ちを受け、収容所に送られて再び社会に出ることが困難になる最悪の運命が待っていることを、彼らは良く知っていたからである。脱北者にとって中国は、自由と安全へのほとんど唯一の通過点であるが、そこには脱北者の人権を踏みにじる悪質な脱北ビジネスと、北朝鮮政府の人道犯罪の共犯者として機能している中国公安が待ち構えている。「生命の安全」と「人間らしく生きる」という人としてのもっとも基本的な願いを実現しようとして止む無く中国に越境してきた脱北者たちであるが、現在の中国では、ただ「餓死の恐怖」から逃れ得るに過ぎない。「生命の安全」を確保し「人間らしく生きる」ためには、さらに中国を脱出し、定住権を得て住民として堂々と闊歩でき、権利主張できる国に到達するまで危険で困難な「自由への逃避行」を続けるを得ない。なんとか彼らを安全に中国から韓国あるいは日本へ誘導できないか、これが直面した課題であった。

当時、SARSが蔓延していた中国では、各所で検問が実施されていたため、脱北者を移動させることはできなかった。幸い彼らは安全なところに匿われていたので、SARSの状況が改善するまで、生活費の補給をつづけながら待つことができた。

### 北朝鮮に送られた ある脱北者たち

実は同じころ、他にも救援を要請してきた脱北者がいた。彼らも日本から北朝鮮に渡った人たちの親族であった。連絡を受けた後、対応を検討し始めたところへ、全員が中国公安に拘束され、北朝鮮に送還されようとしているとの知らせが届いた。拘束されてからでは、私たちにできることはほとんどない。できることといえば、拘束された脱北者を北朝鮮に送還しないよう中国政府に要請することと、外務省に依頼して日本政府として中国政府に同様の趣旨の要請をしてもらうことであった。

ただちに外務省にその要請をするとともに、北朝鮮送還中止を求める要請文を中国政府と東京の中国大使館に送った。中国大使館へ電話し、用件を伝えると「そんなことは北朝鮮の問題であって、中国政府の問題でない」という筋違いの言葉が返ってきた。「中国で拘束された人を送還するかどうかの問題であり、中国政府の問題である」と反論すると、「ここには担当者はいない」といって切ってしまった。このような対応が現在の中国政府の実態である。

この脱北者たちは、その後間もなく、北朝鮮に送還されてしまった。後に親族に伝えられてきた情報によると、一人の男の脱北者は殴られて立ち上がりれないほどの衰弱した状態で自宅に戻ってきたという。それからの容態やその他の人たちの安否は明らかでない。

金正日政権が罪なき人たちを残虐に取り扱い、自国民に対してさえ甚だしい人権侵害をし続けて

いる人権犯罪者であることは、今では周知のことである。現在の問題の焦点は、そのような人権犯罪を阻止しようとせず、むしろ手を貸している政府が存在することである。脱北者が身の危険にさらされることを承知しながら北朝鮮に引き渡す中国政府の「脱北者送還」こそ、金正日政権の人権犯罪に手を貸すものであり、共犯者である。

## ある脱北女性の証言

現在、中国には10万人から30万人の脱北者がいるといわれている。なかには脱北して数年中國で潜伏生活を送っている人も少なくない。

現在の脱北者の6割ほどは女性であるといわれているが、彼女たちの置かれた状況は悲劇的であり、人としての尊厳を踏みにじられている場合が多い。最近の脱北女性の証言から、その実情を紹介する。

インタビューに応じてくれた金さん（仮名、30代後半の女性）は2度の脱北の経緯を次のように語ってくれた。

金さんは工場で働いていた。両親は、自分たちは食事もしないで、金さんに弁当を作ってくれていた。父は栄養失調で体がむくんでいた。金さんが、ある日、こっそり食料を入れる箱を開けてみると、そこから木の皮などが出てきたので、両親がそんなものを食べていることに気づいた。それで父は便秘になり、消化不良で体が浮腫んでいたのだ。父の体を押すと、弾力がなかった。このような目をしながらの生活がつづいた。

そんな中で、北朝鮮社会に矛盾を感じつつ、生活のために商売を始めた。未経験の商売であったが、そこで得たわずかな利益も北朝鮮の警察に取られてしまった。金さんは訴えることもできず、途方にくれて川辺にすわって考え込んでいると、1人の男が近づいてきて、「中国へ行けば、ニンジンを栽培して売り、お金を手に入れられる」というので、中国へ連れて行ってもらうことにした。中国へ渡るとき5人の女が一緒だったが、川を渡るとき2人は溺れて死んでしまった。その男の正体は人身売買のブローカーだった。中国に着くと3人の女はそれぞれ6千元（約9万円）で売られてしまった。売られた先で言葉も通じない金さんは、不安な日々を過ごしたが、すきを見て裏の戸

をあけて逃げだすことに成功した。

逃亡生活の中で、金さんは幸い300万ウォン（約30万円）を支援者から受け取ることができた。その後、中国公安に逮捕され、北朝鮮に送還されてしまうが、このお金を使賂として使うことで、1ヵ月の労働刑で済み、収容所から早く出ることができた。幸いにも自分の家に戻ることができたが、生活の基盤がなくなっていることに変わりはない、生きていくためには、再び脱北するしか道はなかった。日本に残した長男に会ってから死にたいという母を説得して、一緒に再び脱北するのであった。「今私の第一の希望は、北朝鮮からできるだけ遠くはなれることです。」と語っていた。

人身売買を伴う辛い逃亡生活の実態を話すことは、本人にとって耐え難い苦痛を伴うことである。それにもかかわらず、何人もの人からその人自身が受けた人身売買の被害を聞くことになった。脱北者の人身売買は女だけの問題ではない。家族で脱北し、夫が妻子の逃亡資金を得るために中国で自分自身を労働奴隸に売る事例もある。

## 公安の取調べと脱北者認識

8月7日、ようやく辿りついた保護を求める最終段階の行動で、脱北者はあっけなく中国公安に拘束され、絶望の淵に立たされた。そのような状況に導いた責任は、償うことなどできない大きなものとなる可能性がある。残されたただ一つの望みは、拘束された脱北者が人道的な取り扱いを必要とする人たちであることを中国公安が理解し、少なくとも北朝鮮に送還しない処置を決めてくれることであった。

しかし、その可能性も大きいとは思えなかった。それは、韓国あるいは日本に亡命することを企てて実行し、そのために外国のNGOと接触したことなどは、北朝鮮では重罪であり、処刑の可能性もあると説明すると、取調べに当たっていた刑事たちは声をあげて笑う状況だったからだ。こんなことが三度、四度とあり、彼らが北朝鮮の人権状況や脱北者の実情について理解していないことを思い知らされた。

8月11日には上海看守所の雑居房に移され、10人近い「罪人」たちとの共同生活が始まった。み

んな気の良い人たちで、罪状は知らないが、凶悪な人物は一人もいなかった。その中に大人しそうな一人のやせた青年がいた。

同房の一人から「日本人が何をしてここに連れてこられたのか」と尋ねるので、「脱北者を逃がそうとして、捕まった」と話すと、ここでもみんなに笑われた。そして、真向かいに腰を下ろしていた青年を指差して、「彼は北朝鮮から来たんだ」といった。その青年は朝鮮語しか話さなかつたので、何も話せなかつたことが心残りである。その後、この青年は北朝鮮に送り返されて行った。

生活基盤を失っている脱北者を送還しても、身を守り、生きるために再び脱北するしかない。そのような立場の脱北者の送還は、中国政府による民衆の迫害であり、生存権という基本的人権の侵害そのものである。

同房の人たちの話によると、上海でも脱北者は珍しくないという。見つかれば拘束されて看守所に捕らわれ、一定の人数がまとまると北朝鮮に送還されるそうだ。北朝鮮が食糧難にあることは、同房の人たちも知っていた。しかし、北朝鮮に送還されることに何の疑問も持つてはいなかつた。

房に配られる『解放日報』の国際面を見ていると、トップ記事は北朝鮮政府の公式発表である日が多かった。それ以外に北朝鮮の人々の生活や脱北者の実情を報道するような記事は皆無であった。それに、強制収容所の過酷な体験を記述した姜哲煥、安赫の『北朝鮮脱出』などが中国で翻訳・販売されているわけでもない。情報統制の下で、北朝鮮の生活実態や脱北者の状態を知る機会は少ない。

## 中国の知識人の脱北者認識

中国の研究者の発言を見ても、脱北者の実情を理解していないことが分かる。

中国社会科学院の金熙徳教授は「日本の世論は『(日本での) 外国人の不法滞在は許せない』とする一方で、中国には『(脱北者を) 人道的に扱え』という。これははなはだしい二重基準と映る。」という。脱北者をどこの国にもいる単なる「不法滞在者」とみなし、北朝鮮で生きていく基盤を奪われた保護すべき人権被害者であり、中国においても人身売買をはじめとする人権侵害の被害者と

なっている場合が多いことをまったく認識していない。

脱北者が「貧しいからといって、日韓が彼らを全面的に受け入れることができるだろうか。」「彼らへの最大の援助国は紛れもなく中国であり、協力ができない日韓から非難されるいわれはない。」(『産経新聞』2003年10月28日) とまでいう。日韓に親族のいる脱北者さえ日韓へ行くことを妨害しているのが、現在の中国政府ではないか。懸賞金付で脱北者を捜索し、人身売買の被害にあっても訴えて出ることさえできない状態を放置し、北朝鮮に送還して生命の危険に晒しているのが中国政府である。「最大の援助国」と言えるのは脱北者に対してではなく、金正日政権に対してである。

中国国际戦略研究基金会の羅援特別研究员は「食料、燃料の供給停止という圧力は、新たな矛盾をさらに掘り起こす結果になる。(金正日) 政権の崩壊はだれにとってもよい結果とならない。」「中国は北朝鮮人民の自主的な選択を尊重する。」(『産経新聞』2003年10月28日) と語っている。

北朝鮮を見るとき、金正日政権が北朝鮮住民の利益を代表していないし、代表する意思もなければ、そのような考えももたない政権である現実を直視しなければならない。北朝鮮人民の自主的な判断を尊重するのなら、一方で金正日政権に食料やエネルギーなどの支援を続けて支えながら、他方で中国に脱出して金正日政権の支配を拒否するという今可能な最大限の抵抗行動を起こした北朝鮮人民を捕らえて金正日政権に引き渡している行為は、金正日政権を擁護するだけの行動である。そこには金正日政権の崩壊を回避したいという願望が現れている。その願望は中国政府だけのものではないのかもしれない。中国政府と同じように、あるいはそれ以上に韓国政府は崩壊を避けようとしているのではないか。米国政府も日本政府もその点では同じ考えではないか。「北朝鮮が崩壊するのは分かっているが、近隣の国々はいますぐ崩壊する事態は避けたいと考えている。」(フランス国際関係研究ティエリ・ドモンブリアル所長『産経新聞』2003年10月28日) しかし、いずれ崩壊は避けられず、その事態の收拾費用を近隣諸国が遠からず負担しなければならないのなら、早くその覚悟を決め、脱北者や北朝鮮住民に犠牲者が増えるだけのむだな「政権の延命処置」はしないことである。

## 脱北者の救援こそ 政治の責任

支援者4人が8月28日に釈放されてから、拘束された脱北者が北朝鮮に送還されないことを祈るような気持ちで見守ってきた。原稿を書いている今、拘束されて3カ月になるが、何らかの仕方で釈放されているのなら、彼らから親族に連絡があるはずである。また、中国で特別な犯罪を犯していない脱北者をこれほど長期に留め置く理由はない。すると、残された可能性は最悪のものであり、北朝鮮に送還したと判断せざるを得ない。

今、彼らの身の上にどのようなことが起こっているのか、想像するのも辛い。中国政府は、彼らのような脱北者が送還されれば、どのような处罚を受けるか知らないはずはない。にもかかわらず、北朝鮮に送ったことには「未必の故意による殺人罪」が認められる。

1982年に中国政府は「難民条約」を批准しているが、脱北者を「難民には該当せず、中国への不法越境者である」という立場をとっている。

しかし、脱北者たちは、生活苦から仕事と食料を求めて中国に越境した単なる経済難民ではなく、長年の食料不足による飢餓と思想統制、冤罪による弾圧の恐怖に耐えかねて、「生き延びて、人間らしく暮らしたい」という最小限の人権を確保しようと、中国に望みを託して脱出してきているのである。彼らは自分と家族が生き延びるために、予想される迫害から逃れるために国境を越えたのである。この行為は正当防衛であり、緊急避難の行為として、人権上万人に認められる行動である。この行動が金正日政権によって反逆罪とみなされて迫害される現状は、脱北者全員が難民と認定されるべき立場であることを意味している。

迫害にあう可能性のある国へ強制送還することを禁じる慣習国際法「ノン・ルフルマンの原則」はすべての国が守らねばならず、中国政府の脱北者強制送還はこの原則に背く不法行為である。

中国にくれば、少なくとも餓死は免れるし、山奥への追放や強制収容所行きは回避できる。しかし、「不法越境者」として懸賞金付で追われる身

となる脱北者は、身を隠して生きるしかなく、多くの女性は売られていく。男も無権利な立場で、劣悪な条件でも仕事につけば幸いである。中国国内で、あるいは韓国その他に支援者を見つけることができれば、お金と情報を得て、韓国や日本にたどり着けるかもしれない。その幸運を手にすることができるのには、脱北者のごく一部に過ぎない。

安全な地まで連れようとする脱北者の必死の願いと、何とか助けたいと思う日本・韓国にいる親族の気持ちを悪用して、「居民身分証」やパスポートを売るブローカー、数十万円から100万円で韓国まで誘導するブローカー、隠れ家を提供しては高額の世話代を要求してくるブローカーなど、詐欺行為を含めたさまざまな脱北ビジネスがひびこっている。そのことを中国政府が知らないはずはない。

韓国の憲法にしたがえば、脱北者は全員大韓民国国民であり、そのなかには日本国民とその家族も含まれている。日本から北朝鮮に渡ったコリアンとその家族は、かつては本人の意思にかかわらず日本国民だったし、日本を故郷とし、日本に親族がいる人たちであり、日本国民に準じる人たちである。したがって、脱北者の保護は日韓の政治、政府が責任を持つべき自国民保護という基本課題である。中国にとっても、朝鮮族の関係から同様のことが言える。

しかも、脱北者の保護は、金正日政権の意志、方針とは無関係に、日韓中の政府の意思で直ちに実行できる課題である。この課題に国際的な支援を得て取り組めば、大勢の人たちを救うことができる。

日韓両国政府が協同して、中国政府の脱北者政策の変更を強力に求め、日韓の投資で脱北者を保護し、教育と職業訓練を行う施設をつくり、それを今後の中国東北部開発にもつなげるような政策が構想できる。それは、来るべき北朝鮮の再建に必要な人材を育てるに役立つ。

北朝鮮の核脅迫政策には、軍事力ではなく、脱北者や拉致被害者をはじめとする人権問題でできることから直ちに行動して対抗することが、今もっとも有効かつ緊急な課題であると考える。

(やまだ ふみあき 所員 大阪経済大学)

## 大学非常勤講師運動の前進を

EJIRI Akira

江尻 彰

### 大学非常勤講師の 労働組合とその活動

先日、全国の大学の非常勤講師労働組合が『大学非常勤講師の実態と声2003』を発表しました。ここでは、この資料を中心に現在の大学の非常勤講師の実態とその待遇改善の運動について紹介したいと思います。

ところで現在、全国に京滋組合、首都圏組合、阪神圏組合の三つの大学非常勤講師の労働組合があります。1995年7月に京滋組合が初めて結成され、その後、首都圏組合と阪神圏組合が相次いで結成されました。大学非常勤組合は主として非常勤講師の給与だけで生活している人（専業非常勤と呼ばれている）を中心に組織されています。

組合活動としては各大学との団体交渉が中心になっています。国立大学は国家公務員法の関係で団交ができないので交渉相手は主として私立大学です。組合は団交で、非常勤講師の賃金のアップ、一時金の支給、私学共済（厚生年金）への加入、正式の雇用契約書の締結、不当な雇い止めの禁止などを要求してきました。また、不当な雇い止めが発生した場合は、緊急の団交を当該大学に要求し撤回を求めて活動してきました。

これまでの各大学との団交では、ほとんどの大学が非常勤講師の待遇改善については主体的でなく横並び意識が強く「うちはよその大学並みに出しているから」と改善しようとしていません。日本の大学は文科省など上からの指導がない限り改善しない体質がしみついているようです。また全国の三つの組合は合同で、文科省や厚労省に陳情し、非常勤講師の待遇改善を求めてきました。両省に対して、① 非常勤講師の実態調査を実施すること。② 近年、厚労省などが正規労働者とパートの均等待遇の指針を出しているので、これを大学の非常勤講師にも適用すること。③ 私学共済（または厚生年金）への加入と合算規定の採用（大学非常勤は多数の大学でコマ切れに勤務して

いるので、合算して適用する）などの要求をしてきました。これらの交渉には民主党、共産党、社民党の各野党も協力し立ち会っていますし、これらの党は何度か国会で大学の非常勤講師問題を追及しています。

### 『大学非常勤講師の実態と声 2003』

文科省に要求しても実態調査をなかなか実施しようとしてないので、全国の3組合が合同で非常勤講師の実態調査アンケートを昨年末から今年初めにかけて実施し、『大学非常勤講師の実態と声2003』という冊子にまとめました。今回の調査は1999年に京滋組合が関西地区を中心に実施したのに次いで2回目となります。3組合合同での全国的な調査は今回が初めてです。アンケートの回収数も前回が277名であったのが今回は483名となり増加しました。もちろん、全国に2万5千人以上（『実態と声』推定）いるといわれる専業非常勤の数からみると、これは2%ほどにすぎません。組合員がない大学ではほとんどアンケート票を配布できなかったし、北海道、東北、名古屋、福岡など非常勤はいても組合がないところもほとんど配布できませんでした。首都圏と関西圏を中心で限界はありますが、このアンケート調査は現在置かれている非常勤講師の深刻な実態をある程度は反映していると思われます。

### 大学教育と非常勤講師の重要性

ところでアンケートの中身に入る前に、大学教育における非常勤講師の占める位置について少し紹介します。現在の大学教育は専任教員と非常勤講師が担っていますが、近年、私立大学などでは経費節減のため専任教員をあまり増やさないで教育のかなりの部分を安上がりな非常勤講師に担当させる傾向にあります。現在の大学の授業コマ数に占める非常勤の比率ですが、これを関西の大手

私学の例でみてますと、A大34.3%，B大39.3%，C大36.8%，D大29.5%，E大43.3%，F大26.5%（組合調査）となっており、これら6大学の平均で約35%となっています。つまり、現在の私立大学の授業の30%～40%を非常勤講師が担っていることになります。この比率は短大の場合もっと高くなっています。これらの非常勤講師は、他に本務校を持っていたり、弁護士、会計士、企業の研究所などに勤めている人もいますが、半数以上は専業非常勤で占められていると思われます。このように近年、各私立大学の「経費節減努力」によって非常勤講師に依存する割合が高まっており、語学教育などは非常勤なしに授業は成りたちません。現在の大学では「スーパーがパート労働なしで成り立たない」と同様、非常勤講師なしで大学教育は成り立たなくなっています（これは大学職員についても同様のことが言えます）。

## 大学の専業非常勤講師の実態

このように大学教育での非常勤講師の役割が大きくなっているにもかかわらず、その待遇は極めて劣悪です。今回実施したアンケート調査は現在の大学の非常勤講師の実態を明らかにしています。

まずアンケート調査は専業非常勤の多く（全体の57%）が女性であることを示しています。このことは、日本のパート労働者の劣悪な待遇について男女差別的要素が強いとILOから指摘されているが、大学の研究者についても同様であることを示しています。従来から女性研究者がなかなか専任に採用されないと問題になってきたが非常勤に女性が多いことは、このことと強く結びついていると思われます。

またアンケートは専業非常勤講師の年齢や年数についても実態を明らかにしています。まず年齢別では30歳代 38%，40歳代 27%，50歳代 23%となっており40歳以上の人のが56%と、かなりの割合を占めています。非常勤講師の経験年数も10年以上が全体の44%を占めています。このことは非常勤が単に専任教員になるための過渡的存在ではなく長期に渡っていることを示しています。さらに担当コマ数では大学非常勤だけで収入を得ている人は平均週9.1コマ、予備校など兼職している人は平均5.1コマとなっています。週16コマ以上の

人も専業非常勤のなかには10%もいます。また勤務校の数では3校以上が52%を占めており、掛け持ちで多くの大学で教えることがわかります。この調査から言えることは大学の非常勤だけで生活しようと思えば週9コマ以上を持ち、最低3校くらい掛け持ちしないと生活できないこと、週5コマ程度では塾や予備校、専門学校でアルバイトしないと生活できない実態が明らかになっています。専任教員の担当コマ数は週6コマ程度ですので専業非常勤は専任教員より1.5倍も多く教えていることになります。担当科目別では語学が圧倒的に多く全体の60%を占めており、ここからも日本の大学の語学教育が非常勤にいかに依存しているかがわかります。私の個人的経験からしても週10コマ以上教えるのはかなり大変で十分な準備が出来ないのでと思われます。

## 大学非常勤講師の劣悪な労働条件

次に非常勤講師の賃金や生活についてですが、調査では非常勤講師の1コマ当たり賃金単価のほとんどは2万円～3万円であることを示しています。平均では2万5千円前後です。これでは週10コマ担当しても月25万円ほどしかなりません。しかもほとんどの非常勤は私学共済に加入できないので、国民年金13,300円と国民健康保険2～3万円の社会保険料を支払わなければなりません。さらに地方税も差し引かれるので手取りが20万円前後しかなくなります。そのうえ教育研究費は出ないので自費で必要な書籍等を購入しなくてはなりません。今回の調査によれば専業非常勤の年収が300万円未満と回答した人は全体の56%となっており、この実態を反映しています（なお、この収入は大学の非常勤だけでなく、それ以外の塾、予備校、専門学校などの収入を含めてである）。

大学非常勤講師の不安は収入が低いだけではない。常に「雇い止め」の不安にさらされていることです。次年度の担当科目は例年10月から12月にかけて委嘱依頼がくるのが一般的ですが、近年では大学が教育改革の一貫としてカリキュラムの再編を盛んに行っています。そのこと自身は悪いこととは言えないが、これが非常勤のことなどお構いなしに行われる事が少くない。その結果、突然に次年度から担当のコマがなくなったり削減

# NEWSを読み解く

されたりします。アンケート調査でも専業非常勤の半数近く（48%）の人が「雇い止め」の経験をしています。雇い止めの理由は「科目がなくなった」（39%）「他の人が担当することになった」（33%）「科目は残ったがコマ数が減った」（29%）などが上位にあげられています。

## 大学経営と安上がりの非常勤講師

このような大学の非常勤講師の劣悪な実態は、現在の大学とりわけ私立大学が非常勤講師を安上がりの道具として利用していることの反映です。近年、少子化に伴う学生数の減少に備えて各大学は危機感を強めさまざまな「経営努力」をおこなっています。しかし、大学の「経営努力」と言ってもそのほとんどは経費の大半を占める人件費をいかに削減するかです。専任教員をあまり増やさないで非常勤の割合を増やしたり、職員でもパート職員を増やす傾向にあるのはこのためです。

ここでは非常勤講師を増やすことがいかに安上がりになるか関西のA大学の事例でみてみましょう。

A大学の教員数では非常勤が千人以上も採用されており、専任の2倍弱います。授業コマ数でも全体の4割弱を非常勤講師が担っています。しかし、人件費では専任教員に90億円支払っているのに非常勤講師には10億円しか支払われていません。全体の入件費に占める割合は非常勤の入件費の割合は10%程度にしかすぎません。しかもこれは入件費だけで専任教員の場合は、これ以外に研究費などが別途支給されるのに対し非常勤は1銭もできません。これを1コマ当たり入件費（年間）で計

算すると専任教員は209.8万円、非常勤講師は38.1万円になり、5.5倍の格差になります。これらの資料からわかるように、大学経営にとって非常勤がいかに安上がりかがわかります。

しかし、問題はそれだけにとどまりません。ほとんどの私立大学は私学振興事業団から補助金を受けています。この補助金は一定の計算式で大学が事業団に申請し受け取るわけですが、この中の入件費に対する補助金（経常費補助）があります。A大学の入件費に対する補助額をみると総額では専任に対しては8億4千万円補助されているのに対し、非常勤へのそれは3億8千万円にしかすぎません。これを1コマ当たりに換算すると専任19.5万円に対し、非常勤1.4万円となり格差は13.9倍にものぼります。これは経常費補助金の計算式で、こうなるわけでA大学の責任ではありません。また私学事業団からの補助は給与費補助以外に福利厚生費や研究教育経常費についても補助金を支給していますが、これらの補助金は私学共済に加盟できない、研究費が支給されない非常勤には無縁のものです。

非常勤講師組合ではこれまでの文科省交渉で、非常勤教員給与費の補助金の計算式のもとになる「標準単価」の引き上げを要求してきました。その結果、従来の1時間当たり単価を3400円から5100円に50%引き上げることを検討すると発表しています。もっともこの助成単価の引き上げが実際に非常勤の賃金アップにつながるかどうかは別です。非常勤の賃金は補助金と関係なく各大学の自主性に任せているからです。

A大学の事例

（金額は単位100万円）

	専任教員	非常勤講師	その他	合計	非常勤の割合(%)
教員数（人）	594	1106	14	1714	64.5
コマ数	4305	2575	113	6993	36.8
入件費	9032		1023	10055	10.2
給与に対する補助金	837.4		37.8	875.2	4.3

	専任教員①	非常勤講師②	①／②
1コマ当たり入件費（千円）	2098	381	5.5倍
1コマ当たり補助金（千円）	194	14	13.9倍

\*②のコマ数は非常勤講師とその他の合計コマ数

## 均等待遇指針を 大学の非常勤講師にも

近年、日本のパート労働者の差別的待遇が国際的にも問題となり、また裁判でも「丸子警報器事件」判決の影響もあって、厚労省もようやくパート労働者の待遇について「通常の労働者との均等を考慮して」決めるよう指針を出してきています。非常勤組合も厚労省や文科省に対し各大学に均等待遇指針を遵守するよう指導せよと要求してきました。これに対し両省とも賃金は各大学の自主性に任せるとして積極的な対応をしようとはしていません。

ところで、大学の非常勤講師への均等待遇の適用について問題になるのは専任教員の賃金をどう見るかです。専任教員の給与は一般的には次の4つの労働の対価と考えられます。①大学の教育労働 ②研究活動に関わる労働 ③入試や教授会など大学運営の業務に関わる労働 ④教員の社会的活動に関わる労働の四つです。このなかで最も重要な労働は①と②だと考えられます。非常勤講師の場合大学から求められている労働はとりあえず①の教育労働と考えられます。しかし、より良い教育を行うには②の研究労働なしにはできないと考えられます。それゆえ、非常勤講師は①については専任教員と同一価値労働とみなされます。また②についても部分的であれ必要あるとみなされます。実際に大学が非常勤講師を採用する際、ほとんどの大学で研究の業績審査をおこなっているからです。

問題は大学が専任教員の給与を四つの労働について、どのくらいの割合で賃金を支払っているかです。これを明確にしないと非常勤講師の現行の給与が均等待遇指針と矛盾するとは言えません。実際、専任教員側から言わせると「非常勤は大学

の雑務がなく気楽だ。」ということになります。非常勤組合が各大学の団体交渉などで専任教員の賃金が何に対する対価かと追求しましたが、ほとんどの大学が、その区分は不可能と答えています。確かに賃金を教育労働や研究労働の対価として支払っていると明確にしそうすると授業アンケート結果や研究業績で教員間で賃金格差をつける問題にも関わることとなり、専任教員間の競争を激化させるという別の問題をひき起こす可能性もあります。授業や研究の客観的評価は難しい問題です。しかし、各大学が専任教員に対しどの労働をもっとも重視しているかの見解はだせるはずです。

私の個人的見解では、一般的に専任教員の給与の半分以上は教育労働の対価とみるのが常識的と考えます。もちろん、これは個々人によって違います。大学の役職につければ当然、③の労働がかなりの比重を占めるだろうし、大学の研究所などでは①の相対的比重が高くなると思われます。ただ現在の一般的な私立大学のほとんどは学生教育に最も力を入れており、教育労働の比重が半分以下とは考えられません。このように見ると同一価値労働同一賃金の原則からみて前述のA大学のようなコマ当たり5.5倍の格差はどうみてもおかしいのです。せいぜい2倍程度が適当と考えられます。それには非常勤講師の給与を現在の1コマ月2.5万円を5万円前後に引き上げるのが妥当な線だと思われます。

『実態と声』の自由記述のなかで、パートタイマーである非常勤がフルタイマーの専任教員よりも多く授業をもっているのはおかしいと外国人に言われて返答に窮したとの意見がありました。生活のため非常勤講師が専任より授業を多く持つという日本の大学制度はおかしいのです。均等待遇を重視すると口先では言っている厚労省も大学に対して何の指導もしないのです。日本はおかしな国だと思います。

(えじり あきら 大阪電気通信大学非常勤講師)

## 鹿児島国際大学事件 — 学問の自由と大学人の連帯、そして恐怖からの自由 —

SHIGEMOTO Naotoshi

重本 直利

### 何が問われているのか

2002年3月29日に発生した鹿児島国際大学における三教授懲戒解雇事件への取り組みも早1年半が過ぎた。この間の支援の取り組みの中で、この懲戒解雇が国際的な高等教育改革の流れに真っ向から逆行する性格のものであることが社会的に明らかになりつつある。すなわち、この事件は、学長や経営側が研究・教育内容および教員審査に直接介入しさらにそれを理由に過酷な処分を強行したものであり、日本の大学の長い歴史の中でも稀有の驚くべき事件であるということである。このことは、大学人の人権つまり教育権・研究権の侵害事件であり、さらには学生の諸権利の侵害につながる事件であると言える。そこでは学問の自由と大学人の人権が問われ大学の存立の根幹が問われている。また、ユネスコ21世紀高等教育宣言をはじめとした国際的諸文書における教員の人権（教育権・研究権）の尊重、さらに職員・学生を含めた大学構成員全員の大学運営への主体的参加の方向性と逆行する事件でもある。事件の詳細な性格についての分析は、既に公開・発表されているホームページ（<http://www.jca.apc.org/~k-naka/>）『日本の科学者』2003年2月号を参照されたい。本稿では日本の大学がおかれているより根源的で今日的な性格から鹿児島国際大学事件を読み解いていきたいと思う。

### 鹿児島国際大学事件から みえてくるもの

鹿児島国際大学における極めて顕著な学長への権限集中、それは学問内容にまで踏み込んだ「独裁的・権威主義的体制」と言ってもよい状況である。現在、国公私立大学を問わず、大学運営はその権限を学長・理事長へ集中させる傾向にある。権限の集中は、民主主義の深化・徹底と相並行し

て（表裏一体の下で）進むことによってはじめて十全に機能するものである。しかし、鹿児島国際大学事件は人事権を含め権限の集中のみが極端に進んだことによって生じた象徴的な事件である。特に私立大学においては、今後、教授会ならびに教員の教育・研究内容への侵害事例が多発する兆候が見られるようになっている。現在、そのごく一部が表舞台に出ているが、多くは伏されたままで事が処理されている。こうした人権侵害は、国立大学の「独立行政法人化」によって今後加速され、日本の高等教育全体に及ぶことが予測される。また、かつての戦時下に類するような国家主義（ナショナリズム）的なプロジェクトとして研究・教育が方向づけられようとしている。こうした事態の進行は明らかに国際的潮流に逆行したものであり、一国の経済的競争力のために高等教育を改編しようとするものである。それは国際的孤立化を招来することになりかねない。そこでは研究・教育の評価問題を含め「学問の自由」への侵害、学問の自律性の危機を招來する。このことは、大学内での言論・思想の自由の侵害にとどまらず、今後、国民の言論・表現および思想の自由そのものを脅かすものもあると言える。また、現下の国民の人権状況が大学内での人権状況に反映してもらっている。学内と学外の両者は相互に作用して大学内における「独裁的・権威主義的体制」と人権侵害が進行していると言える。今、世界的にみても研究者の人権擁護は重要な課題と位置づけられている。これまでならあまり取り上げられてこなかった研究者の人権擁護が重視されているのは、高等教育の普及、社会的影響力の拡大という現実の反映であると言える。1993年5月にワシントンで結成された「諸アカデミー・学術諸協会の国際人権ネットワーク」（IHRN）は、国際連合が採択した世界人権宣言に基づき科学者の人権擁護の活動を国際的に展開している。日本学術会議も当初、政府機関である故にオブザーバーとしての参加しか認められなかつたが、最近正式なメンバーとして迎えられることになったようである。同ネットワークの執行委員にはノーベル賞受賞者が名を連

ねている。研究者の人権擁護は今や世界的なネットワークとして展開されようとしている。他方、大学審議会答申と同年同月に発表されたユネスコ「21世紀高等教育に関する世界宣言——展望と行動——」(1998年10月)は、今後の社会的諸課題への取り組みと諸問題の解決にむけて、「学問の自由」に基づく大学の役割を高らかに宣言している。さらにユネスコは「高等教育の教育職員の地位に関する勧告」(1997年)において大学教員の厳格な身分保障を求めていた。なお、現在、ユネスコ事務総長は日本人であることを明記しなければならない。ユネスコ宣言がいまだ文部科学省において翻訳されず、関係諸文書が日本国内で広報・普及されないことは、事務総長としてその責任は重大である。それは日本の高等教育政策がユネスコ宣言の対極に方向づけられている故である。

## 学問の自由と研究者の人権

こうした事態の進行の中、鹿児島国際大学三教授を支援する全国連絡会は、2003年9月21日「学問の自由と研究者の人権——国際的潮流と日本の課題、そして知識人の役割——」と題する公開シンポジウムを開催した(協賛団体は、京滋私立大学教職員組合連合、社会文化学会、日本科学者会議京都支部、川島茂裕さんを支援し大学教員の教育研究と身分保障を考える会である)。このシンポジウムは、国連の国際人権宣言および人権規約に基づく世界的な潮流をふまえて、現局面での日本における危機的な「学問の自由と研究者的人権」の諸状況および今後の高等教育、知識人のあり方・役割を議論することを課題として開催された。また、現在、大学で具体的に起こりつつある人権問題の解決に資する研究者の国内外の連帯(ネットワーク)のためのシンポジウムになることを期待して開催された。「高等教育の国際的潮流と日本の大学改革」と題された田中昌人氏(京都大学名誉教授、人間発達研究所所長)の報告は、「ディープニング・デモクラシー(民主

主義の深化・徹底)」という視点が強調された。高等教育の世界的潮流への評価・確認である。大学審議会答申、独立行政法人化といった国内的な流れの中で、それ以外の指針・基準が示されていない国内の現状に対し、国際的潮流を学び指針とすることの意義である。第二は、「学問の自律性の危機と知識人の役割」と題された紀葉子氏(東洋大学助教授)の報告で、教育・研究主体の側の視点からラジカルに争点が提起された。いまや死語となっている「知識人論」の再興でもある。知識人としての大学人の社会的責任とは何かである。第三は、「国立大学独立行政法人化問題と大学の自治と学問の自由」と題された池内了氏(名古屋大学教授、大学改革を考えるアピールの会呼びかけ人代表)の報告は、国立大学が「知の企業体」へと大きく舵取りをする一大国家プロジェクトの進行という事態への警鐘である。独立行政法人化問題の明確化である。それは学問の基礎が根こそぎにされる現実への警鐘でもある。第四は、「日本における研究者の人権状況と今後の課題」と題された浜林正夫氏(一橋大学名誉教授、JSA科学者の権利問題委員会委員長)の報告は、「大学の経済化・企業化」という一大国家プロジェクトに対して、研究者の人権侵害がさらに多発することへの警鐘を発し、全国的な研究者の連帯(ネットワーク)という課題を提起した。それには、まず研究者的人権(教育権・研究権)侵害の現況についての理解が求められているとした。人権侵害について無反応になりつつある大学人への警鐘である。以下において、これらシンポジウムの四氏の報告および討論から4つの論点を中心にして、



鹿児島国際大学事件の問題性格をさらに読み解いていくことにする。

## 民主主義の深化・徹底

民主主義の深化・徹底（ディープニング・デモクラシー）は、特に、高等教育を望む人は、いつでも、誰でも、どこでも、必要な時に学べると位置づけられているという点にあり、この点を、ユネスコ宣言では、「入退学の柔軟化」、「個人的な発達」、「社会正義の文脈における人権」、「民主主義と平和のための機会の提供」において具体化している。高等教育において、「批判的で進歩的な機能の強化」、「学問の自立性の享受」、「社会的責任および説明責任」等を求めている。具体的には、大学での研究・教育が、特に貧困、不寛容、暴力、非識字、飢餓、環境汚染および病気といった「負の遺産」の根絶を強化するという課題に向き合い、民主主義社会に完全にコミットし、平等と正義を育成する変革の推進者となるよう学生の発達を保障していくという課題である。国際人権規約での「高等教育の無償化原則」はこのための基礎的条件となる。しかし、依然としてこの原則に対して日本政府は留保している（国連の社会権委員会は2006年までに留保撤回についての回答を日本政府に迫っている）。さらに国立大学の独立行政法人化によってこの無償化問題は拡散される危険性がある。国公私立を問わず大学の経営基盤を今後どう作っていくのか、この点を民主的に議論していく必要性が問われている。しかし、現実は例えば文部科学省主導の「大学教育支援（C O L）」にみられるように、教育を「人的資源としての能力開発」という観点が強調され、国際的潮流としての人間としての成長・発達が保障される視点が欠落している。C O Lの採択数80件、申請は600件を超えており、わずか3週間で書面とヒアリングが行われて結論を出した。そこでは前述の発達保障と「負の遺産」の解決という視点が欠落している。ディープニング・デモクラシーを推進するために、田中昌人氏は4つの視点をあげた。①自分を律し社会的に自立する、②消費ではなく生産諸活動を学ぶ、③受験制度を廃止し教育を持続的・継続的に保障する（トランジション保障）、④家族の役割、これらを通して個人の中に発達課題を

位置づけるという視点である。こうした大学教育に対する評価を経営側からの人的資源開発という観点ではなく、氏は社会的に連帯し共生して形成していく価値のための民主主義的な第三者評価を求めている。教育・研究のみならず制度および機会の民主主義的深化・徹底は、日本の大学改革の切実な課題であり、鹿児島国際大学事件を発生させたこの間の学長を中心とした学内改革との争点の第一はここにある。つまり鹿児島国際大学での権威主義的運営である。ここでは、学問固有の内在的価値によってではなく外在的な権力や威信によって運営することであり、大学内での人間関係を上下関係・位階制的秩序で捉え、上に対しても強迫的に追従・服従しつつ、下には傲慢・尊大にふるまうということが支配的な大学運営である。それはディープニング・デモクラシーの対極にある。

## 知識という武器、闘う知識人

19世紀末フランスにおける「ドレフュス事件」において「知識人」という用語が使われた。それは、軍部と右翼に反対して人権擁護という文脈で使われ、最初から「知識人」は「人権のために闘う存在」として使用されたとした紀葉子氏は、これに続いてノーマ・フィールドの次の言葉を紹介した。

「つくづく思うのは、この国のアカデミズムの怠慢だ。80、90年代のリベラル派知識人が、どれだけ一般市民向けの言説を怠ってきたのか。反省がないままのツケが溜まり、いまや語りかける言葉を決定的に失ってしまった」。

このことは、鹿児島国際大学事件が発生した当時の大学関係者の雰囲気でもあり、また他の私立大学、さらには独立行政法人化に対する多くの国立大学関係者のことを指していることかと思える。他方、70年代後半以降急速に広まったポストモダニズムの風潮は「学問は無力である」といった脱構築（言説等の解体）化される中で、知識は言葉の遊戯と化す。紀氏は、「教員というのは暴力（知識という武器）を行使することしかできない存在なのであるという認識に立ってはじめなければいけない」というピエール・ブルデューの言葉を引用した。そして、氏は、「その押し付けられ

たものを跳ね返す力が学生にあるならば、その教員は淘汰されていって、より新しい知識に到達することもできる。しかしながら、どちらが正しいかわからないけれども、あなたの考えもいいのではないかと言うまま放置されてしまった学生は、「次に進むことができない」と結論づけた。これは自らの「責任倫理」を放棄した教員であり、アカデミズムの怠慢、「闇わない知識人」であると私は思う。ネオリベラリズムという野蛮と闇う知識人ブルデューは、学問を含む文化の領域に経済の領域が土足で踏み込む現実と闇う。学問の評価が、「研究費の獲得額」によったり、成果の上げやすい実証的研究に偏ったり、コンピュータ処理によるもっともらしいデータが横行したりといった現実が進行している。また、「武器としての知識」が「金儲けの知識」へと変貌を遂げている。そこでは、知識人の連帯の場が学問内容（内側）から解体されていくことになっている。「勝ち組」、「負け組」という表現が大学の中でも公然と使われ始めている。鹿児島国際大学事件の本質は、人事権をはじめ学問内容の評価を含め、それらが学長へ集中され、学長に与する者が「勝ち組」であり、学長に与しない者が排除されていき「負け組」（クビ）となるということである。紀氏は、「知識人は内向きであっては困る。大学人は教育者でもある。教育者が自分のクビを恐れて内向きになってしまふ。その中で教育を受ける学生ほど不幸な存在はない。私たちは外に向かって目を開いていく。そのようなネットワークを少しずつ創っていく必要があるのではないか」という言葉で締めくくった。死語となって久しい「知識人」、今こそ、その再論と現実化が待望される。鹿児島国際大学事件は「知識人」とは一体どういった存在であるかをあらためて問うている。時代に迎合し、体制に迎合し、組織に迎合し、ついには権力に迎合する知識と知識人のあり様（解体）という問題がなげかけられている。

## 「知の企業体」, 一大国家プロジェクト

日本経済の活性化のための大学改革、産官学融合、大学の自治（独立性）の解体であり、学問の領域への経済の領域からの侵蝕ということが、一

大国家プロジェクトとして取り組まれようとしている。そのための改革は、まず権限が集中され学長を中心とする経営協議会によるトップダウンが行われるようになる。経営協議会と教育研究評議会からの代表によって学長選考会議が設置される。これまでの教職員参加による学長選挙ではなく、この選考会議が実質的な学長選考にあたることになる。いったん学長が選ばれると、学長の意向で学部長選考も行われ経営協議会も教育研究評議会のメンバーも学長の意向が反映されることになる。さらに文部科学省の下にある評価委員会が、経営の観点から効率性の評価を行い、評価の低い学長は文部科学大臣によって解任されることになる。文部科学大臣が文字どおり大学運営のトップとして君臨する。この「知の企業体」連合としての「国立大学法人」は文部科学大臣をトップにして運営される一大国家プロジェクトである。池内了氏は、「知の企業体」への変貌が公共財としての大学の論理を排除するとし、文化に寄与する学問（氏はこれを「実学」に対する「虚学」とする）の排除が一大国家プロジェクトとして推進されようとしている警鐘を発した。鹿児島国際大学内での完結した支配体制（同学内でのこの間の学長権限の強化に基づく新たな運営体制づくり）はこの国家プロジェクトの流れに先行している。学問の評価も学長が行い、その評価に合わない場合は教授会で可決された人事も廃棄される。それのみならず、そのような人事を進めた教員を懲戒解雇することになっている。学問の自由およびその制度化としての大学自治の担い手は学長となる。このことは一鹿児島国際大学のみならず今後多くの大学運営において懸念される問題である。鹿児島国際大学事件の第三の問題性格は「知識を生産する」組織体の経営・運営のあり様の問題である。そこでは人権問題とともに「知とは何か」の根本が問われている。

## 市民的自由の制限

私立大学における経営困難を理由とした解雇・人員整理、所属大学への批判による解雇、宗教行事への参加拒否による処分、組合結成・組合員への嫌がらせ・弾圧、研究費差別、事務職への配置換え、隔離部屋（座敷牢）の存在など、社会的に

# NEWS を読み解く

認められている市民的自由の制限が大学内で行われている。浜林正夫氏は、日本の国民全体が市民的権利、人権を侵害されている現状との関わりが重要であり、市民的自由の土台が日本社会全体として崩れつつある中で、大学での人権侵害が進行していると強調した。また、これまで大学人は権利侵害に対する意識が弱く、現在の事態に有効に対応できていない。侵害事例のほとんどが表に出てこない現実があり、本人および周囲が声を上げる必要がある。氏は、そのためにも全国的な連帯（ネットワーク）が強く求められているとされた。新たな大学づくりがいろいろな立場から唱えられ、国あるいは個々の私立大学で具体的な改革が行われている。その中で教育・研究内容が一方的に改編され、同時に市民的諸権利が制限されていくということが白昼堂々と行われるようになってきている。鹿児島国際大学事件では、トップが「国際化」とか「大学院重視」という方針を掲げ、これまでの蓄積や地域特性などを無視して一方的に改革が進められてきた。そこでは民主主義の深化・徹底と逆行する事態が進行している。つまり、恐怖感をいだきながら教育・研究、さらに人事をすすめなければならないといった異常な事態が進行している。こうした現状に対して、我々が抽象的・一般的に「国民のための大学づくり」、「開かれた大学づくり」といってもだめで、やはり学問の自由に基づけられた研究権・教育権による改革を行っていかなければならない。ユネスコの諸文書はその意味で重要である。高等教育の国際的基準（グローバル・スタンダード）は明確になっており、そこから市民的諸権利を制限し経済的効率性から学問と大学を再編しようとしているジャパン一ズ・スタンダードの現実を批判していく必要がある。任期制についても、現状では特に若手研究者の使い捨てのような現実があり、また非常勤講師の劣悪な教育・研究条件は明らかに人権問題である。例えば、ユネスコが提唱する「終身在職権」という安定的な身分保障が学問の発展にとって重要なという考えはすでにグローバル・スタンダードとなっている。教育・研究そして生活をいつ奪われるかを危惧しながら、まともな教育・研

究が行われることは期待できない。鹿児島国際大学事件の第四の問題は市民的自由の制限である。

## 最 後 に

今、大学人はリストラ（首切り）を恐怖する働く人たちと同様の恐怖の中にある。独立行政法人化を決めた国立大学関係者も同様であろう。明らかにこの国は今「学問の死」を迎えるとしている。各大学間競争の「強制」の中で生き残った大学が「いい大学」であり、負けないように頑張れというのが大学経営の基本にすわっている現実がある。「競争的環境の中で個性が輝く大学」などという矛盾した文部科学省のキャッチフレーズがまことしやかに唱えられ、この競争に勝ち抜ける「個性化」を大学に求めている。この競争に入れないのであるが、また入っても負けてしまう学問は、その学問の個性とともにその担い手である教員も排除されていくことになる。本来、個性は競争するものではなく共生するものである。この競争の強制の中に公然と差別が行われる。競争に勝ち抜くために目的（多くは経済的であり権威主義的目的）が一方的に立てられ、この目的のために教育・研究内容および人事が進められる。そこでは、不当な扱いを受ける者が多く現れ、その人をみて周りは萎縮し恐怖する。すでにこの萎縮と恐怖の連鎖は大学内にそして社会に蔓延している。これに対し、問題を共有し多元的な価値（個性）が共生できる積極的な仕組み（ネットワーク）を学内外で作っていく必要がある。今回のシンポジウムでの教職員組合、学会、科学者団体、支援団体、そして「三教授を支援する全国連絡会」の連携はそうした試みのネットワークである。今後、このネットワークは国内から国際的な広がりをもつことだろう。そうした中で鹿児島国際大学は「恐怖からの自由」を獲得することになるだろう。鹿児島国際大学事件の解決は21世紀日本の大学づくりの試金石である。

（しげもと なおとし 鹿児島国際大学三教授を  
支援する全国連絡会事務局長 龍谷大学）

# 労働と生活の変容と ベーシック・インカム構想

社会的不平等の拡大と「個人化過程」について論究したベックの『危険社会』論に着目しながら、労働と所得の切り離しを図るベーシック・インカム構想が、今日の労働と生活の危機的状況を切り開きうることを示す。



OZAWA Shuji  
小沢 修司

## はじめに

今日の労働と生活の変容を読み解き、求められる社会変革の方向性を探るうえで、「個人化」がキーワードとなろう。個の自立や自己決定は、個性を尊重し人間の発達を保障する社会を築き上げていくうえで欠かせない概念であり要件であるだけでなく、同じ言葉が新自由主義的政策展開のなかでは資本の搾取や権力による国民の支配に道を開く役割を持って使われているからである。そこで、本稿では、まず、今日の労働と生活の変容について確認したうえで、社会的不平等の拡大と「個人化」過程に焦点をあてたウルリヒ・ベックの所論に着目しながら、21世紀の新しい社会政策の可能性として注目されてきているベーシック・インカム（以下、BIと記す）構想について考察することにしたい。

## I 今日の労働と生活の変容

今日の労働と生活の変容は、およそ四半世紀にわたって進行してきた家族ならびに就労形態の多様化を一段と加速する形で進んでいるといえよ

う。

夫婦と未婚の子から成る核家族世帯は1975年当時、全世帯の42.7%を占めていたが2002年には32.5%にまで落ち込み、1975年以降働く女性が増え続ける中で1991年からは共稼ぎ家族の数が専業主婦家族の数を上回るようになってきた。1975年からの変化では単独世帯が18.2%から23.5%へ、また人口の高齢化を反映して高齢者世帯が3.3%から15.6%へと増大し、さらには、未婚率や初婚年齢の上昇など結婚を選択しなかったり、その時期を遅らせる傾向が続いている<sup>1)</sup>。また、離婚も増加する（2001年には婚姻が79万9,999件、離婚が28万5,911件に）など、稼ぎ手としての男性と専業主婦としての女性が結婚して子を産み育てるという「標準家族」がモデルとされたかつての状況はいまや遠い昔となってきた。

次に、現在（2002年平均）、就業者6,319万人のうち雇用されているものは5,337万人（84.4%。就業者に対する割合）、非雇用は973万人であるが、被雇用者のうち正規雇用は3,886万人（61.5%）、非正規雇用は1,451万人（23.0%）〔内訳は、パート718万人（11.4%）、アルバイト336万人（5.3%）、派遣労働者43万人（0.7%）、臨時社員・嘱託230万人（3.6%）、その他125万人（2.0%）〕となっており、近年、急速に進行しているのがこの非正規雇用の増大なのである。リストラや企業の倒産

が相次ぎ、360万人にも上る完全失業者数、完全失業率が5.4%にも達するというかつてない雇用の危機が進行する中での非正規雇用の増大は、安定した雇用機会の確保を通じて安定した生活を維持するという従来の生活保障の構図自体が崩壊してきていることを意味している。

とりわけ、こうした非正規雇用の増大、雇用の不安定化が青年層において顕著に進行していることは深刻である。表1は、青年層（15歳～34歳）の週当たり就業時間別雇用者数の変化（1995年から2001年の間）を示している。この6年間に正社員に就いている若者は129万人減少する中、パート・アルバイトに従事するものが170万人も増えている。青年層における非正規雇用の割合が男女を問わず急速に拡大し、しかもその傾向が新規学卒者のところで発生していることは、身につけてきた高い教育水準を生かして新しく労働人生を始めようとする意欲に満ちあふれた青年層の期待を踏みにじるものであり、青年の自立を著しく損なうものとなっている。

加えて、今日、労働時間の2極分化の影響が生

活破壊を一段と進めていることも深刻である。先の表1は、就労形態として正規雇用が減少し非正規雇用が増加していることを示しているだけではなく、労働時間の短時間化（30時間未満働く者が78万人増加）と長時間化（60時間以上働く者が56万人増加）という2極分化が進んでいること、しかも、その内実は、短時間就労がパート・アルバイト層に生じ、長時間就労が正社員に生じていることをも示している。『平成15年度 労働経済白書』に示されている「週の労働時間が60時間以上の者の割合（非農林業）」によても、1999年頃から20代後半から40代前半の年代を中心に、また企業規模が大きい事業所を中心に長時間労働化が進んできていることが見て取れる<sup>2)</sup>。とすれば、正規雇用者はリストラの不安に怯えながら、収入は相対的に高くとも長時間労働のゆえに生活のための時間的余裕は許されず、非正規雇用者は雇用の不安定性のみならず短時間・低賃金ゆえに生活のための経済基盤は与えられることはない。いずれも生活破壊に直面する毎日である。

最後に、「平成14年国民生活基礎調査」によっ

表1 短時間労働者のパート・アルバイト化と正社員の労働時間の長時間化  
(万人)

週当たり就業時間	雇用者		
		正社員	パート・アルバイト
全 体	+41	▲129	+170
30時間未満	+78	▲1	+80
30～40時間	▲12	▲40	+28
40～50時間	▲82	▲127	+45
50～60時間	▲0	▲9	+9
60時間以上	+56	+49	+7

- (備考) 1. 総務省「労働力調査特別調査」により作成。  
 2. 1995年から2001年の週当たり就業時間別雇用者数の変化。  
 3. 「正社員」とは、常用雇用の正規の職員・従業員の人。  
 4. 「パート・アルバイト」とは、雇用者から「正社員」を除いた人。  
 5. 対象は、15～34歳の人。

(出所) 「平成15年版国民生活白書」。

て所得の状況を見ておこう。1世帯当たりの平均所得額は602万円で5年連続の減少を記録したが、所得額別に見て世帯数がいちばん多いのが300万円台（12.1%）、次いで100万円台（11.6%）など500万円未満の世帯数が全世帯の51.3%と過半数を超えており、低所得での生活維持に悲鳴が聞こえるかのようである。なかでも母子世帯の平均所得金額は243.5万円（母子世帯の52.2%は所得が一番低い第I五分位階級（平均所得額135万円）に属している）、高齢者世帯の平均所得金額は304.6万円（高齢者世帯の46.8%が第I五分位階級に属している）など、生活困窮度が一段と高くなっている。

こうした生活難の現状は、消費者ローンを利用した生活維持を続けるなか雪だるまのように膨れあげる借金が払いきれずに個人破産に至るケースが急増していることにも現れている。日本クレジットカウンセリング協会調べによると、相談に訪れた者のうち「生活費」を工面するためにクレジットカードを利用し債務多重化に陥ったとする者の割合が1998年以降ずっと1位の座をキープしている。また、個人破産件数も近年はうなぎ登りであり、2001年には16万件を突破（うち貸金業関係は13万7千件）したが、1990年と比べると全体件数では14.2倍、貸金業関係は16.4倍と驚くべき数字となっている<sup>3)</sup>。

以上、雇用の危機と連動しての生活破壊の進展・深刻化を確認してきたが、こうした危機的状況にもかかわらずかつてのような労働運動や社会運動の大きな盛り上がりが見られないまま、個々人は不運な運命を堪え忍ぶかのように荒れ狂う市場原理の大波に翻弄され生活防衛に汲々とする日々を過ごしている感が否めないのはどうしてだろうか。「個の自立」や「自己決定」という言葉が、資本による搾取の自由を放任し権力による国民の支配を許す魔法の言葉として使われている感も否めない。

もちろん、さまざまながらみから個を解放する「個人化」過程は、個の自由な生き方を尊重し、個性の豊かな発揮を保障する社会を（もちろん「男女共同参画社会」も）実現していく上で必要不可欠な過程である。個の自立にもとづく福祉社会の建設を筆者も望むものである。歴史の歟車が逆回転し19世紀の自由資本主義段階に戻ったわけではあるまい。20世紀の「福祉国家」の経験を

積んだうえで21世紀を迎えている今日的状況において、「労働と生活の危機的状況」の進行と「個人化」過程の同時併存をどのように認識すればいいのであろうか。

## II 「個人化」とウルリヒ・ベックの「危険社会」論

### ① 「伝統社会」の制約からの脱却と「福祉国家」による「個人化」の進展

ウルリヒ・ベックの『危険社会』が出版されたのは、世界中を震撼させたチェルノブイリ原発事故が起こった1986年であった。人類に致命的な環境破壊をもたらす「危険社会」の社会的仕組みについて解明した本書は日本でも1988年に訳書が出されている。ただし、当時は「第2部 社会的不平等の個人化—産業社会の生活形態の脱伝統化」（全体の約3分の1弱に相当するという）が省略されていたが、1998年になって全訳が出版された。「個人化」過程の分析が行われているのは、その第2部においてである。

歴史的にみて個人化の過程は資本主義社会の成立に伴う賃金労働者の創出とともに進行する。賃金労働者は、いわゆる「二重の意味で自由」な労働者として、生産手段を奪われ（生産手段からの自由）、生活するためには自ら所有する労働力を賃金と引き替えに売らなければならないが、同時に、身分的制約や伝統社会のさまざまな束縛から解き放たれて自由な生き方が個人として許されるわけである。そして、こうした個人化の過程は資本の搾取の自由と資本蓄積による労働者の状態の悪化（貧困化）を伴いながら進められつつ、労働者階級の運動に促され労働者の状態を改良する社会立法を整備する形で20世紀の「福祉国家」状況を迎えていったことはいうまでもない。

こうして見れば、「個人化」の進行が、資本主義社会が伝統社会を解体するという近代化の過程で生じることは自明であるが、ベックによれば、産業社会（資本主義社会）の弊害を緩和しようとする「福祉国家」によってもたらされるという。

すなわち、「全般的な経済的繁栄、それと関連する完全雇用、福祉国家の完成、労働組合による利益代表制の制度化、教育の拡大、サービス産業

の拡大、開かれた移動性機会、労働時間の短縮などの」「社会全体の（社会的、経済的、法的および政治的な）枠組みに依存」しながら個人化過程が進行するというのであり、かつてのように労働組合ならびに労働運動という集団形成・集団行動に依存するのではなく、個々人は「福祉国家」のもと法制度によって保護された個人の権利にしたがって、時には（個人として）職業安定所へ出向き、時には法廷へ出向いて、申請書を書き、役人に相談し、また訴えを行っていくことになる<sup>4)</sup>。

こうして、個人の権利が「保護」された「福祉国家」の枠組みの中で雇用労働者が増大し労働市場が発展していくことを通じて、労働者の階級形成の弱体化あるいは破壊が進みながら「個人化」が進展するが、そうすると、失業など社会的不平等の拡大や「貧困」は社会問題としてではなく個人の問題として受け止められ処理されることになるというのである。

たとえば、大量失業であるが、まずは、「失業することとその失業が長引くという危険が、ハンディキャップをもった集団（子供をもつ有職女性、職業教育を受けていない者、病人、中年、外国人、資格や能力が劣る青年）におそいかかる」。その限りにおいては「特定の人々」の不運であるが、多くの者が人生のうちで一度あるいは何度も失業を自らで、あるいは身近に経験したりするような状況に遭遇することが日常茶飯に起こるようになるとどうなるか。「さしあたりはしばしば通りすがりの者のひそやかな足音とともに人生に忍び込み、行ったり来たりを繰り返して、いつの間にかそこに住み着き、それから何とかなるはずなのにダメだったという重苦しい気分とともに人間の心の奥に巣を作るのである<sup>5)</sup>」。こうして、「大量の人間にふりかかる運命は、引き裂かれて粉々になり、各個人の内へと向けられる。そして、その運命に見舞われた者の数が何百万にものぼるにもかかわらず、その数の多さを、容赦なく隠蔽し、[それが社会的な問題であるにもかかわらず] 個人的な人生の失敗として、個々人の心をさいなませる」<sup>6)</sup> 結果となる。

もちろん、事態が進行するのは失業という場面に限られない。「職業労働の脱標準化」を通じて、仕事の世界における「個人化」も進んでいく。

## ② 完全就業システムから部分就業システムへ

ベックによれば、1970年代までのドイツ社会では終身的な完全就業という統一的形態のもとで労働契約、勤務場所、勤務時間は標準化されており、労働と非労働とのはっきりとした線引きが空間的にも時間的にも、また、仕事のない状態とある状態とが社会的にも法的にも鮮明に区分されていたという<sup>7)</sup>。

ところが、今日では労働契約、勤務場所、勤務時間のそれぞれにおいても弾力化が生じ、労働と非労働との境界が流動的であいまいになり、柔軟で多様な部分就業システムが普及するようになってきている。コンピュータ技術、情報化の進展は労働者を特定の工場に集めて働く必要を減少させる（＝「脱中心化」）。

こうして、「生涯にわたる完全就業という産業社会の統一的なシステム（それには、完全就業の正反対の状態、すなわち失業をともなう）」から、「柔軟で多様な脱中心化された部分就業という危険の大きいシステム（このシステムにおいては、おそらく、仕事がないという意味での失業の問題は、もはや存在しないであろう）」への移行が生じ、失業は不安定雇用という形での新しい危険に満ちた部分就業形態に統合されるようになる<sup>8)</sup>。

しかも、多様で柔軟な部分就業と（情報化とネットワーク化によって）脱中心化された労働形態を有する新しいシステムが、より高い生産性をもたらすことが明らかになるにつれて、経営者はこぞって新しいシステムを採用することになり、また、「時間に対する主権」を期待する女性や若者が増えるにつれ新しいシステムが普及していく。こうして仕事の世界においても、雇用の不安定化と失業を隠蔽する部分就業化を伴いながら「個人化」が進むというのである。

## ③ 男女関係、家族関係の「個人化」と資本主義社会の構造的「矛盾」

ところで、社会のなかでの「個人化」は男女の関係、家族関係においても進行するとベックは言う。その進行過程は次のようなである。

すなわち、資本主義社会（ベックにあっては「産業社会」）が要求する賃労働は、女性が家庭において家事を担当するという核家族形態と性別分

業とを前提として成り立っており、そういう意味では資本主義社会は家族における伝統的な男性と女性の不平等な状況に依存した社会なのである。「性別役割分業は、産業社会の基礎であって、伝統社会の遺物ではない」<sup>9)</sup>。労働力の商品化ならびに近代化は完全ではなく半面的にしか実現せず、「個人化」は不徹底なままである。

ところが、家族内に残された男女の不平等関係は近代の原理と矛盾し、市場の普遍主義は女性の労働力化を押し進めていく。ベックはここでの女性の「個人化」の流れを規定する条件として5つを挙げている。すなわち、一つは、平均寿命の変化（長寿化）がライフサイクルの変化を引き起こし子育て期を終えて後の長い自分の人生と向き合うようになったこと、二つは、専業主婦として家庭内に閉じ込まれ社会から孤立するようにし向かってきた女性だが、家庭電化製品の家庭内への普及によって家事労働の内容が変化し家事の合理化が家事労働内容の空疎化をもたらすようになり家事で生きがいを満たすことができなくなったこと、三つは、子どもを産むか否かやその時期をいつにするかどうかを（パートナーとともに）決めることができるようになったこと、四つは、離婚の増大が否応なく男性による扶養からの解放と自ら働くことの必要性を高めていること、そして、五つは、教育の機会均等に伴って強い職業指向が現れてきたことである<sup>10)</sup>。こうした諸条件が重なり合いながら、個人の権利や個の尊厳をうたう「福祉国家」のもと、市場原理の徹底化が性の境界線を越えて進められていく。資本主義社会（産業社会）が前提としていた「身分的な生活の基礎」の解体と、男女関係、家族関係における「個人化」過程の進展である。

しかしながら、こうして進む男女関係、家族関係の「個人化」は資本主義社会が前提とする伝統的な家族関係との間で構造的な軋轢を生み出さざるを得ない。「解放」と古い役割分担へと引き戻され拘束されることとの間の矛盾である。ベックは労働市場（「市場の貫徹」）と家族（「再家族化」）との間の矛盾とも表現している。

「貫徹された近代の基本形は、孤立した個人であり」、労働市場が要求するのは「家族や結婚や親であることやパートナーシップ等からの要求を度外視」することである。とはいえ、全ての男性、女性が労働市場に参入する「理念型としての貫徹

された労働市場社会」では、失業者が飛躍的に増大する大量失業社会となり、また男性、女性など全てに対し経済的に自立しうる賃金を保証することは不可能であろう。とすれば、「再家族化」でもなく「市場の貫徹」でもない第三の道が用意されなくてはならないことになる。

それは何か。残念ながら、ベックはこの『危険社会』では基本的な考え方を示すだけで具体的な論及を行ってはおらず、家族関係にあっては「女性役割と男性役割を越え」両性が自立した個としてお互いに向き合い小家族を越えた新しい社会的共同生活を築いていくことが示唆されているに留まっている。とはいものの、小論の展開上、ベックがもう一つ示唆している制度上の問題に関する次のような指摘には注目しておきたい。

すなわち、「家族と労働市場の間の矛盾に対しては、おそらく制度的解決あるいは制度的緩和策が考えられうる（例えば、あらゆる市民に対する最低所得あるいは社会保障を、職業労働とは関係なしに行う、……など）。」というのがそれである<sup>11)</sup>。あるいは、別の箇所では、「例えば生存保障と労働市場への参加との関連を全体的にゆるめること……例えば、あらゆる市民に対する最低所得という方向で、生活扶助制度を増設することによってであるかもしれないし、健康保険や介護保険の適用条件から就労を除外することによってであるかもしれない。労働市場のねじをゆるめることは、（福祉国家による保障、労働時間の短縮などといった具合に）すでに今まで伝統的ななされてきた。労働市場のねじをゆるめることは、大量失業にあらわれているような——女性が労働市場に押し寄せる一方で、労働の生産性向上によって雇用に対する需要は減少しているという——相反する展開とともに、どのみち社会的な課題となっている。」との叙述も見られる<sup>12)</sup>。

ここで、ベックが示唆している「矛盾」の制度的解決策としての「職業労働とは無関係に行われる最低所得保障」とはBIに他ならず、「労働市場のねじをゆるめることが社会的課題となっている」ゆえに、今日、BI構想が新たな展開を見せていているのである。そこで次に、そのBI構想についての検討に移ることにしよう。

### III いまなぜ BI 構想が注目されているか？

#### ① 「労働」「家族」「環境」の変容への応答

BI 構想とは、就労の有無、結婚の有無を問わず、すべての個人（男女や大人子どもを問わず）に対して、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得を無条件で支給しようという最低限所得保障の構想であり、戦後「福祉国家」のもとでの社会保障制度の限界を乗り越えてすべての個人に生活保障のための経済的基盤（所得保障の面）を提供しようというものである<sup>13)</sup>。税および社会保険による所得保障のすべてを BI に置き換える、財源は勤労所得への比例課税によって調達される。個人所得課税における所得控除を不要とする税=社会保障制度を統合化する構想でもある。

こうした最低限所得保障の考え方自体はとりわけ新しいものではないが、とくに1980年代以降、BI 論という呼び名で戦後「福祉国家」の前提的条件であった「労働」「家族」ならびに「環境」面での状況変化に対応して新展開を見せてきているものである。では、従来の社会保障制度の限界をどのように乗り越える形で BI 構想が注目を集めているのであろうか。

「労働」の側面でいえば、労働履行を要件とした従前の稼得所得に比例しての社会保険給付など、安定した雇用確保（「完全雇用」）と生活賃金の保障のうえにはじめて成り立つ社会保障の制度設計は、先に見たような失業の増大、雇用形態の不安定化、弾力化が進む現実を前にしては効力を失う憂き目となる。これに対して、労働履行を受給要件としない BI であれば全員に対して確実な生活の保障を約束するとともに、社会貢献活動や文化芸術、自由な生命活動の可能性を大きく拡げるものとなる。ベックが指摘している「労働市場のねじをゆるめることが社会的課題になる」とはこのことを意味している。

「家族」の側面でいえば、稼ぎ手としての男性と専業主婦としての女性がペアとなって家族（「標準家族」＝「男性稼ぎ手モデル」）を形成し、男性が家族を扶養することを前提とする制度設計

では、働く女性が多数となり「標準家族」から逸脱する多様な家族形態が普遍化しつつある現実を前にして機能不全を起こすことは当然の成り行きであり、さらには個々人の自由な生き方を束縛することにもなる。これに対し、結婚の有無を問うことなしに全ての個人へ所得保障を行う BI であれば、家族イデオロギーの束縛から個々人を解き放つものとなる。これも、先に見たベックのい「家族と労働市場の矛盾」の制度的解決策たる所以である。

そして、「環境」の側面でいえば、経済成長にもとづくパイの配分（所得再分配）に与ってきた「生産主義」的な「福祉国家」の制度設計は、地球的規模での富の搾取と人間の生命活動・暮らしの基盤である自然環境の破壊を通じて、「持続可能な経済発展」への軌道修正を求められるが、労働と所得を切り離す BI の「脱生産主義」的性格は「環境」と親和的な社会経済システムの一翼を担うものとしての期待が寄せられることになる<sup>14)</sup>。

いずれの側面をとっても、賃労働を軸に構成されている「福祉国家」的な現代資本主義社会が機能不全に陥るなかで、労働と所得を切り離した所得保障構想としての BI に全ての個人の安定した生活基盤を提供する期待が込められているといえよう。

#### ② BI への懸念について ～なぜ労働と所得を切り離すのか～

こうして注目を集める BI 構想であるが、従来の所得保障の考え方、ひいては資本主義社会の生活原理と全く相容れない考え方の構想であるがゆえに、多くの懸念も表明されている。その最大のものは、労働と所得を切り離すという BI 構想の本質的特徴に関わっての懸念である。すなわち、働くない、あるいは働くとする意欲も示さないものにまで所得保障を行い、しかもその財源を働く者の稼得所得への課税に求めようすることは公正さに欠けるとともに、「怠け者」を増やす結果につながりひいては財源調達に困難が生じるというものである。

たとえば、労働とは無関係に誰彼なく無条件に BI を支給することについては、アトキンソンは「BI が依存状態を生み出し、国家が社会的排除を誘発するのではないかという懸念」が EU 各国政府の BI 導入を躊躇させている理由であると述

べ<sup>15)</sup>、BI の支給要件に、認定された職業訓練・教育を受けていること、認定された社会貢献活動・ボランティア活動に参加していること、高齢者・子ども・障害者などをケアしていることなどの条件を付けることを提唱（「参加所得」）するなど、BI 論者自体のなかにも異論が存在している状況がある<sup>16)</sup>。

また、ベックは『危険社会』を出版して後の1990年代後半以降、「市民労働モデル」とそれに関わった市民手当という形で BI 論を展開していくようになるが、無条件な BI 支給としてではなく、生業に絶対的な価値を置く労働社会からの脱却を目指して行われるオルタナティブな活動として、地域における共同性や社会的つながりを再建しようとする「市民労働」に対する手当支給の構想としてである<sup>17)</sup>。同様の主張は、リフキンの「地域コミュニティ活動への社会賃金」論にも見られるが<sup>18)</sup>、アトキンソンともどもベックらのこうした主張は、BI 論の必要性を認めるが無条件支給への躊躇を示したものである。

しかしながら、「市民労働」の認定は各地域に設置される市民労働委員会が行うとベックが述べているように<sup>19)</sup>、本来自発的であるはずのボランティアや社会貢献活動の内容に対し他者が判定を下す危険を伴うこととなり、「市民労働認定」という形でのある種の「資力調査」の復活が必要となる<sup>20)</sup>。

また、成瀬龍夫氏は小書の書評のなかで BI の水準とその財源調達問題を取り上げ、「BI の水準は財源的余裕によって左右され、それはまた個人所得税の納税者の数と納税額、要するに国民のうちの就労者数と賃金水準によって決まる」として、給付面では労働と所得を切り離せるかに見えて BI は「給付の財源面では所得の源泉である労働との関係を断ち切ることはできないのではなかろうか。」と BI 構想への疑問を提出している<sup>21)</sup>。

BI 構想は労働と所得を切り離すという点で本質的な特徴を有している。しかしながら、その意味は、生活の維持（所得確保）を雇用労働（賃労働）に委ねている今日的状況（＝資本主義社会の生活原理）から脱却する（＝生業絶対主義の労働社会からの脱却）という意味での労働と所得の切り離しだある。BI 財源を勤労所得に求めるのは、所得の源泉であり富や価値を生み出す労働との関係まで一切合切斷ち切る構想ではないからである。

このことは、たとえばゴルツが、所得（個々人が社会から受け取る）と労働（社会に与える）との総体としての一体性を重視しながら、フルタイム労働基準の大幅な引き下げ（年間1000労働時間へ）とワークシェアリングによる全ての個人への就労保障ならびに、労働適齢期全期間（20～30年間で2万～3万労働時間）中の自由な就労選択（就労しない期間も自由に選択する）とセットで無条件な BI 導入を提案していることにも現われている<sup>22)</sup>。

要は、生業という形での労働と所得の関係を切り離すことであって、さらにいえば、労働する場所を固定し、労働する時間を測ること自体ができるない状況が情報経済化によってもたらされていることも、労働の対価としての所得保障という従来の構想を無用にしてきているといえよう。

この点について、ベックも労働と非労働との境目があいまいになってきたと述べているのはすでに見た通りだが、情報経済化への移行が労働の質と労働の本性を決定的に変化させてしまったとして、アントニオ・ネグリとマイケル・ハートは共同著作『〈帝国〉』<sup>23)</sup> のなかで「万人への社会賃金」（＝BI）論を展開している。

ネグリとハートは言う。生産性、富、それに社会的な剩余の創出は、工場における物質的労働から、言語的、コミュニケーション的、そして情動的なネットワークを通しての協働的な相互作用の形をとった〈非一場〉における非物質的労働によって行われるものへと変化した<sup>24)</sup>。人々（ネグリとハートにあっては「マルチチュード〈多なるもの〉」）は、あらゆる場所で、あらゆる時間に生産する。こうして、「万人に対する社会的賃金と保証賃金の要求が明らかになる」<sup>25)</sup>。労働力自体がますます集団性と社会性を帯びるようになり、労働が個人に分割できず計測不可能となり、あらゆる活動が資本の生産に必要だというようになれば、社会的賃金（＝BI）の支給が人口の総体へと広がることは当然だ、というのである。

## おわりに

労働と所得を切り離す BI 構想は、賃金収入によって生活を成り立たせるという生業に依存した状況からの脱却を通じて、多様な人間労働の価値

と尊厳を取り戻す構想であり<sup>26)</sup>、男性の肩に「稼ぎ手」である重荷と女性の肩に「専業主婦」であり扶養される存在としての烙印を押す家族賃金から個々人を解き放つ「個人化社会」（個の自立にもとづく共同社会）を切り開く構想であり、そして環境に親和的な所得保障の構想である。なかでも労働社会の変容の行方がこの構想の実現を促すことになる。引き続き、BI構想の行方を見定めることにしたい。

注

- 1) 以上のデータは、「平成14年 国民生活基礎調査の概況」より。
- 2) 「平成15年版 労働経済の分析」
- 3) 日本銀行情報サービス局・金融広報中央委員会HP (<http://www.saveinfo.or.jp/>)
- 4) ウルリヒ・ベック『危険社会——新しい近代への道——』東・伊藤訳、法政大学出版局、1998年、159-160頁。
- 5) ベック、同上書、177-178頁。
- 6) 同上書、179頁。
- 7) 同上書、278-279頁。
- 8) 同上書、281-282頁。
- 9) 同上書、213頁。
- 10) 同上書、223-225頁。
- 11) 同上書、234頁。
- 12) 同上書、248-249頁。
- 13) BI構想の詳細については、小沢修司『福祉社会と社会保障改革～ベーシック・インカム構想の新地平～』高蔭出版、2002年、参照。
- 14) 20世紀的福祉国家が有していた「労働」「家族」「環境」的諸前提の揺らぎに対し、BI構想が21世紀の新しい社会政策を切り開く可能性をもつとの指摘は、小沢修司「ベーシック・インカム構想と新しい社会政策の可能性」社会政策学会第106回大会共通論題報告（2003年5月18日、於：一橋大学）。なお、同報告は社会政策学会編『社会政策学会誌第11号 新しい社会政策の構想』法律文化社、2004年3月刊行予定、に同名論文として収録予定である。
- 15) Atkinson [1998], *Poverty in Europe*, Blackwell, pp. 147-148.
- 16) アトキンソンの参加所得論については、小沢、前掲書。
- 17) 田中洋子「労働の未来論——フルタイム雇用の相対化がもたらす社会像——」駒井洋編著『日本の選択——もうひとつの改革路線——』ミネルヴァ書房、2002年、所収、190-196頁。
- 18) ジェレミー・リフキン『大失業時代』松浦雅之訳、TBSブリタニカ、1996年、第16章「第3部門の活性化に向けて」。
- 19) 田中、前掲論文、196頁。
- 20) このことはアトキンソンも自認している（Atkinson op. cit., p. 148）。
- 21) 成瀬龍夫「ベーシック・インカム構想とその可能性～小沢修司『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平』によせて」『賃金と社会保障』No. 1341、2003年3月上旬号、53頁。なお、氏はBIの水準と財源問題に関わる疑問のほか、国民の多様な生活リスクに応じる体系的総合的できめ細かな制度的対応が望まれるなかBIの一律・画一的所得給付への疑問、ケア・サービス構想を含まない所得保障のみの構想であることの疑問を投げかけておられる（同、52-54頁）。
- 22) ゴルツの「BI+時短セット」論については、小沢、前掲書。
- 23) きわめて大部で難解な部分の多い著書であるが、的確かつ簡潔な書評としては、金子充「[書評] アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著／水嶋一憲他訳『〈帝国〉——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』」『季刊・家計経済研究』No. 59、2003年Summer、84-85頁、がある。また、『現代思想』第31巻第2号、2003年2月、は「特集『帝国』を読む」を組んでいて、同誌には山森亮「基本所得——多なる者たちの第2の要求によせて——」130-147頁、が含まれている。
- 24) アントニオ・ネグリ、マイケル・ハート著『〈帝国〉——グローバル化の世界秩序とマルチチュードの可能性』水島憲他訳、以文社、2003年、379頁ほか。
- 25) 同上書、499-500頁。
- 26) 小沢修司「“労働を中心とした福祉社会”で良いのか～連合「21世紀社会保障ビジョン」の考察と対案～」『賃金と社会保障』No. 1337・8、2003年1月、も参照願いたい。

(おざわ しゅうじ 所員 京都府立大学)

# シングル化社会の行方と わたしたちの対応

## —〈スピリチュアル・シングル主義〉的発想から —

社会基盤の変化を受けて、新しい対応が求められている。それは社会システムとしては、個人単位化を鍵概念とする新しい社会民主主義であり、社会運動論としては、身近な場所から変革していく運動、〈たましい〉をもった個人の声を大事にし、そしてみずから動いていくというNPO的な運動である。そのときの発想の鍵を私は〈スピリチュアル・シングル主義〉と呼ぶ。



IDA Hiroyuki  
伊田 広行

### はじめに

私に与えられた課題は、「労働と生活の変容」を家族・結婚の側面から捉えたうえで、社会変革の方向を、私の持論であるシングル単位社会論において提起することである。今回はとくに〈スピリチュアル・シングル主義〉という概念の紹介を兼ねて、社会変革の方向をめぐる議論に一石を投じる。

### I シングル単位化する社会

拙著『シングル化する日本』で指摘したように、様々な指標において家族関係は変化している。たとえば、30~34歳男性の43.0%が結婚していず、今後この未婚化（非婚化）および晩婚化傾向はいっそう進展すると予想されている。離婚もこの20年で約2倍になり、増加傾向は止まらない。一人世帯は27.6%と、4世帯にひとつとなり、子どもの数も減ってきており、要介護高齢者が劇的に増加し、働く女性も増加しているので、「両親と子供2人、妻は専業主婦という家族」を標準と考えて、

それをもとに制度・政策を設計することは合理的ではなくなっている。それはむしろ差別の温床ともなっている。育児や介護を家族内の女性に無償でやってもらうということを前提にすることもできない。

その他、経済成長の限界の露呈、階層格差の拡大、終身雇用・年功賃金制度の行き詰まり、財政赤字の増大、社会保険制度の揺らぎ、失業率の悪化、女性の高学歴化・権利意識の増大、様々な社会的少数派の運動の進展といった様相は、従来の家族単位システムに限界が生じてきているということの現れであると捉えることができる。

### II 私たちの対応は？

#### — 小泉政権の位置と三つの選択肢

では、こうした社会基盤の変化を受けて、どのような新しい対応が求められているのか。社会変化に対応する選択肢としては、大きく分けて従来型の守旧派路線と、新自由主義路線と、新しい社会民主主義路線の三つのルートがあるが、私としては特に新社会民主主義に対応したシングル単位社会化が有効であると提起したい。

三つの路線のうち、今の日本で主に力をもって

いる（現象している）変化の方向は、小泉内閣のなかでとくに竹中平蔵氏が進めようとしている新自由主義路線と、それに抵抗してあくまでも高度成長時のやり方を守ろうとする守旧派との綱引き、その結果の中間的妥協の方向である（図表－1）。

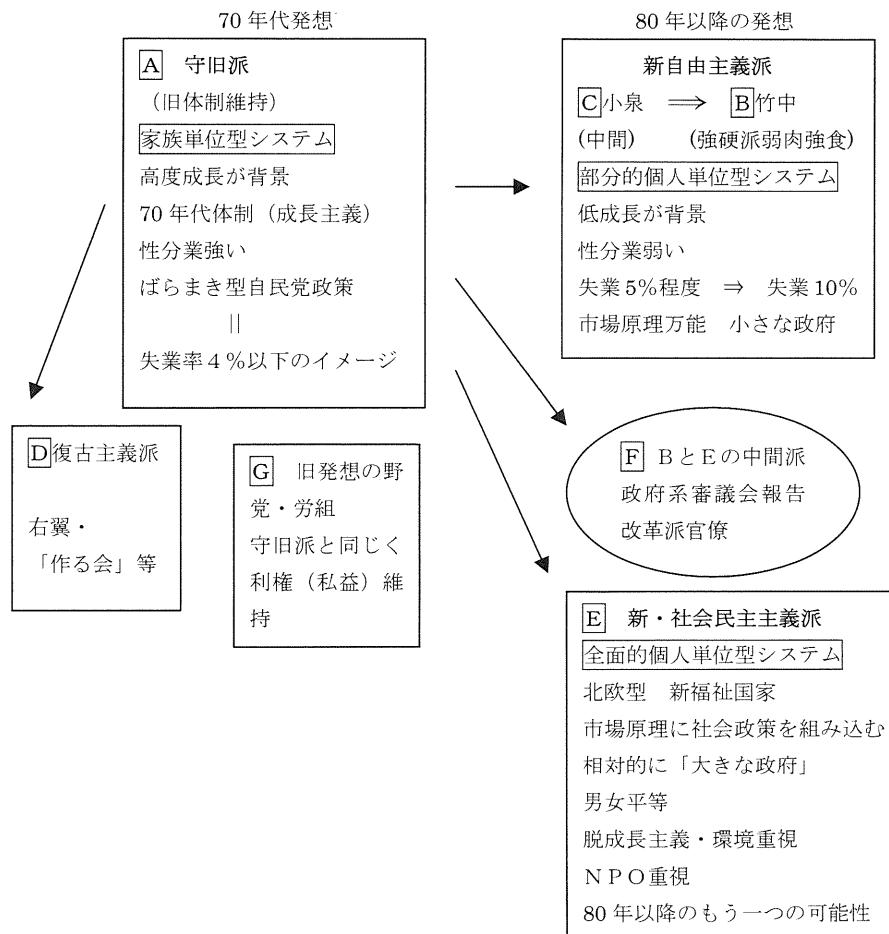
つまり、小泉改革（C）は、低成長時代に対応したシステムへの移行を新自由主義的に目指す勢力（B）と、旧制度のままいようとする勢力（守旧派A）の中間で、Bへの移行速度を従来よりは促進するが、徹底はできないという位置にある。構造改革の過程で、復古主義を唱える保守派（D）も当然出てくるが、これは時代の流れにとり残された勢力なのでいずれ消滅していく。

問題は、日本で、もう一つの選択肢である「新しい社会民主主義」の路線（E）<sup>11)</sup>が明確に出現していないという点にある。まともな市民派・改革

派の意義は、この（E）の路線を、多様な市民運動・NPO活動の結合によって明確なものに浮かび上がらせることがある。小泉改革に反対するあまりに、A・G・Dと同じにならないように注意することが求められている。

だが日本の主要メディアの分析視点は第3の道が見えない中での二元思考のままである。たとえば、『朝日新聞』（03年8月27日）でも、小さな政府、終身雇用、公共事業による雇用確保、景気対策のための財政出動などの「日本型システム」における保守か改革かと、防衛・安全保障や小さな政府などの「政治的信念（イデオロギー）」における保守か革新かの二つにおいて政治勢力を分類しているが、これでは守旧派（A）と新自由主義（B・C）の対立しか見えず、新社民主義は浮かび上がらない。

図表－1 小泉政権の性質



そのような状況であるから、市民の側からの運動は大きな勢力にならず、むしろ小泉自民党や石原都知事の人気が高く、民主党の一部も含めて保守系や弱肉強食的路線が幅を利かせている。社会全体としては、どうせ社会はよくならない、他人のことなど知ったことではない、といった殺伐とした雰囲気が蔓延している。

### III 大きな構想をもって未来社会を提起 し、「今、ここ」から実践していく —〈スピリチュアル・シングル主義〉の提唱

#### (1) 〈スピリチュアル・シングル主義〉とは

こうした中で、民主勢力は新しい社会運動スタイルを開発していく必要に迫られている。私はこの点で〈スピリチュアル・シングル主義〉（略して〈スピ・シン主義〉）という観点が有効ではないかと考えている。

詳しくは拙著〔2003a〕『スピリチュアル・シングル宣言』をみていただきたいが、〈スピ・シン主義〉とは、従来の「自分は革新の側でいいことやっている」「従来の野党・革新側の運動スタイルでいい」という近代主義的発想の限界を踏まえ、〈たましい〉（スピリット）という近代主義で手の届かない領域に目を向けて、その水準で自分の生き方や社会運動を再構築していこうとするものである。知性、身体、感情に加えて、そのどれでもない、生態系のつながりに対応する人間のなかのきれいな部分にも目を向け、それらを含めて深い質でトータルに捉えようとする視点である。

とくに、シングル単位論と結びつけるのは、つながりの強調だけでは家族や国家への個人の従属をもたらす共同体主義との区分、および個人の気持ちの持ち方の改革だけをいう精神主義（精神世界論）との区分が明確でなくなるため、むしろ出発点をあくまで共同体主義の束縛（囚われ）から離脱しようとする主体——これが私のいうシングル——におき、そうした「シングル」を基礎としたつながりと把握する事で、共同体主義にならないための歯止めとなると同時に、なんらかの社会実践性をもつことが担保されるからである。

家族を否定し自己中心主義のエゴを擁護すると

いった、シングル単位論に対するよくある誤解に対しても、〈スピ・シン主義〉の主張とおさえることで、シングル単位論は家族の否定ではなく、家族を単位とするシステムの批判であり、具体的にはシングル単位をベースにしたスピリチュアルなつながりの家族を希求していると伝えられる。そのとき、家族を超える連帯につながること、家族（結婚）の特権をなくすことを同時的に求めるので、それは従来の家族エゴを解体するものとなる。

#### (2) 〈スピ・シン主義〉発想の社会運動

この〈スピ・シン主義〉の視点は、社会運動のスタイルの変更を求める（詳しくは各論文、特に拙稿〔2003d〕を参照）。これまでのひどい政治のつけが累積して、社会変革が遅々としてすすまず、人権意識の低い日本社会であるが、大きな構想をもって未来社会を提起し、そこにむけて「今ここから実践していく」という形で、自分のすべきことがわかるという希望のある生き方ができる。啓蒙主義的に上から指導・助言していくスタイルや、反対中心のオーソドックスな運動スタイル、運動のエネルギーを選挙に流し込んであとは政治家／活動家／専門家やエリート官僚にお任せのスタイルなどではなく、社会の構成員各人が社会に無関心であるとか、他者を蹴落としたり差別して平気であるという状況自体を変えることを目指して、各人をエンパワメントする運動、こうした各人の人権意識の向上を援助する、「側にいる」スタイルの運動となっていく。

スピリチュアルな姿勢は、人生のラスト、死をいれて、悔いのないような人生（生きる意味のある人生）をデザインするという発想になる。一舉に北欧のようなまともな社会にならないとしても、自分が理想をもって息長く生き残り、人生を楽しみながら自分にできることをやっていく。自分の解放、自分に恥じない生き方をするという姿勢が自分の周りに影響を与え、小さくとも自分の周りでの関係を実際に変えていくことで、それが未来社会の雛型となって、徐々に社会に影響を与え、大きな変革につながっていくと発想するのである。

#### (3) NPOが社会を変える

こうした発想の典型が、NPO（非営利団体）による社会変革ビジョンである。ここでいうNP

Oは、主に構成員の便益のためだけに活動する「共益（私益）団体」のことではなく、不特定多数の人々や社会全体・人類全体の公正さの進展のために活動する「公益性の強い団体」を意味する。労働組合は、構成労組員（たとえば正社員）の狭い権益・利益だけを追求しているなら前者であるが、雇用全体の公正なあり方を追及するときは後者となる。

このNPOによる社会変化の一例として、最近来日した、米国のレイプ・クライシス・センター（BAWAR：Bay Area Women Against Rape）の活動を紹介しておきたい<sup>2)</sup>。BAWARはカリフォルニアで1971年にたった3人ではじめられた、米国初の性暴力被害者支援組織であるが、現在では有給スタッフ7名、ボランティア70名以上を抱えており、活動内容も経験のなかで必要とされるものを増やしていく、今では24時間の電話相談活動、病院・警察への付き添い、子どもの虐待防止プログラム、その他学校・地域での研修、緊急シェルター、自立支援シェルターなど多様なものを抱えている。同種のNPOは、いまや全米で900以上も存在するまでに広がっており、中には医療施設をもって運営するといった大規模なNPOもある。

ここで注目すべきは、まず必要と感じた者たちがやむにやまれず活動を始め（先駆性）、その活動の中で必要と思われるものへと活動が広がっていったことである。ニーズからNPOの活動は展開される。こうした活動の成功や有効性をみて、他の地域にも同じような活動が広がっていく（波及）。そして同じ課題で取り組む諸団体が連絡を取り合い、連携・協力し、「同盟」を結んでいく。どこでも同じ共通の問題にぶつかることから、それを解決するために必要な制度・システム変更の要求が芽生えていく（問題の顕在化）。そこで、法律・条例制定や改正を目指し、新法（制度）案や改正案を作り、共同でコーディネーターを雇い、ロビー活動を行い、システムを実際に変えていく。行政や企業、他の組織などとの粘り強い交渉は、実績の累積とともに信頼関係を培い、実を結んでいき、地域のシステム全体が変わっていく。たとえばBAWARのような地域のレイプ・クライシス・センター（RCC）は、地域の性暴力被害緊急対応チームの重要メンバーになり、病院や警察との協力関係をもつようになり、警察に通報された事件はすべてRCCが支援することとされ、弁

護士・警察・行政がRCCに相談に行くようになっている。

つまり、ある課題のNPOは、その問題においては最先端においてもっとも現実・現場をよく知っている経験豊かな「専門家」であり、その問題に心を碎いている熱心な者たちがあるので、あらゆる問題を平等・標準（平均）・多数の視点で扱う行政（しかもその職員は必ずしも専門性や経験や情熱をもっているわけではない）よりも、有効／良質に活動をすることができるのである。したがって被害者への対応（対人サービス）といった微妙で高度な活動は、NPOの方がむいている。行政はそのことを認め、協力関係を築いていく。制度・法律の制定・改正においても、現実をよく知っているNPOの意見・経験を反映させることでよいものに変化していく。こうして社会システムは当事者の権利がより守られる方向に改革されていくのである。

まとめると、教育、労働、環境、マイノリティ、特定グループ、人権擁護、政治、国際協力、宗教、異文化交流、アートなどあらゆる方面（社会問題）でのNPOが存在しており、それらが社会システムを変えていくために実践を積み重ねて、積極的提案を行うことで、社会が現実的に変わっている。こうした変革の展望の出発点は、ある社会問題にいち早く気づき心を碎いて行動する少数の人たちである。こうした生き方をしようとする個人の思想を私は〈スピ・シン主義〉と呼ぶ。

NPOはけっして行政の下請け機関であってはならない。先行研究が示すように、NPOには先駆性（社会的実験）、自発性、独立性（非政府、他の組織から自律）、多元性（多様な選択肢を保障するという豊かさ）、批判性（行政や企業のチェック）、人間性（心を込めた質をもつ特性）、非画一性（個性／多様性に対応）、民主性（市民の参画、当事者尊重）などがあり、それらは社会にとってNPO——企業、行政に対する第3のセクター（ボランタリーセクター）——が必要である事を示している。語るだけ（心痛めるだけ、祈るだけ、瞑想するだけ、投票するだけ）では変わらない。身近なところから変えていくのがNPO的実践である。

その他の分野でも、新しい、希望を感じられる運動には、こうした〈たましい〉をもった個人の声を大事にする、そしてみずから動いていくとい

うNPO的な／〈スピ・シン主義〉的な性質が共通に見られる。労働運動では『アメリカ労働運動のニューボイス』にその種のものが感じられる。日本では非正規労働者の均等待遇を求める女性たちやコミュニティユニオンの運動に同様の息吹がある。環境運動にはそうした性質のものが多いが、たとえば、セヴァン・スズキの提言を受けて環境に責任ある行動をとっているRORプロジェクトをうけた様々な活動（スロービジネス、スローライフ系：文献、ナマケモノ倶楽部編[2003]、辻[2003]）もその一例であろう。

人権意識を高める学習運動においても、ワークショップ型学びが、〈スピ・シン主義〉の実際の出現形態となる。〈スピ・シン主義〉とよく似た発想の白井[2003]はそのあたりをうまくまとめている好著であろう。個人の内面変革と社会システム改革の統一を目指す学び自体が、NPO的活動／性質であり、かつ「新しい運動」の重要な一部なのである。社会変革の方向性は、こうした新しい動きの総和の中から生まれていき、やがてそれらが上記した新社民主主義的な社会への変革へと繋がっていくだろう。

#### 注

- 1) 北欧型の新しい社民主義については、伊田[1999]、同[2000]、同[2003b]などを参照のこと。
- 2) この項は、03年10月20日に開催されたシンポ「NPOが変えた社会システム」(NPO法人、SEAN主催、レイブクラシス・サイバーズネット関西：RCSNKとBAWARが発表)をもとにしている。

#### 参考文献

- [1] BAWAR: Bay Area Women Against Rape [2000]『レイプ被害者支援ボランティア養成マニュアル』レイブクラシス・サイバーズネット関西発行
- [2] 伊田広行 [1997]『21世紀労働論——規制緩和へのジェンダー的対抗』青木書店、1997年
- [3] ——— [1998a]『シングル単位の恋愛・家族論』世界思想社、1998年
- [4] ——— [1998b]『シングル単位の社会論』世界思想社、1998年

- [5] ——— [1999]「スウェーデンの男女平等——その歴史、制度、課題」『大阪経大論集』第50巻第1～2号
- [6] ——— [2000]「スウェーデンから学ぶもの——個人単位政策によって男女平等を達成した新福祉国家」『女性労働研究』37号(2000年1月)
- [7] ——— [2003a]『スピリチュアル・シングル宣言』明石書店、2003年
- [8] ——— [2003b]『シングル化する日本』洋泉社新書、2003年
- [9] ——— [2003c]「〈ぎりぎり〉の実践へ——自分の振り返りと現在とこれから」『大阪経大論集』第53巻第5号
- [10] ——— [2003d]「新しい社会運動の模索——〈スピ・シン主義〉視点からの考察」『大阪経大論集』第53巻第5号
- [11] ——— [2003e]「〈スピ・シン主義〉的な個人の生き方を考える(1)～(5)」『大阪経大論集』第53巻第6号～第54巻第4号
- [12] ——— [2003f]「〈たましい〉が存在する場所——「混沌の闇世界」という領域への気づき」『大阪経大論集』第53巻第6号
- [13] ——— [2003g]「ナショナリズム批判——〈スピ・シン主義〉の観点から」『大阪経大論集』第54巻第1号
- [14] ——— [2003h]「〈スピ・シン主義〉の思想的位置」『大阪経大論集』第54巻第3号
- [15] ケント・ウォン編 [2003]『アメリカ労働運動のニューボイス』彩流社、2003年
- [16] ナマケモノ倶楽部編 [2003]『あなたが世界を変える日 ハンドブック』ナマケモノ倶楽部、2003年
- [17] 白井俊一 [2003]『人権相談ワークショップ』解放出版社、2003年
- [18] 辻 信一 [2003]『スローライフ 100のキーワード』弘文堂、2003年
- [19] 山内直人 [1999]『NPO入門』日経文庫、1999年
- [20] 山岡義典編 [1998]『NPO基礎講座』ぎょうせい、1998年  
(いだ ひろゆき 大阪経済大学)

# ホームレス支援の新しい風

「釜が崎のまち再生フォーラム」は、寄せ場に即しつつ、まちづくり・ネットワークの視点から「福祉マンション」を成功させた。「ビッグイシュー・ジャパン」は直近の社会的事業であり、ホームレスが立ち売りするその雑誌は、当事者・市民・支援者の関係性を変える潜在力があり、ユニークな道具として期待できる。



NAKAJIMA Yoko  
中嶋 陽子

## I はじめに

研究大会での報告後、ホームレス問題をめぐる状況は急速に展開した。その中心となったのは、読者もご存知の通り、ビッグイシュー・ジャパンが発刊されたことである（創刊号発売9月11日）。京都においては、発行を契機にホームレス当事者や支援者の動きが活発になっており、筆者も関わっている。したがって、ここでは、全国調査の数字をおさえたあと、新しい当事者像や支援の流れに焦点を絞り、後段では公的セクターの考察と提案を考えたい。詳細な分析は今後の課題であるが、現在までの事実に基づき、考察を試みよう。

## II 全国調査とホームレスの規定について

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（いわゆるホームレス支援法、2002年7月成立）をうけて、全国のホームレス調査が2003年1月～2月に行われた。調査は、第一に目視によるホームレス数の調査、第二に約2000人の面接による聞き取り調査である。その結果、把握人数は総

計2万5296人、大阪府が7757人、大阪市6603人、京都府が660人、京都市624人である。東京都と大阪府で全ホームレス人口の56%を占めている（小数点第1位四捨五入。以下同様）。

ここで、ホームレスの法的規定をみてみよう。アメリカでは「一定の恒久的な夜間の住居を持たないもの、あるいは一時的シェルター、福祉ホテル、人間が寝る場所として形成されない場所を夜間の休息所とするもの」（マキニー法、1987年）と規定される。日本では、「都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設をゆえなく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者をいう。」（ホームレス支援法、2002年）。

つまり、アメリカでは、人が野宿状態を脱し、福祉ホテルなどの居住空間に起居しても、ホームレスである。屋根の下で寝られるかどうかが判断の基準ではなく、自律的な恒久の居住空間を得るまでは、ホームレスである。それに対し、日本では、条文上、「その他の施設」がホームレス支援施設などを含むのかどうかが、明らかでない。しかし、素直に読めば、野宿の場所を具体的に列挙した文の直後に書かれているので、その他の野宿場所を一括して指していると思われる。福祉ホテルに起居するようになれば、日本では、「元ホームレスの人」と呼ばれる。つまり、日米のホームレスの規定は、野宿や路上生活から支援施設など

に入って以降をどうみるかで異なる。日本では、ホームレス=野宿や路上生活をしている人、という現象にとらわれた規定になっている<sup>1)</sup>。

したがって、今回のような調査では、欧米の場合に比べ、ホームレス数が低く出る。調査の方法も、手法が磨かれているアメリカに比べると、大雑把である<sup>2)</sup>。今回の数字は過小であり、あくまで概要を知る手がかりだと考えるべきであろう。

### III 寄せ場型・非寄せ場型 ホームレスの多様性

路上生活者が地方都市にも現れるようになる以前には、寄せ場において、日雇い労働者が、慢性的失業によって野宿者になる、という前史がくりかえされた。ついで、不況やリストラによる自営業者や雇用者層のホームレス化が可視的になり、目立つようになった。大阪市南部では、釜が崎を中心に前者の典型が見られ、京都と大阪北部では後者のタイプが多いといわれている。特に京都市のホームレスは、上述の調査によれば、釜が崎経験者はきわめて少ない。また、京都では、野宿期間が1年未満の人々が、全国より約20ポイント多く52%を占める。京都にはホームレス歴の浅い人々が多い。前職も、販売・サービス業が全国平均より13ポイント多く、有業時の立場も自営・家族従業者と常勤職員・従業員が全国比で16ポイント多い。ぎゃくに日雇いは14%で、全国比を22ポイント下回る。

前職で自営業・雇用者であった人々の背景を見よう。筆者の経験からすると、少ない絶対数のなかで、割合としては以下のような人が目立つ。第一に、在日朝鮮・韓国人など、不当に不利な経済環境や就労条件にあった人々である。第二に、不況をきっかけに、商売や仕事面での不振が、闇金への借金などを通じて、家族生活にも影を落とす場合である。この場合、さらに本人の自暴自棄的行動（深酒・ギャンブル）が、事態の悪化に輪をかけ、悪循環から逃れなくなり、家族が離散する場合も多い。

多くの場合、不況とリストラが直接的なきっかけになっているが、さらに、家族問題や社会的な差別問題が大きな影を落とし、悪化した事態からの立ち上がりを困難にしている、という関係が見

られる。また、従来の伝統的な倫理規範が、家族の経済的困難などを克服する機能を失っている。たとえば、家父長的な夫に経済的困難が加わると、多くの場合、妻は離婚を躊躇しなくなった。さらに、最近では女性のホームレスが見うけられ、DVの影もうかがえる場合があり、欧米化の様相を呈している。要するに、最近では、ホームレスネスは、現代社会の複雑多様な背景を背負った問題になっている。

### IV 新しいタイプの支援 —「釜が崎のまち再生フォーラム」と「ビッグイシュー・ジャパン」

#### (1) 釜が崎のまち再生フォーラム

これは、90年代の末につくられた、ネットワーク型グループである（任意団体）。従来の寄せ場を中心としたホームレス問題に、まちづくりの視点を入れた点で、画期的だといえる。この団体は、いわゆる「福祉マンション」を中心に、この3年ほどの間に、大きな成果を挙げてきた。とくに、釜が崎というまちが持っている社会的資源を洗い直すなかで、かつてのドヤ（簡易宿泊所）の経営者の働きは、次のように大きかった。従来、ドヤ街を根城に各地の建設現場で働いてきた単身日雇い労働者は、仕事がなくなるにつれ、宿代の支払いができないくなる。宿泊者が減れば、簡易宿泊所は経営難に陥る。そこで、危機感を抱いた経営者は、簡易宿泊所を改造し、少なくとも、入居者（元野宿者）が集まって交流できる共用リビングをもち、また、入居者をアフターケアするため相談ができるようにした。つまり、野宿者は生活保護を受けて、このように改造した簡易宿泊所に住む、というアイデアである。こうすれば、住所不定を理由に生活保護を認めないという言い分は、少なくとも、成り立たなくなる。

この新しいサービス機能を持った簡易宿泊所が、いわゆる「福祉マンション」で、現在は、みずから「サポートタイプ・ハウス」と呼ぶようになっている。これは、当初3人の宿泊所オーナーが始めたが、着実に増え、10軒前後を数えるようになった。現在、約900人が、生活保護を得て住んでいる。この数は、京都のホームレス数の約1.3倍に

相当する。三畳一間とはいっても、住みなれた釜が崎で終の棲家にすることもできる。中には、次のステップにと、アパートに出て行く人もいる。この種の居住での本格的な調査も、民間として、初めておこなわれた。また、サポート・ハウス自身の自主運営基準作りも進んでいる。先だって、これを核にサポート・ハウス連絡協議会が結成された。

ただ、このまちづくり系ネットワークの問題点は、たくさんのプロジェクトが立ち上がるため、会議が重複・錯綜して、実際には正確な情報の共有がむずかしいことである。また、ネットワーク内外での、率直な意見交換や異見表明のルールづくりも、今後の課題であろう。他方で、もちろん多くの特長もある。まず、特定の思想信条を持たなくとも、市民や学生・研究者が参加しやすい支援形態を、実践的に追求してきたことである。さらに、野宿に陥った元日雇い労働者が、ふるさととしての寄せ場周辺で生活できるように、いろいろな領分とのネットワークも呼びかけてきたことである。最近では、まちづくりの手法が認知されつつあり、町内会など旧来の地域組織との連携や、まちづくり視点での自治体との連携も、徐々に試みが始まっている。

可視的な評価としては、福祉マンション＝サポート・ハウスという社会的企業を、日本でもっとも早い時期に実現したことであろう。上記のように実体のあるネットワークを形成してきた点も、特筆に値する。野宿者の社会的排除から包含へと向かうなかで、ネットワークはその具体的な受容体として、大きな役割を發揮するだろう。

## (2) ビッグイシュー・ジャパン

そもそもビッグイシューは、1992年にイギリスで創刊され、成功を収めてきた。日本では、大阪のNPOによって企画され、2003年9月に日本版が創刊された（上記再生フォーラムとは全く別団体である）。日本での仕組みを紹介しよう。

まず、編集出版はNPOではなく有限会社制度をとっている。その理由は、非営利セクターでの事業活動が日本では未熟であること、税制面での優遇措置も完備していないこと、アメリカにおいても社会サービス系NPOは事業資金の手当てに悩んでいること、などが考えられる。したがって、商品としての雑誌は営利企業で作られ、利潤の確

保に努めるという選択がされた。では、利潤はどのように使われるのか。利潤の使途については、日本のビッグイシュー社（<http://www.bigissuejapan.com>）も、イギリス同様のスタンスであり、将来の企業目的にもなっている。つまり利潤は、新しいNPOや財團を設立するために投じられる。すでにイギリスでは、ベンダー（ホームレスの雑誌販売者）支援など、さまざまな活動が行われているという。

次に、雑誌の内容はどのようなものだろうか。読者層は20代から30代の若い人々を想定している。したがって、音楽、映画のほか、各種の社会問題をシャープな切り口でまとめた記事も多い。そのうち一部は海外版からの翻訳、他は日本独自の問題を扱っている。創刊号では、フリーター問題の分析が大変好評であった。とはいって、失業やホームレス問題が、直接声高に訴えられるわけではない。社会的テーマも圧迫感を与える、一つの判断材料として書かれている。全体の編集スタイルは、ほぼイギリスのビッグイシューを踏襲しているといえよう。

購読者の反応は、このような内容構成を歓迎するものが多い。ベンダーへの応援や寄付のつもりで買う人もいるが、ある程度社会問題に関心がある学生にも、充分中身で引き付ける力を持っている。筆者自身、「きびしい話ばかりでなくてよい。日本の社会問題も扱っていて面白い。この値段なら、次も買いたい。」という声を、何度か耳にした。

ベンダーは、このような雑誌を買い取り販売する。仕入れ価格は1冊90円、それを200円で売って差し引き110円の利益となる。しかもこれはベンダーしか売れず、代金以上のカンパなどは受け取らない。労働日時や販売場所は、原則本人の自由である。現在、ベンダーの研修はモデルがあるわけではなく、口頭で説明を受けたあと、先輩ベンダーの応援などを受けながら通りに立つ。いわば、現場で鍛えられるわけである。雑誌販売だけで生活を維持することは難しいが、月5万程度の



ビッグイシュー日本版  
創刊号 表紙



京都でのベンダー募集第1回説明会  
(03年11月3日 京都バプテスト教会にて)  
(写真提供: ホームレス支援機構「京都寄りそいネット」)

収入を想定した場合、住所を確保し次のステップへの準備となりうる。京都では、ホームレス歴の浅い人や、流通・小売業経験者などがベンダーとなり、11月20日現在、8名が定着している。京都初売りは10月下旬、現在約300冊を売りあげている。大阪では、10月時点で1人1日平均およそ40部を売ったという。創刊号初売りは9月11日で、10月10日時点では2万151冊を売りあげた。複数ベンダーの定着は、まだ大阪と京都だけである。

会社自体も、ベンダーへの就労提供と営業とが一体となっている。会社がベンダーに期待するのは、殺伐とした世の中に、明るい挨拶や笑顔を送ることである。実際、多くのベンダーは購買者から励ましの言葉を受けるだけでなく、ぎゃくに購買者がベンダーに励まされたという声も多いのである。そこでは、確かに、ビッグイシューがひとつの媒介物として、ホームレスと非ホームレスをつないでいる。

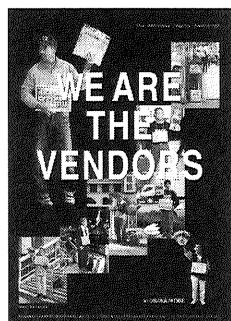
### (3) 支援者から見たビッグイシュー

では、ビッグイシューは支援者から見て、どのように位置づけられるだろうか。会社とベンダーは契約関係にあるので、支援者は、購買者となって現れるだろう。しかし、従来型の支援者にとっては、このような経済行為を媒介とした関係性は、なじみのないものである。場合によっては、戸惑

いが多いかもしれない。なぜならば、第一に、予算や仕事は、国や自治体が提供するものであり、第二に、支援者はその要求を実現するために、ホームレス当事者の一部と共に活動を積み重ねてきたからである。要求運動の結果として、公的セクターとNPOになった元運動体との間で、特定事業などの委託業務関係は成り立っても、市民セクターの中で、支援者と当事者が直接経済的な関係を結ぶことはまれであった。しかし、市民セクターでは、ワーカーズコープやワーカーズコレクティブのように、社会的な事業体もすでに定着している。したがってこうしたことを見てみると、ビッグイシューも市民セクターの中で、支援者が起こした当事者支援型の市民事業のひとつであるといえよう。

ではこのような市民事業に対し、事業主体でない従来の支援者はどのようにビッグイシューを評価するだろうか。あるいは、自分たちの非営利社会活動の中に、この雑誌をどのように組み入れることができるであろうか。始まって2ヶ月ではあるが、いえることは次のようなである。ビッグイシュー社は公的な資金援助を受けない有限会社であるが、その雑誌販売はホームレスの人々の就労プログラムの一種として評価することができる。そして、雑誌は、日本ではまれなストリート文化の発信を発展させうる内容をもち、それを期待させる商品である。その利益を、NPOや財団として、ホームレスの経済的自立に投じるなら、将来的には、よい循環型のモデルも生まれるだろう。したがって、支援者は、ベンダーの周辺で新しい支援者を増やしたり、ホームレスへの認識を新たにする活動が可能である。つまり、ビッグイシューは、社会問題の偏見を減らしていくための有用な道具になる。

支援者からみると、さらに二つの点が考察できる。第一に、資本主義が発達するにつれて、疎外や物象化といった言葉で象徴される社会現象が広範に見られるようになる。人間関係が金品の凌駕によって希薄化したり、代替されたり、支配されたりする。いわゆる逆立ち現象が現れる。しかしながら、ビッグイシューの場合には、ぎゃくに雑誌が仲介者となって、分断された社会集団の間の関係性を修復する機能を示している。つまり、所属する社会階層や社会集団が異なると、人間同士の交流や相互理解は、必ずしも容易ではないが、



ビッグイシュー日本版  
第2号より

このように一方がホームレス、他方が非ホームレスという場合、雑誌という物を媒介とした売買行為を通じて、お互いの理解が促されている。もちろん、ビッグイシューは、一定の編集方針の下でつくられた精神的な伝達物なので、単なる物とは異なる、独自の働きをしている。創刊号以降は、支援という心情のほかに、雑誌の内容自体で購読者にうったえなくてはならない。

第二に、支援者と被支援者の関係性である。日本では、特にボランティアと当事者との関わり方については、ボランティアの自己満足説が根強い。つまり、自分より不利な立場の人を助けることで、自分は安全な場所に身を置きつつ満足感をえていくという、エゴの構造がよく指摘される。たしかに日本では、肩書きや社会的地位が個人の能力や魅力よりも重視されるので、他人と関係を結ぶときに、お互いの社会的立場が、陰に陽に影響を及ぼす。名声を高めるために、社会的活動を利用する場合もありうるだろう。しかしながら、一般的の支援者は、単に愛的的な感情を具体的な行動で表現したいだけのことも多い。もちろん、被支援者がホームレスの場合、支援者は、いやでも、持つ者と持たざるものとの違いを具体的に知ることになる。天地ほどの彼我の格差に愕然とするだろう。論理上、人間の平等性を理解しているつもりでも、実際支援に入ると、多くの被支援者は萎縮した態度、極端な遠慮などを示し、支援者は自分の態度が圧迫感を与えないようにと、あれこれ気を配るものである。相手との格差が大きければ大きいほど、この観念は両者を縛りがちになる。しかも、ホームレス支援では、労働による経済的自立がひとつつの分水嶺になっているので、とりわけ勤勉を尊ぶ世代では、無職であることが、必要以上に引け目を感じるべき材料になっている。この点からいえば、ビッグイシューの販売は、少ない収入ながらも、難関突破の第一歩を踏み出すことになるので、被支援者の遠慮と、支援者の自分自身への心理的圧力は、大幅に軽減される。

#### (4) ホームレス当事者からみたビッグイシュー

販売当事者の視点から、上の考察を補足しよう。第一に、ホームレスは、短期の不安定な仕事さえ見つけるのが困難である。また見つけたとしても、保証人や住所の必要性など、当初から、大きな困

難に直面する。それに比べると、ビッグイシューは、大きな収入は見込めないが、短期アルバイト程度の収入を、社会復帰への入り口で阻止されることなく、手軽に始められる。

第二は、簡便な手続きで始められるという意義である。その意義とは、ホームレス状態が長引くことによる、社会性の後退、生活の管理能力の減退、精神的モチベーションの低下、などを、比較的早い段階でくいとめられることである。

第三に、本人の創意工夫で収入増の可能性もあり、仕事を自分の能力や都合でコントロールできる良さがある。イギリスでは、ベンダー体験をバネに、小さな資金で始められる移動式の屋台やお菓子売りの成功事例も出ている。

第四に、自然に購買者とコミュニケーションを取れるので、市民の偏見や誤解を解くよい機会となる。この意味で、ベンダーは、市民への啓蒙の役割も果たす。アルミ缶収集は、夜中から明け方に集中するので、実際の労働の様子が見えにくいため、ぎゃくにベンダーは、衆人の集まるところでの労働である。ホームレスが労働によって可視化することで与える衝撃は、人々に、ホームレスの就労意欲の高さを認識させる。

第五に、支援者・支援団体にたいし、ベンダーは経済活動の主体として接することができるの、販売が好調であれば、自らの潜在能力の高さを実証する機会にもなる。つまり、支援者の勝手な思い込みや予断を、正す機会にもなる。

第六は、ホームレスがベンダーとして、ある種の団体などを形成する連帯の可能性である。当事者の主体形成は、支援者との関係をめぐっても、ながい間テーマになってきた。しかし、支援が被支援者にむかって一方通行する中で、支援者から当事者の連帯組織を期待されるのは、それもまた一方通行の話である。ベンダーなどの行動を通して、当事者のなかで共通する社会的意味あいが感じられてこそ、連帯の可能性も開けるのではないか。ビッグイシューに限ったことではないが、関係者の思いだけではなく、当事者が影響力を及ぼすことができる仕掛けが必要である。

## V 公的セクター

周知のとおり、人員削減・経費節減のもとで、

公的資源が乏しくなっている。たとえば、某市のシェルター代替機能を持つ施設では、少ないスタッフが、多くの不定な短期間入居者の接遇に、昼夜、苦慮している。ケースワーカーも、ケース数の増大が大きな負担である。他方、問題が複雑多岐になってくるほど、情報の徹底や支援の整序は、制度を有効活用する上で、ますます重要になってくる。しかし、スタッフの間でも、それらが必ずしも十分に共有されていないのが現状である。

また、スタッフは忙しいので、市民セクターの動向や発想から、新鮮な息吹を取り込むゆとりがない。しかも、垂直的命令系統や予算配分の枠のなかで、市民サイドとの協力やボトムアップの意識も薄れがちとなる。このような事態は、結局、公・市両セクターの現場から意見が汲みあげにくく、予算執行も有効な成果をあげづらい、という悪循環をうむ。

では現場に近い公的セクターのスタッフから、新しい動きは見られないのだろうか。散発的ではあるが、希望はある。たとえば、古くは山梨県のボランティア協会の事例がある<sup>3)</sup>。最近では、自主的な勉強会のほかに、スタッフが終業後、市民活動に顔を出すケースも出てきた。窓口での業務内容は、いったん一市民に戻って観察してみる必要がある。そうしないと、行政サービスの内容は、総合的に評価できないからである。

とはいえる、まだ日本では縦割り行政の束縛は強いので、現場に近いスタッフにとっては、上司の理解があるかどうかが大きな分かれ道になる。現場のスタッフにとっては、やりがいのある仕事とは市民のよい反応を得ることを通して証明され、元気づけられる。したがって、心ある公務員ほど、旧弊な官僚制度と新しい市民セクターの動向との間で板ばさみになる。このような状態を解決するには、現場スタッフが、市民に近い視点から、上司に対して改善策や予算獲得の声をあげるしかない。公的セクター内部で、スタッフ自身がのろしをあげるかどうかによるのである。それに呼応するスタッフは、周辺に必ずいるものである。

また、公的セクターからのプラス要因としては、労働組合の活動が挙げられる。組合によっては、市民意識調査や独自の相談行事を行ったりして、経験を積んでいるところもある<sup>4)</sup>。ただ残念ながら、どこも、ホームレス問題に関して十分な対案を示しているとはいえない。この点では、市民活

動のほうが労働組合より実践面でも理論面でも先行しているので、この両者の間でも、オープンな意見交換や協力関係をつくることが急務であろう。もちろん、労働組合の使命は、雇用・労働条件の確保や改善にあるのはいうまでもないが、その使命を支えるものとして、市民から共感を得なければならない。労働組合の本来の目的からも、市民セクターとの協同は、根拠のことである。公的セクターであれ、労働組合であれ、ひとたびのろしが上がれば、それはセクター間の壁を越えて、よい循環の始まりとなる。したがって、最初の一歩を踏み出す場合、その好循環の連鎖を考慮に入れればよい。今は、そういう好機にある。

## VI 解決への展望

以上をふまえ、以下では解決策を考えてみたい。大阪・京都の現状を見てみると、支援者・支援グループは、限られた条件の中で奮闘努力している。しかし、それらは、個別的であったり、同時並行的に行われている場合が圧倒的で、ホームレス当事者にとっては使いにくく、断片的にしか機能しない。したがって、それぞれは、当事者の実態をよく知ることによって、有機的に連携される必要がある。方策としては、まずはそれぞれの活動内容や情報を共有しあい、それらを調整することであろう。実現は決して不可能ではない。

第二の方策は、支援団体への公的資金の効果的な投入である。アメリカのように社会サービス系のNPOを促進するならば、NPOが単なるボランティア団体以上の能力や執行力を身につけるために、ファンド（基金）を出すことが必要である。現在、日本ではNPOを励起する形式上の法律はできたが、その実効性を高める公的サポート体制は、今も貧弱である。NPOの主体的な意欲やアイデアにまかせるだけでも、NPOの認証数は増えるが、その多くは、財政的困難などで長期的な活動を展望できない。この点から、公的資金の投入は必要不可欠である。言いかえれば、政府は、社会サービスのNPOによる供給を期待する以上、政策上からも、その財政責任をはたす必要がある。

第三は公正や公平をかける倫理性である。それは、最初から期待されなかったり諦められたりするなかでは、顧慮されにくいので、自然な気づ

きの場を仕掛ける工夫が必要である。たとえば、教育機関における社会開発教育の導入や学際的領域の実践的な開発である。倫理や価値観そのものを教えるのでは、抽象的な題目におわり、生きた力になりにくい。むしろ、具体的な社会現象や社会問題を取り組む中で、専門的な知識や技能を生かすことを通して、内発的な理解が促されるだろう。いいかえるならば、技術的なノウハウを見つけて問題の本質を回避するのではなく、実際の行動を通して現実を変えられるという実感をもつことができる、ということである。たとえば、多様な要因が重なり合っているホームレス問題では、その一端に関わることによって、地域開発・社会開発に関する多くの示唆がえられるだろう。

第四に、日本のホームレス支援の特長を生かすことである。アメリカでは、ホームレスサービスは日本よりも20年ほど古い歴史を持っている。そこでは、多くのNPOが国や市の予算をファンドとして受け取り、自らプログラムの開発や実践に取り組み、その資金を充当している。しかし、クライアントであるホームレスは、一連のサービスを得るために多くのNPOを渡り歩かねばならない。アメリカのNPOは、多くの場合、専門領域がはっきりしており、ある種の分業体制になっているからである<sup>5)</sup>。

それに比べると、日本においてはそれぞれの団体が、当事者の意思や利便性を考慮している。サービス供給サイドとしてはアメリカ型のほうがはるかに効率的であるが、サービスの需要者は一人格として包括的なサービスを必要としており、当然、統合的なサービスを望む。したがって、日本ではこの視点を堅持しながら、アメリカ的な分業よりも統合的なサービス提供を目指すほうが、理にかなっている。このような視点が共有されてきたのは、大きな利点である。

今や、多くの優れた蓄積があるので、公的な資金の投入が望まれる<sup>6)</sup>。現実に根ざしたプログラム開発を促すためにも、使途限定つきではない資金が、一定必要であろう。

## 注

- 1) イギリスでは、野宿者や路上生活者は、一般にラフ・スリーパー（rough sleeper）とよばれている。この小論では、釜が崎などの寄せ場型ホームレスを従来の語法で野宿者とし、それ以外をホームレスと呼んでいる。ホームレスという語は、日本の規定に則っている。
  - 2) 筆者は、全国調査で某自治体の調査にかかわったが、アメリカでの調査報告書にある調査方法と比べても、彼我の差は明らかである。たとえば、Daniel Flaming, Mark Drayse, Rebecca Drayse, Peter Force, Special Census City of Santa Monica Homeless Residents October 27, 1999, Economic Roundtable, 1999, pp3-22.
  - 3) 山梨学院大学行政研究センター編『市民活動の展開と行政』中央法規, 1999年, 108~134頁。
  - 4) 京都市職員労働組合執行委員高松英祥氏へのききとりでは、最近の市民生活の逼迫ぶりが、労組の生活相談活動によって浮き彫りにされている。ホームレス化の前段階でのくいとめも重要な課題になっている。
  - 5) 中嶋陽子「まちづくりのモデルとなりえるか——ホームレス問題をめぐるサンタモニカ市とNPOのこころみ——」『2001年度 研究所助成研究 ディスカッションペーパーシリーズ-001』くらしと協同の研究所, 2003年, 1~17頁。中嶋陽子「サンタモニカ第2次訪問調査」『2002年度 研究所助成研究 ディスカッションペーパーシリーズ-002』くらしと協同の研究所, 2003年11月発行予定。
  - 6) 厚生労働省による平成16年度ホームレス対策概算要求額は、31億6500万円であり、2万5000人あまりのホームレス数に対し、額の際立った少なさは衝撃的である。事業内容は、総合相談、自立支援、シェルター、都市雑業の情報提供、衛生改善、保健サービスなど10事業。ちなみに、日本政府が、イラク対策の援助でアメリカ政府に出す金額は、およそこの50倍である。
- (なかじま ようこ 同志社女子大学非常勤講師  
京都ホームレス支援「情報と学びの会」  
(NPO準備会))

## シンポジウム

# 日米の企業社会を考える

—『窒息するオフィス』を手がかりに

出席者 森岡 梨香（カリフォルニア大学サンディエゴ校社会学部P H D候補）

成瀬 龍夫（滋賀大学経済学部教授）

青木 圭介（京都橘女子大学文化政策学部教授）

スコット・ノース（大阪大学大学院人間科学研究科助教授）

司会 森岡 孝二（関西大学経済学部教授）

司会 本日は基礎経済科学研究所の研究大会の一環として『経済科学通信』企画のシンポジウムをもちましたところ、多数ご参加いただきありがとうございます。

少しまえおきを述べますと、本日の報告者でもある成瀬龍夫さんと青木圭介さんのほかに弁護士の川人博さんとニューヨーク在住フリーランス・ライターの肥田美佐子さんといっしょに、アメリカのホワイトカラーの過酷な働き方を描いた『窒息するオフィス 仕事に強迫されるアメリカ人』(Jill Andresky Fraser, *White-Collar Sweatshop: The Deterioration of Work and Its Rewards in Corporate America*, W. W. Norton & Company Inc., New York, 2001) を翻訳して、この5月末に岩波書店から出版しました。これが発売から数ヶ月で4刷り、5刷りと出るほどに大きな話題を

呼んでいます。著者のジル・アンドレスキー・フレイサーさんの来日講演会は、東京（6月16日）、大阪（同18日）とも満員盛況でした。硬い本にしては驚くほど多くの新聞、雑誌に書評が載りました。

この本が注目を集めたのは、日本において繁栄のモデルとしてもてはやされてきたアメリカ企業が、オフィスや家庭に一步踏み込んでみれば、日本に劣らずとんでもない状態になっていることを明らかにしているからだと思います。

アメリカのホワイトカラーは、ほとんど労働組合に入っていない、労働時間規制もない、解雇自由である、トップ経営者を除けば女性も男性と肩を並べて働いている、M&Aがひっきりなしに行なわれてきた、株式の個人保有比率が高い、といった点で日本のホワイトカラーとはかなり違います。

にもかかわらず、この本を読むと家族主義的経営の崩壊、人減らし、賃金切り下げ、福利厚生の削減、労働時間の増大など、日米の労働者には多くの共通点があることがわかります。それとともにこの本は、グローバル化した現代経済における日米の働きすぎ競争や、多国籍企業の進出先のスウェットショップ（低賃金で長時間労働の工場・商店）にも似た本国の職場のスウェットショップ化、労働組合が弱体化したもとでの労働者の抵抗の困難と可能性など、興味深い論点を提起しています。

基礎研では1980年代後半から、日本の企業社会について、企業中心社会という広い意味でも、職場社会という狭い意味でも、再三討論してきました。フレイザーさんの本は、企業社会をめぐる私たちのこれまでの議論にも問い合わせを迫る、新しい問題を提起しているといえます。そこで、本誌編集局と相談して、本年の研究大会の機会に「日米の企業社会を考える——『窒息するオフィス』を手がかりに」というテーマでシンポジウムを企画しました。進め方としては、森岡（梨香）さん、成瀬さん、青木さん、ノースさんの順に報告をしていただき、討論に入りたいと思います。それではまず森岡（梨香）さんから順次ご報告をお願いします。

## 報告Ⅰ 日米の働きすぎはどう違うか

森岡梨香

### 社会の全域にみられる日本人の働きすぎ

カリフォルニア大学サンディエゴ校の森岡です。私は『窒息するオフィス』を読んだ簡単な感想からお話をさせていただきます。

この本では、日本の働きすぎと非常によく似たアメリカの働きすぎが書かれていて、私も読んですごく驚きました。同時に、この本を読んだ日本の読者が、なんだ働きすぎは日本人だけじゃないんだ、アメリカ人も同じじゃないかというふうに、ある種の安堵感を抱き、どうせこういうもんだと受け取られたら、すごく不正確ではないかと思いました。

実際はけっして同じではありません。今回、過労死研究のフィールドワークで日本に帰ってきて私

が感じたのは、日本の働き方はやはり異常だということです。それをすごく確信した場面がありました。このあいだ地下鉄の御堂筋線に夕方5時半頃に乗ったんです。混んでいるのを覚悟して乗ったんですが、実はガラガラでした。ところが用事が終わって、10時過ぎに乗ったときは、ものすごく混んでいました。そのとき私はほんとうに驚いて、車内で写真を撮ったぐらいです。たとえばロサンゼルスの住まいの近くのフリーウェイでは、ラッシュアワーは4時から6時ですし、ニューヨークの地下鉄でも、やはり4時から6時です。10時、12時に混んでいるわけではない。それだけやはり日本は異常じゃないかと思いました。

この間、フレイサーさんが来日された時に京都を案内してお話しする機会があったのですが、やはり彼女も日本に来てみて日本人の働き方に驚いたと言っていました。もっともショックだったのは、『窒息するオフィス』の編集者の人とお食事をして、夜遅くまで話をした後で、その人が職場に戻ってしまったことだったそうです。

全体の傾向としては、たしかに働きすぎの問題は広がりつつあるのではないか、という印象をうけます。今日のグローバル化する経済のなかで、市場経済の競争によって労働者の搾り取りが厳しくなり、ますます長時間過密労働になっていくのではないかと、この本を読んで強く感じました。グローバル化する経済のなかで、資本主義であり先進国である国々の働きすぎと過労死の問題は、日本やアメリカだけではなく、他のアジア諸国にも広がりつつあります。この問題は、各国の働く者にとって、生活の質や、健康と安全を含め、これからますます重要な問題になっていくと思います。

しかし、ここで私が強調したいのは、日米両国の傾向をみて、不況とグローバル競争におおられた労働者の酷使という共通点だけみてしまうと、大事な仕組みを見落としてしまうのじゃないかということです。アメリカ人と日本人が同じような職場環境のもとで同じような労働観をもって働いているわけではないですから、働きすぎのメカニズムも違っていて当然ではないかと思うんです。日本人とアメリカ人の働き方、働かせ方が、どのように似ていて、どのように違うのかということをもう少し突っ込んだところで見る必要があるのではないかと思う。そうでないと、それぞれお

互いの社会の深い理解につながらないと思います。

大きな違いは、誰が長時間過密労働を強いられ、どれだけそれが社会に浸透しているかという点ではないでしょうか。日本に帰って来て、日米の違いで最初に気づいたのは、日本では働きすぎが社会の全域に蔓延しているということでした。社会全体が仕事至上主義というんですか、仕事が一番大事だという感覚がある。日本のように誰もが残業、残業という現象はアメリカでは見られない。日本ではありとあらゆる職種で夜の8時から9時、10時まで働いていて、へたすると11時というのもそんなに珍しくない。睡眠以外の時間は仕事に費やすということが当たり前のようになっている。家族や地域社会の人たちも、それが普通で、仕事なのだから仕方がないと考えている。それと同じようにアメリカ人の誰もがのべつまくなしに働いているかというと、そうではないんです。

それでは、フレイザーさんの本に出ているあの人たちはどうなんだということになりますが、彼女自身が本のなかでこう言っています。「この人たちの多くは教育、ときには非常に高い教育を受けており、快適なライフスタイルで、それもしばしば超快適な生活をしており、いろんな選択の余地がある」と。日本でいえば、一流大企業に勤める管理職の人たちぐらいかなと想像しました。一方、日本の社会のなかで、たとえば「セブンイレブン」なんて言われる働き方をしている人たちは一流大企業のエリートだけではないことは皆さんもよくご存知だと思います。ホワイトカラーだけではなく、飲食店の店長や、タクシー・トラックの運転者、広告業界の季節労働者、学校の先生、看護師、医者、公務員というのが、私が今まで取材をとおして見てきた過労死の職種です。日本ではそれぐらい幅広い層に死ぬほどの働きすぎがあるということです。

## 報告Ⅱ ホワイトカラー労働の日米比較

成瀬龍夫

変わってきたアメリカのホワイトカラー像

ホワイトカラーを日本とアメリカとで比較せよとのことです。何で比較するかを考えると難し

くなりますので、アメリカのホワイトカラーに対するわれわれ日本人の常識はこれまでどうだったのか、をまず考えたいと思います。戦争に負けて、日本人は、戦後、たくさんのアメリカ映画を通じてアメリカ人のミドルクラスの生活というのを見せつけられた。そして、アメリカのホワイトカラーはあんなにリッチないい生活をしているのか、と憧れてきたわけです。

日本人が高度経済成長の時期に必死になって働いたときにも、やはりやはてはアメリカのミドルクラスのような生活を築けるようになるという思いがあったことは間違ひありません。アメリカのミドルクラスの生活様式の象徴であった車や電化製品がどんどん普及していったプロセスも、日本人のアメリカ観に大きな影響を与えた。

他方、アメリカ人のホワイトカラーの労働スタイルについてはどうなのかというと、意外と詳しい認識がなかったように思います。

われわれがよく耳にしてきたのは、次のような話です。すなわち、アメリカ社会というのは流動性が高くて、大学卒のホワイトカラーは、能力がある者ほど他の会社に移ってそこで新しいポジションを得て、昇進する。あるいは給料が上がっていく。一つのところでじっとしている人間はだめ。いろんな会社を移り歩いて自分のキャリアを形成していく人が成功者だ。アメリカは非常に競争が激しいが、個人の能力、個人のパフォーマンスが確実に評価される社会だと。そういうことをよく聞かされてきたわけです。

ひるがえって日本はどうかというと、日本では一つの会社に就職して入社すると、そこで定着する。会社に対するロイヤリティをしっかりともって、我慢強く働く。しかし、べつに職場のなかで競争心を持ってがんばらなくてもいい。会社に長く勤めることが大事で、勤続年数がすべてであるかのように一つの会社に勤め続ける。それによって、いわゆる年功というものが評価される。ポジションも上がっていくし、給与も上昇していく。日本はそういう社会だとみなされてきたんですね。

ところがですね、1990年代に入りましてから、われわれ日本人が抱いているアメリカのホワイトカラーに対する認識はどうも間違っているのではないかという疑問が出され、ある種の見直しムードが高まってきた。それに先鞭をつけたのが労働経済学者の小池和男氏です。彼は、1993年に

『アメリカのホワイトカラー』(東洋経済新報社)という本を書きました。以後、1990年代のアメリカのホワイトカラーに対する日本人の、とりわけ企業サイドの認識というのは、ほとんどこの小池本に支配されるようになったといつてもよいと思います。

彼はアメリカにいる間にヒアリングをやって、いろいろ調べたそうです。その結果、べつに転職しなくとも、一部のエリート社員は会社の内部昇進がきちんと保証され、いわゆる終身雇用のようになっている。それから賃金についても、たとえば日本の大卒の年功カーブと、アメリカの大卒の年功カーブとは、実質的にあまり変わらない。アメリカの賃金にも年功賃金といってもいいような特徴が見られる。また、ホワイトカラーはアメリカでも日本に似て幅広いキャリア形成をやっている、ということがわかったというわけです。

1990年代に入ると、小池さんの影響力もあって、アメリカのホワイトカラーも、雇用慣行の点では日本とそれほど変わらないという見方が非常に広がったように思います。細かく検討するといろいろ違いもあるでしょうが、いわゆる内部労働市場が成立した戦後の大型企業にあっては、アメリカにしろ日本にしろ、ホワイトカラーについての一定共通した労働慣行が成立した。そのことについても、認めていいと思っています。

以上のように、1990年代前半にアメリカのホワイトカラーについての認識の変化がありました。その後、アメリカのホワイトカラーも日本のホワイトカラーも大きく変貌した。アメリカでは1980年代の中頃から国際競争力が低下して、すさまじいグローバリズムが進むなかで、弱肉強食資本主義の体質が強まって、ホワイトカラーのリストラが大規模に展開されるようになってきた。10年遅れて今度は日本でも、バブル経済がはじけた後に、大型企業のリストラがホワイトカラーの安定を奪うようになった。したがって小池和男氏の調査研究が紹介した内容は、実は1990年代に入ってからは、実態からとっくにかけ離れたものになっていると思われます。

### 報告Ⅲ 経営システムの日米比較

青木圭介

#### 残業と性別役割分業を組み込んだ日本の生産システム

この本の第6章は「ママは死んだ」というタイトルになっています。この「ママ」というのは会社（具体的にはAT&Tのことなのですけど、大会社は、子どもを守る親のような存在であって、たいへん分厚いベネフィット（福利厚生）と長期のセキュリティ（雇用保障）とで社員を守っていくというようイメージなのです。チーズ・マンハッタン銀行は「マザーチェイス」と呼ばれていました。『窒息するオフィス』を読むと、いまではそういう家族主義的経営はすっかり過去のものになったことがわかります。その意味では、小池さんが指摘していることは、成瀬さんが述べたように、1970年代までは言えたかもしれないが、80年代以降は違うのではないかと思います。

私が就職して広島で社会政策などを教え始めてほどない頃（1970年代末から80年代初めにかけて）、資本は、テレビを作って売る、車を作って売るということではなくて、単に儲けることを自己目的とするかのようになってきた。マルクスの資本の定式でいいますとG-W-P-W'-G'ではなく、G-G'みたいな動きが強まってきた。その後、異常なスピードのM&Aを含む資本移動によって、職場と地域の空洞化が急激に進むようになった。そのことについて私たちが目を向けるようになったきっかけは、1980年代の半ばに講座『構造転換』（青木書店、1987年）のプロジェクトで議論に参加させていただいた頃だったと思います。私の種本はブルーストンとハリソンの『アメリカの脱産業化』（B. Bluestone & B. Harrison, *The Deindustrialization of America*, 1982）で、そこではグローバリゼーションを背景に工場や企業が投機や売買の対象となり、あっという間に人々の労働生活や地域社会が衰退させられることが描かれ、「資本移動のスピードを社会的に管理可能な範囲におしとどめるにはどうしたらよいか」というテーマが問題意識に上っていました。

そのときから感じていたのは、アメリカでは一

方でそういう資本の論理をむき出しにした世界がありながらも、他方で、伝統的にいえばブルーカラーのかなり強い労働組合組織が産業別組合をつくってそれによって、たとえばよくいわれる先任権などが慣行化していたことです。

ホワイトカラー、なかでも中間管理職の労働と待遇がどうなってきたかということは、『窒息するオフィス』のなかでも大きな焦点のひとつとなっていますが、従来のイメージでいいますと、1970年代までのアメリカの中間管理職というのは、要するにブルーカラーの労働組合のおかげで、ある意味では労働時間も守られていたという関係にあったのではないかと思います。日本の場合は、職員とブルーカラーの差別的な待遇はいちおうないということで戦後始まっているながら、ブルーカラーも残業を組み込んだ生産計画を受け入れるし、その影響でホワイトカラーも、やはり残業を組み込んだ職務体制になっている。そこで日本のアメリカとの違いをいうなら、一つは日本はもともと残業を組み込んでいるということです。もう一つは強固な性別役割分業があることです。

日本では性別役割分業が労働者の生活時間をものすごく不分明にしている。しかも地域で父親が何もできなくても誰も非難しない。かえって父親（男性）が地域へ出て行くと、どうしたんだろうといわれるという雰囲気がある。もともと日本社会にそういう状態を当然とする環境があったことがいろいろな違いを生み出している。森岡（孝二）さんが『世界』10月号のフレイザーさんとの対談で述べているように、働きすぎや過労死の相談は、日本では妻か母親のどっちかがする。心配を抱えているご当人の男性本人は忙しくてそれどころじゃない、という状況があります。

アメリカの場合には、ホワイトカラーの共働き化と女性のフルタイム労働者化が進んでいて、労働時間が長くなるにつれて、男性だけでなく女性も、子どもとのふれあいや地域社会への参加が困難になるという問題が生じています。フレイザーさんの本を読んでも、男も女もものすごい長時間労働をするようになって、家族生活が破壊され、子どもたちが犠牲になっている様子が描かれています。

現代の支配的な資本は、放置しておけば、ますます「抽象的な資本（単なる他人の剩余労働への支配権）」となって、業種や製品へのこだわりも、

地域とのかかわりも、従業員への思いやりも失ってしまう。そしてギャンブル・キャピタリズムと化して、資本主義の寄生性と腐朽性が強まる。こういうなかでは、労働者の側からまともな労働と生活の条件を獲得するために資本を規制していくことが必要です。

フレイサーさんの本を読むと、そのような連帯主義的な規制を行なう力をもったホワイトカラーの労働組合運動の可能性に言及するとともに、労働者の生活や権利を守る企業に対する社会の評価能力の高まりや、社会的責任投資の運動の発展など、労働者だけでなく、消費者や投資家（これらもまた労働者である場合が多い）の活動も重視しています。そういう点にも着目して読むべきではないかと思います。

## 報告IV 日米の職場生活の悪化と 家族生活

スコット・ノース

### 理想的な父親と理想的な社員との矛盾の なかで

私のテーマは、日米の職場生活の悪化と家族生活ですけれど、前のスピーカーの青木さんと同じように私も、アメリカと日本の共通点を強調したいと思います。具体的には4点あります。

最初は労働時間。昨日発表されたILOの統計では、2002年のアメリカの労働時間は1825時間で、日本とほぼ同じだということになっています。もちろん私は日本のその統計を信じません。実際には日本人の方がそれよりももっと働いていると思います。韓国は2001年で2447時間です。韓国人ほどは働いていないかもしれません、アメリカよりははるかに長いと思います。ヨーロッパの人を見ますと、実際、ヨーロッパと比較したほうが面白いかもしれませんけど、アメリカ人の労働時間よりも年間9週間くらい短い。2ヶ月以上差がある。ということを考えますと日本人もアメリカ人もずいぶん乏しい生活を送っているんじゃないかなという感じがします。

第2に、同じく共通しているのは、だんだん仕事の密度が高くなっていることです。ファックスやEメール、携帯電話などいろいろな形で、

仕事が家族生活に食い込んできています。

第3は、指摘されたように、リストラで失業や雇用不安が高まり、仕事がいつ失われるかわからないという恐怖感が日米ともあると思います。ブッシュ大統領が登場してから、270万人ぐらいのアメリカ人が仕事を失っているわけです。

そして第4点としては、日米とも無謀な金融政策と関連して深刻な財政危機があるということを指摘すべきだと思います。たとえば2003年の国と地方の債務残高をGDP比でみると、日本は151%になっています。5年後には200%ぐらいになるという見通しもありますので、これは必ず労働者の生活に影響を与えると思います。アメリカはいま62%ですが、イラク戦争があって10年後にどうなっているか。私は、今の財政赤字から考えて(2003会計年度は過去最悪の3742億ドル)、確実に悪くなると思います。この点を含め、以上の4点でアメリカと日本はほぼ同じような状況におかれています。

これを全体的に考えますと、両国では雇用が不安定になって、生き甲斐が失われてきている感じがします。以下では、職場生活の悪化が家族生活にどういう影響を与えているか、4つのポイントを指摘したいと思います。

第1にアブソーブティビネス(absorptiveness)というか、企業の吸収力ですね。ビジネスは労働者だけでなく家族も企業に吸い込んでいく傾向が強いわけです。企業の文化が家族の文化になる。企業時間、企業のスケジュールが家族のスケジュールになる。全体的に考えますと、企業社会の時間が私たちの日常生活を支配するような形になっています。これによって、家族関係の可能性も制限されることになるわけです。

第2は、収入、インカムです。もちろんこれは階級の問題にもなるわけだけど、階級のなかでのバリエーションが非常に大きい。とはいって、労働者の場合は、ポストやキャリアの如何を問わず、会社の状況が厳しくなれば、収入に影響する。お金がなければ、家族の結束、絆に影響を与えると思います。

第3は、企業は家族のワールド・ビュー(世界観)に影響を与えると思います。つまり、企業を一つのコミュニティとして考えれば、そこには一定の価値観や規範があり、父親を通してこれが子どもにすぐに影響する。趣味とか行動とか、どう

いうレジャーが適当であるとか、こういうことがすぐに伝わっていく。

最後に、企業の家族への影響としては、エモーショナル・クライメツ、感情的な気候というか雰囲気が問題になります。この影響は職場ごとに違うと思いますが、企業がパニック状態であれば、その労働者は家庭へ帰るので、それが家族生活に影響を与えることになる。このように職場生活が悪化すれば家族に影響が出ると考えられます。

ここでちょっと矛盾を指摘したい。理想的な親や、理想的な市民は、理想的な社員とは別の理念を持っているはずですが、理想的な社員として完全に企業戦士になれば、家族生活を完全に犠牲にしなければならない。

理想的な父親と理想的な社員の矛盾ですね。どちらもその人にとって、バランスを取ることが非常に難しい。必ず一方に偏ってしまうわけです。現在の社会では、大事なのは仕事の時間です。しかし、私が強調したいのは、家族生活は時間で計算することはできません。それは瞬間で体験する共有時間の流れなのです。そういう共有時間の流れがなければ家族生活はありません。しかしこのようにして企業の理念が私たち日常の理念になればなるほど、それがヘゲモニー的な存在となって、私たちは他のことを想像することさえできなくなってしまうのではないかと思います。

こういったところが職場の生活悪化とその家族への影響としてあげられると思います。

## 討 論

司会 以上、4人の方々から一通り報告していただきました。お聞きしていて、森岡(梨香)さんもノースさんも取り上げていた労働者の働き方と家族生活の関係あたりが一つの焦点かなと思いました。まず、そのあたりから補足的な発言をお願いします。

### 家族生活から日本人の働き方を考える

森岡 やはり働く男性たちが家族との団欒の時間をもたないことや、地域社会での役割をはたさないこと、しかも、そういうことをあまり問題とも感じないことが、日本社会の特徴かなと思います。



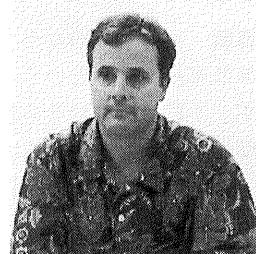
もう一つ言いたいのは、なぜ働くのかという理由が日米では違うという点です。アメリカ人の友達に「どうして働くの」と訊くと、必ずといっていいほど口に出るのが、「お金」という言葉です。アメリカ人の労働者、とくに男性の間では、人の価値はいくら稼ぐかによるといわれるほど、収入の多さが重要視されています。働く理由は、非常に消費主義的で、成功して稼いで欲しいものを手に入れることに重点をおいていて、それは、決して悪いこととも、恥ずかしいこととも思われてないのです。

でも私が取材した日本のホワイトカラー労働者の中で、そこそこの生活をしていながら、お金をもっと稼ぐために夜遅くまで働いているという人はいませんでした。実際、日本の多くの労働者は「サービス残業」というただ働きをしていますので、もっと多くの収入を得るために長時間働くというふうにはあまり見えない。もちろん、お金のために働いている人たちがたくさんいることも確かですし、また残業をしてやっと食べていける現場の労働者たちが過労死していることも確かですが、日本のホワイトカラーが長時間働く理由は、お金に加えてもっと別に何かあるのではないかということです。

そういうことに興味をもってちょっと調べてみた統計があるんです。たとえば、ある統計で日米の労働者に聞いたものなんですが、「どうして働きますか」と訊くと、家計を維持するため、つまりお金のためと答えたアメリカ人が85%だったのに、日本人は51%でした。逆に「人生や社会基盤の獲得」つまりお金以外のものと答えたアメリカ人はたったの5.6%。日本人は46%だったそうです。仕事に生きがいを託す傾向は、日本人の方がかなり大きい。「仕事より大切な活動がありますか」という質問でも、あると答えたアメリカ人は70%だったのに対して、日本人は35%だったそうです（佐久本朝一『日本の経営と過労死シンドローム』中央経済社、1997年参照）。

## 引き裂かれた家族生活の健康への影響

ノース さきほど理想的な父親と理想的な社員の矛盾という話をしました。父親の場合についてもうちょっと詳しくいうと、現在求められている父親の理想は子どもと一緒に時間を過ごすこと、エモーショナル・クロースネス（感情的親密性）ですね。あなたは子どもの仲のよい友達3人の名前を知っているかと訊かれて、知らないと答える父親は、妻任せにしていることになる。厚生労働省は、新しい法律も作って、父親がもっと家族生活に積極的に参加するように言っています。



しかし、父親が仕事をして金を稼いで家族を養えるならば、母親は仕事をしなくていいことになりますから、母親の方はいつも家にいられるわけです。それで家を守ることにもなるわけです。お金でいい環境のいい家を買って、周りの人たちもいい人たちであれば、それも子どもを守る役割を果たすわけですよね。つまり仕事が愛の表現になるわけです。これは矛盾するわけでしょう。エモーショナル・クロースネスを発揮するために彼はもっともっと働く。いい家を買うために仕事場から遠く離れる。それで通勤時間はもっと長くなる。けれど奥さんが家にいるから安心。しかし、これで父親の役割を果たしたと胸を張って言えるでしょうか。私のみるところ、男女ともこういう矛盾が生じていることをあまり意識していないような感じがします。これが運命なんだとみんな思っています。その運命は自分で切り開くものではなく、運命の操り人形になってしまっているようです。それでどんな結果になるかといいますと、健康への影響が非常に懸念されるようなことにもなるわけです。自殺や引きこもりとか、アトピーとか喘息とか。運動する時間がなくなる。趣味を楽しむ時間が少なくなる。こういうふうに考えると、すべての病気は職業病ではないか。1日に10時間働いて病気になったら、それは完全に職業病なんですよ（笑）。

## 家族のために仕事を優先する不思議な働き方

森岡 私の取材のなかでもこれだけ一生懸命働くのは家族のためということをよく耳にしたんですが、不思議なのはその割には家族と過ごす時間が極端に少ないことです。

家族のためにそんなに働いているのであれば、仕事以外の時間は少しでも家族と過ごしたいだろうと思うのですが、そうでもなさそうです。同僚と食べにいったり、麻雀したり、休日にゴルフにいったり、野球をしたりはしているも、家族の時間を優先させようとはしない。私が知り合った人は労働運動をしている人が多いのですが、夜遅くまで組合事務所にいる人がけっこういるんですね(笑)。

この点では、家族単位で活動するアメリカ人とはちょっと違うんじゃないかと思うんです。さきほどの統計でも、仕事より家族が大切と答えたアメリカ人は70%、日本人はたったの35%。その質問に「イエ」と答えた人、つまり家族より仕事のほうが大事と答えたアメリカ人はたったの9.7%でしたが、日本人は25%もいたそうです。そして現状をよく反映していると思ったのは、会社の事情を優先するか、家庭の事情を優先するかという質問で81%の日本人が会社と答えていることです。

家庭を優先したくてもできないのが実状かもしれません、とにかく家では、メシ、フロ、ネルの生活が典型的です。日本では一生懸命働いて給料を持って帰るのが男の人の義務で、それが家族のために働くという事の意味になってしまっているではないだろうかと思います。

過労死するほど家族のために働いてはいるけれど、家族のために時間をさく努力はあまりしないということが、私にとっては、すごく不思議で、本末転倒というなんでしょうか、逆じゃないかと思ったりします。かといって、仕事が好きなのかというと、それでもなさそうです。仕事の満足度を比べてみると、他の国よりもダントツに低いのが日本です。日本は世界有数の仕事に対して満足度の低い国なんですね。でもその一方、無断欠勤や、有給休暇の消化取得が他の国に比べて非常に少なくて、労働時間は非常に長い。これでは半ばイヤイヤ仕事をしながら費やす時間と労力は世界一と

いうことになります。

どうしてなのでしょうか。なぜなのかと思って訊いてみると、周りに迷惑がかかるので心配で休めない、評判が悪くなるので休めない、結局、自分がやらなくてはいけなくなるからという説明をよく聞きます。やりがいと向上心をバネに自発的に頑張っている面も強くあるんですけど、けっこう知らず知らずのうちにやらされている面もあるのではないかと感じました。

ノース もう一つの健康への影響をいいますと、人びとは何となく自分の時間が奪われているような感じがしているわけです。それを何となくわかっていて怒っているわけです。その怒りと絶望感が家族の関係にも入ってしまうわけです。日本では夫婦の会話はほとんどなく、ある調査によると1日3分だそうです。アメリカの場合は夫婦が一緒にいることができる時間は1日20分という統計もあります。こういうことがあって離婚が当然増えることになるし、ペットの世話を犬の散歩をし損なうこともあるし、子どもたちは鍵っ子になる。いろんな非行もある。そして働きすぎになるとコミュニティ・エンボルブメント(地域参加)の時間がなくなる、組合活動とか政治活動、ボランティア活動とかができなくなる。私たちの生活が加速化すると、使い捨てのものを使うようになる。つまり環境への悪影響もある。これは日本にかぎらずアメリカでもそうなっています。

## 長時間のダラダラ残業と低い労働生産性

青木 私は、お二人が問題にされていることの背景には、残業およびサービス残業をあらかじめ組み込んだ日本の性別役割分業があると思います。

アメリカでは1970年代にはもう女性の年齢階層別雇用カーブがM字型を脱却し逆U字型になっております。アメリカの場合、高学

歴になるほど共働き率が高いのです。日本の場合どうしても女性の結婚と出産を境とした女子の就業率の落ち込みが大きい。とくに高学歴の30代女性の離職率が高いんですね。アメリカと日本はいろいろ似ているけれども、その点は構造的な違いとして考えておかなければならぬ問題があるん



じゃないかと思っています。

司会 これはわたしたちが翻訳したジュリエット・ショアの『浪費するアメリカ人』(岩波書店、2000年)で述べられていたことですが、アメリカでは夫婦とも高所得のカップルのダブルインカムが消費の基準を作りだしていて、低所得のシングルマザーやシングルファーザーとのあいだに倍加された所得格差が生みだされている。それがたとえばナイキの高価なスニーカーを買えるか買えないかで子どもたちのあいだにトラブルを生んだりしているという話もありますね。

成瀬 さきほど森岡(梨香)さんがおっしゃったように、長時間のサービス残業はやはり日本的で、アメリカのホワイトカラーにはそういうものが一般的にあるわけではないように思います。

日本の場合は、サービス残業を含めて長時間労働を覚悟して毎日出勤するので、どうしてもだらだら働くことになるのです。生産性が低くなるわけです。国際比較で見て日本のホワイトカラーの1人当たり労働生産性が低いという統計結果は昔から出ています。そうでないと朝からエンジン全開させて、夜は10時、11時まで失速せずに走れるはずがない。基本は低速にしないと。私も最近免許を取ってドライバーをしているからわかるのですが、長時間運転すればするほど、休憩を多くとったりだらだら運転したりしないともちませんよ。時間当たりの生産性が低くなる、しかし、なにしろ長時間働きますから、パフォーマンスは大きくなる。その場合、日本の場合は個人主義で勝負するのではなくて、職場集団主義というか、そのなかにみずから加わってやる。職場規律に対しても集団的パフォーマンスを重視するのでロイヤリティが高い。そういう意味でもアメリカとは違うんじゃないかなと思いますね。

### ホワイトカラーに 労働組合の可能性はあるか

司会 日米の働き方にはいろんな違いもありますが、深刻化する働きすぎやジョブ・ストレスという点での共通点を考えると、現状をどう変えるか、労働組合に期待をつなぐことができるのか、といったことが問題になります。この点はどうでしょうか。

### 始まったホワイトカラーの反撃の多様な試み

森岡 フレイザーさんは、『窒息するオフィス』の終章で、「アメリカの労働者は、やり返し始めた。80年代にリストラされ、90年代に搾取られ、そして今態度を変えることによって、身を守り反撃を始めた」と書いています。ヘッドハンターと呼ばれる人材の引き抜きをする人と連絡をとっているとか、労働関連の企業批判のウェブサイトをよく見ているとか、ポケベルや携帯電話を持ち歩くのを拒否したとか、リストラされそうになつたらいつでも反論できるように上司や経営者のミスを証明する書類を取っているとか、労働者を酷使する会社には投資しないという株主運動があるとか、まだ一部ながら労働組合の組織化に向けた動きが見られるとか、ホワイトカラー労働者はそういうことをして反撃を始めたとフレイザーさんは言っています。

それはともかく、日本の労働者は態度を変え、反撃を始めているでしょうか。私はこの質問を、過労死問題に長くたずさわっている人たちに訊いてみたことがあります。すると皆さん口をそろえて日本の労働実態はあまり変わっていないとおっしゃいます。

過労死自体は社会問題化されてきたけれども、実際の働き方はほとんど変わっていないと言う方が多いのです。どうして変わらないのか、すごく興味があります。研究者も労働者ももっとそこを議論していくべきだと思います。

青木 おっしゃるようにフレイザーさんは、ホワイトカラーの労働組合の可能性に触れており、インターネットをホワイトカラーの組織化の情報ツールとして利用することに着目しています。と同時に、彼女はホワイトカラー労働者の反撃の契機は、労働の場面だけから出てくるわけではなくて、消費の場面や投資の場面でも出てくることに注目しています。投資の面では、さきほども出ましたように、近年アメリカで広がってきた社会的責任投資運動に着目し、地域に貢献するとか、労働者に優しいとか、環境を重視するとか、そういう企業を高く評価してそこに投資する運動を評価しています。

話はちょっとそれますが、最近、社会人のゲストスピーカーにしてもらう講義がたくさんあり、

コーディネータなどをやらされる場面が多くなっています。そういう話しの中で興味深かったことの一つは、京都などのいくつかの老舗企業や非上場の家族主義の企業が意外と奮闘していることです。社員に対するポリシーがよい。評価すべき経営理念をもっている。もちろん個人企業でもむちゃくちゃなことをやっている企業がたくさんあるけれど、資本がG—G' というか、ただ金儲けだけに走るのでは、経営理念とか企業のミッションは、糸が切れた風みたいにあらぬところに飛んで行ってしまうことになります。バブルの時に社員が「社長（財テクを）やりましょう」と言っても、土地投機をやらしてくれなかったという話もたくさんあります。そういうことを含めてわれわれが企業を評価するときにはどんな理念で経営しているか注意しなければならないと思います。こここの社員は家に帰っていないじゃないか、と正面切って糾弾できるぐらいでないとおかしい。そういう雰囲気をつくるのが大事だと思います。

### 答えの出ないホワイトカラーの組織化の可能性

成瀬 私自身、考えてはいるけど答えが出ないのは、ホワイトカラーは労働組合によってどんなかたちで、どこまで組織化が可能かという問題です。かつて私もホワイトカラーの「結集」とか「団結」の論理を見つけ出そうとのプロレタリア化論などに関心を寄せたことがあります、どうもうまくいきません。労働組合はやっぱり伝統的にブルーカラーのもので、「労働者よ団結せよ」という言葉は本来ブルーカラー向きだと思う。ホワイトカラーはそうはいかないです。で、ホワイトカラーの仕事に対する関わり方や職場文化や家族生活や、ホワイトカラーがもっている特質をもっと解剖して、それにふさわしいホワイトカラーの協同の論理みたいなものを考え、労働組合のあり方の見直しを考えなくてはならないと感じています。

森岡 さっきの私の話の続きになりますが、労働組合の方たちや労働者といろいろ話していく感じるのは、ホワイトカラーの組合を作るにしても労働者自身が組合に入る必要があるんだ、組合に入ってなんとかしなきゃいけないという気持ちになってしまっていることです。たとえば、森岡（孝二）先生がおっしゃっているように過労死相談の電話がかかってくるのも必ず、奥さんやお母さんとか、

家族の方からなのですね。そのなかでよく聞くのは、「主人には言わないでください」、「言ったら怒られるから」という心配です。ある女性は、御主人に相談の電話をしたと話したら「なんでそんなことをしてくれるんだ。僕はこれでいいんだ。これは僕の仕事で生き甲斐なんだから、体は大変だけれどもこのままでいい、余計なことをしてくれるな」といわれて、家庭の中で喧嘩になってしまったそうです。奥さんは、ものすごく危ない、いまにも倒れるのではないかというふうに危機感を感じて見てらっしゃるのに、当の本人は、どうしようもないからほっといてくれというわけです。労働者としての意識が低く、自己防衛の必要性を感じない状態でホワイトカラーの組合をどうやってつくるかと考えると、何かどうしても私の気持ちのなかでかみ合わないですよね。そういうことを含め、今後研究していきたいと思います。

司会 イギリスで労働組合が誕生したころは、煉瓦工のような下積みの労働者ではなく、石工とか大工とかの職人が熟練を基礎に団結した。マルクスが関わった国際労働者協会（第一インタナショナル）の場合もそうでした。あるいは、産業革命で機械が工場に導入され、熟練に基づいた労働者の個人的抵抗力が解体される局面で、労働者の団結が労働組合のかたちをとってきたとも考えられます。いま、情報技術革命の進展で、ホワイトカラーのスキルが解体され、産業革命の時代の機械と同じように、労働苦を軽減し労働時間を短縮するはずの情報技術がかえって長時間過密労働を生んでいるような現実もあります。こういう側面はホワイトカラーの組織化の契機になると考えることはできませんか。

成瀬 かつて労働組合というのは、いきなりブルーカラーから生まれたわけじゃなくて、むしろ熟練労働者の職能組合から出てきたわけですね。しかし、それが19世紀の特権的な熟練労働者の同業者組合の限界を経験して、次にブルーカラー、不熟練の生産労働者を主体とする組織に変わっていくわけです。ところが、現代ではブルーカラーよりホワイトカラーの方が数の上でも多くなり、産業構造では製造業よりサービス業が大きくなりつつある。こうした変化に労働組合という組織はなかなか対応できなくなっている。

いま出たスキルの問題ですけど、ホワイトカラーの場合ブルーカラーと違ってかえって結集が難し

い要因の一つのように思われます。

司会 日本ではアメリカと違って、ホワイトカラー職場もユニオン・ショップ制（全員加入で複数の組合がある場合もいずれかの組合に属する制度）になっているところが多いようです。しかし、その実態は、たいてい組合が労働者を統制するというより会社が組合を通して労働者を統制する役割を果たしていると聞きます。こういう制度は加入の自由や選択の自由からみて大きな問題をはらんでいます。よく知られていることですが、念のために言い添えておきます。

### 自分時間を取り戻す意識改革が必要

ノース 必ずしも労働組合の課題ではありませんが、私が言いたいのは意識を高めなければならないということです。高くなればもう落ちてこないことを確信しています（笑）。まず、自分のアイデンティティは何か。それは運命ではありません。自分でアイデンティティを作ることができることを学校の時代から教え込んでいく方がいいと私は思いますけど。ウチの子どもが行っている小学校では、「くん」ではなく、皆「さん」づけなんです。これは小さな一步ですけれども、ジェンダー・イコールを進めるうえでなかなかいいことだと思います。

第2は、働くために生きているという意識を捨てなくてはならないと思います。生きるために働くことが理想的ではないでしょうか。こういう意識をどうやって作り上げるのかといいますと、たとえばノルウェーは生産性がいちばん高い国ですよ。フランス、ドイツも生産性が高いけれども、生活水準も高い。フランスのカルロス・ゴーンさん、いま日産の会長の。彼は働く時間がきちんとしているそうです。いつ始まるか、いつ終わるか。会議でも何でもきちんと決めて時間になったらもう終り、われわれもそうしないといけないと思います。学者はとくに悪い（笑）。

アメリカでは10月24日は自分の時間を取り戻す日になっているのですが、日本でもこういうイベントをやった方がよいと思います。自分の時間を取り戻すというのは、会社に行かなくてもよい。テレビも見ない。日本人は世界一テレビを見るようですが、みんなテレビでいったい何を見ているのでしょうか。自分たちと同様の規範に従わなくてよい人たちや、自分が行きたくともなかなか行

けないところを見ているわけでしょう。それはファンタジーの世界ですよ。それは麻薬と一緒にです。こういうものを見て自分のなかの時間を殺そうとしているわけですよね。その自分のなかの時間を生かすことが必要だと思います。外から押しつけられている時間の感覚、これを脱却しなければ。人間より犬のほうが生きている（笑）。寝たいときに寝る。人間はどうしてこんな簡単なことができないんだろう。それが私の実感です。

### アメリカモデルの後追いは何をもたらすか

司会 ところで、戦後の日米関係においては、大雑把にいって、まずテーラー主義とフォード主義を特徴とするアメリカの生産方法が日本に導入される時期があって、次にその上に展開したトヨタismに代表される日本の生産方法がアメリカに逆に移植される時期が続き、現在は生産よりも金融市場に重きをおいた株価第一主義のアメリカ的経営システムが日本に導入されていると考えられます。最近は金融政策だけでなく労働政策においてもアメリカモデルへの転換が進んでいます。この点はどうお考えですか。

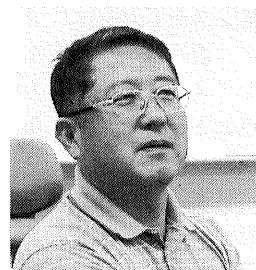
成瀬 アメリカのホワイトカラーが最近どのように日本人に評価されているのかについて気になる点が二つあります。インターネットを検索すると、アメリカのホワイトカラーはすさまじくよく働いている、それに比べて今や日本のホワイトカラーは世界一働かなくなっているという内容のホームページが驚くほど多い。しかし、アメリカのホワイトカラーが、『窒息するオフィス』で明らかにされているように、まるでスウェットショップのように過酷な労働を強いられているという実態は、日本にはまだほとんど伝わっていない。だから、ただアメリカのホワイトカラーはよく働いているという面だけが、実態や背景を抜きに日本のホワイトカラーと比較されています。

もう一つ気になる点は、アメリカのホワイトカラーは非常によくがんばっているが、日本のホワイトカラーはだめだ、だからいっそその規制緩和が必要だという主張が強まっていることです。実際、日本のホワイトカラーの労働条件をアメリカのホワイトカラー並みにしようという具体的な動きがあります。ご存じでしょうか。昨年の12月に政府の労働政策審議会が「今後の労働条件に係わ

る制度の在り方」に関して建議を出しました。そこでは、「アメリカのホワイトカラー・イグゼンプション等についてさらに実態を調査した上で、今後検討する」と言われています。アメリカのホワイトカラーは連邦の公正労働基準法のイグゼンプション、つまり適用除外なのです。職種によっていっさい労働基準法が適用されていない。日本でもご存じの裁量労働制によって専門業務やいわゆる企画業務の職種が労働時間規制の適用除外措置がとられているのですが、経済界では日本の裁量労働制は使い勝手が悪いということで、アメリカなみの完全な無法領域にしようとしています。来年4月にぜひそれを導入したいと言っています。これは非常に恐ろしいことでして、それだけにアメリカのホワイトカラーの過酷な労働実態をぜひ日本のホワイトカラーに知ってもらいたい。

### アメリカの悪いところばかりを輸入する日本

成瀬 アメリカのホワイトカラーをフレイザーさんの本で読みまして、1950年代から70年代までの約30年間は、アメリカのホワイトカラーにとっていわばバラ色の30年間ですね。翻訳



者の一員に加わって印象的だったのは、1950年代のアメリカの大学卒業生たちが就職するに当たってみんな一流企業を志向する。なぜかというと一流企業に入るとセキュリティとオボチュニティとの両方で安心が得られるからです。保障と機会、経済的な保障とキャリアアップということで大企業志向が強くて、大企業では実際にまたこれに応えた遇遇が30年間ぐらいなされてきました。しかし、それは80年代末には完全に過去のことになってしまった。ビジネススクールを出て、MBAを取得した人たちの就職率も極めて悪くなっている。管理職も含め、労働条件はどんどん悪化している。アメリカのホワイトカラーも、多分もうかつての幸福の時代には戻れない状況になっています。

ところが日本は、規制緩和や労働法制の見直しなど、アメリカの悪いところばかりを輸入しようとしているという感じがします。僕の好きなアメリカ人にビル・トッテンという人がいます。彼は

アメリカのまねをすると日本人は100%不幸になる、日本人はよき労働慣行とか、今までのいいものをどうして大事にしないのかと言っています。たとえば終身雇用、年功制、これらはアメリカ人であるビル・トッテンから見てもすごくよいことだとずっと言い続けています。彼は日本で外資系会社の社長をやっており、経営者の立場からも、日本が本来もっていた良さというものがどんどん失われていることを惜しんでいる。

よくいわれることなんですが、アメリカン・スタンダードに日本が合わせていくのを止めて、日本本来のジャパニーズ・スタンダードをきちっと確立することを考えないとダメだと思うのです。アメリカから学ぶべきことはずいぶん多いのですが、アメリカの悪いことだけ学んで、このままいたら日本の未来はない。

### 最後に言い残したこと一言ずつ

司会 最後に4人に付け加えたいことを一言ずつご発言いただきたいと思います。

森岡 過労死を研究する私が日本滞在中に一番よく受けた質問は、「アメリカにも過労死はあるのですか」でした。その答えは、フレイザーさんに出会ってから、「あると思う」から「絶対あるはず」に変わりました。同じ働きすぎによる脳心臓疾患という現象も社会、文化背景が違うアメリカでは、過労死と認められないだけで、実際には似た現象はすでに起こっているはずです。これまで、企業文化や管理方式など、日米の違いが強調されてきたにもかかわらず、不況、グローバル経済競争、労働者組織の衰弱は、人員削減、賃金切り下げ、福利厚生のカット、そしてその結果としての労働時間の増大と、生活の質の低下などの共通点を日米の労働者にもたらしています。しかしこの問題は、実は、日米のみならず、多くの工業国で共通に見られる現象ではないかと、私は考えます。労働時間増大とその健康に及ぼす影響の問題は、多くの国で社会問題化されつつあり、労働運動、NGO活動、裁判闘争などを通じた、反撃の動きも少しずつ現れ始めています。その先頭を率いる動きの一つが、日本の過労死弁護団による訴訟運動だと私は考えています。現在、韓国や中国でも、同じような活動と訴訟を基盤とした反過労死運動が活発になりつつあります。その火付け役は、実

は、日本の反過労死運動なのです。多くの犠牲者を毎年生み続ける一方、裁判闘争、市民活動などで企業責任を追及する日本は、あらゆる意味で過労死問題先進国となりつつあります。グローバリゼーションが進む中、日本の「過労死」と反過労死運動は、はたしてアメリカにも渡るのか、そして、それぞれ独自の社会、文化、政治背景が働き過ぎ、過労死問題をどの様に変えていくのか、私が今もっとも注目していることのひとつです。

**成瀬** 今日あらためて感じたのですが、ホワイトカラーをめぐる議論はもっときめ細かく分析的にやることが必要でしょうね。

昔と違って、大卒のホワイトカラーが就業者人口のうちの半分かそれ以上といった時代ですから、もはや一口でホワイトカラーを語れる時代ではない。「ホワイトカラー」というカテゴリーに属する人々の状況が非常に多様化し、彼らのなかにも、いわゆるホワイトカラーらしい層から、もはやホワイトカラーらしくない層まであります。大学を卒業しても、フリーターになってしまふ若者はホワイトカラーとしては怪しい存在です。正規労働者として雇用される機会が少なく、不安定な雇用形態で暮らさなければならない高学歴者などもそうです。

また、ホワイトカラーとブルーカラーの境界線も、両者のあいだに共通する部分が増えて、多くの点であいまいになっていると思われます。本来はホワイトカラーとブルーカラーの区別は労働形態によるわけですが、FA、OAの進行や雇用形態の多様化で絶対的な区別がしにくくものが増えている。

ホワイトカラーと労働組合の関係については、もう少し研究してみたいと思いますが、頭で考えるよりも、ホワイトカラーの労働組合の関係者に意見や経験を教えてもらいたいですね。

**青木** 私が今日、お話ししたかったことは、二つでした。一つは、日本の経営あるいは日本の生産システムの核心は、残業と性別役割分業をシステム自体が前提し組み込んでいるということです。あらゆる業種に及ぶ社員の恒常的な残業は、討論で触れられた契約における職務記述の前近代性に止まらず、労働時間概念の前近代性を示すものですが、それはまた、生活の受け皿としての性別役割分業をも前提しているのです。もう一つは、成瀬さんの言うように、そこから抜け出すジャパニ-

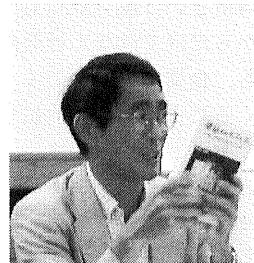
ズ・スタンダードを形成するためにも、いわゆる労働組合運動だけではなく、インターネットなどの情報手段の創意的な活用や消費者としての生活要求や企業評価などをも盛んにして、企業の経済活動を地域への貢献や労働者の生活からも規制していくという課題です。また、一昔前の理論問題に立ち帰りますが、事務労働も含むあらゆる労働がテラー主義のもとに編成されることに注目したブレイヴァマンの現代労働過程研究『労働と独占資本』(H. Braverman, *Labor and Monopoly Capital*, 1974) は、「労働の衰退」とともに「生活の衰退」という問題を提起しました。事務労働も含む全面的なテラー主義化 → 労働の衰退 → (普遍的) 市場化 → 商品市場への全面的従属 → 生活の衰退、というブレイヴァマンの「ペシミズム」に対しては、当時から疑問が出されていました。しかし今日、私たちが取り上げて議論している問題は、グローバルな展開やM&Aなどに見られる資本移動のかつてないスピードという新しい問題も含めて、ブレイヴァマンの提起した問題と別個のものではないのではないか。そうだとすると、企業経営や労働のあり方について、労働という側面からだけではなく生活の自立や地域の再生という視点からも、言い換えると、効率の面からだけではなく社会的責任や貢献という面からも、企業の動向をチェックしていくシステムをつくることは、理論的にも実践的にも現代的な課題であると思うのです。

**ノース** このシンポジウムを通じてアメリカン・モデルの働き方を追いかけてきた日本の様子が見えてきたと思います。オフィスワークは、肉体的な労働よりも人を感情的な「奴隸」にする可能性が高い。なぜなら、オフィスワークの基本的な特質は、官僚的な職務遂行過程と職務が要求する感情表現のルールであるからです。つまりホワイトカラー職場では、自分なりの気持ちを表してはいけないのが原則です。こうした環境の中では、ヒューマンな人間関係を見失うことになります。人と人の関係だけではなく、ホワイトカラー労働者たちは自分自身の肉体的なニーズをも見失います。「良き社員は、ぱりぱり働いて疲れに負けない！」。当然こうした理想を追求すればするほど家族生活や健康や環境へのダメージはひどくなりやすい。ダメージを隠すことがどうして誇りになるのでしょうか。

アメリカにせよ、日本にせよ、職場で重視される言説は、毎日吸い込んだり、あるいは飲み込まれたりして、それが人びとの考え方や行動を支配するようになるのも不思議ではありません。両国では、従来の言説の柱として、生産、消費、そして競争の三つが挙げられます。わずかの差しかないかも知れませんが、学者の社会的な位置はこの言説の直接的な対象になっていません。したがって、人びとの健康や環境にダメージを起す言説に対して私達日米の学者の社会的な義務は、従来の言説とは違う、人心を捉える有力な言説を普及させることです。この新しい言説の目的は支配ではなく、ただ一般の人びとの想像力を高めて、幅広い可能性が生まれるような結果を作り出すことが望ましいのです。そうするには、生産よりも健康創り、消費よりも信頼関係、競争よりもケア（世話、思いやり）を重視する。今の日米社会の状況に踏まえると、この三つの理念がふさわしいのではないかでしょうか。私は、そう思います。新しい生き方が実現できるようにするには現代人の本当のニーズを考え直す必要がある。新しい発想があれば、進化も可能になる。今回のシンポジウムはその新しい道への小さな一步ではないでしょうか。

司会 最後に司会者としてのまとめにかえて発言をお許しください。

フレイザーさんとは10日余りの来日中、何度か話をする機会がありました。日本に来るまでの情報収集を含め彼女が日本から学んだこととしていちばん注目していたのは、過労死110番などの弁護士グループを中心とした「アンチ・カローシ」の取り組みです。いまではアメリカにも過労死が起きるようになっていますが、アメリカではまだ個人の問題として受け止められていて、社会問題にはなっていません。裁判の多い国でありながら、日本のように裁判闘争になっているわけでもない。当然、過労死に関する情報も集められていません。そういうわ



けで、彼女としては、アメリカに帰ったら日本の過労死運動の経験に学び、ジャーナリストとして実態を調べ、問題を掘り起こす努力をしたいと話していました。

ついでにもう一つ。さきほどサービス残業を含む異常な長時間労働のために、とくに男性は家族と過ごす時間がほとんどない、しかも、それを当たり前と思っている、という話が出ました。それはそうですが、ご承知のように変化も起きています。7月28日付けの『毎日新聞』によれば、サービス残業に関連する労働者から労働基準監督署への被害申告は、昨年1年間で3万件を超えたそうです。また労基署が不払い問題に関して是正を指導した事業所も過去最高の約3万7千か所にのぼったそうです。このことは労働者が声を上げ始め、それにともなって行政も監督是正に乗り出したということを示しています。

厚生労働省の昨年12月13日の発表資料によると、全国342の労基署が2001年4月から2002年9月までの1年半に、是正指導の結果100万円以上のサービス残業代を支払わせた企業は、全国で613社、残業代を受け取った従業員は7万1322人で、総額81億3818万円にのぼっています。7月29日の『毎日新聞』や『しんぶん赤旗』によると、労働組合の支援を受けた元社員の告発で、サラ金大手の「武富士」が、過去2年間にわたる未払いの賃金計約35億円（従業員約3000人に計約27億円、退職者約2000人に計約8億円）を支払うということがありました。

これらはまだごく一部、それこそ氷山の一角にすぎないとしても、何かが動き出していることを感じさせます。できればそういう変化についても議論したかったのですが、時間がなくなりました。

討論者のみなさん、会場のみなさん本はどうもありがとうございました。

（当日はフロアーからも何人かご意見とご質問をいただきましたが、マイクが遠くてうまく録音ができず、誌面に採り入れられなかったことをお詫びします——編集局）

# アメリカの派遣労働に対する闘い

NAKANO (KIKUCHI) Kumiko  
仲野(菊地) 組子

派遣労働に対する闘いというと、派遣労働者数は、労働力総数からいえば少なく、同じ非正規雇用でも、パートタイマーのほうが格段に多いのになぜ派遣を問題にするのかと思われる方も多いことでしょう。この理由は、日本でも、製造業での派遣が解禁になり、派遣労働者はさらに増えることが予想されるからというだけではありません。

パートタイマーは、直接雇用で、雇い主が直接労働者を雇って指揮命令するため、労働者の賃金・労働条件は、両者によく見え、団体交渉も直接雇い主とできます。外部からも見えやすいといえます。三面的雇用関係の派遣雇用は、法律上の雇い主である派遣会社（派遣元）と実際の労働者を指揮命令して使う派遣会社の顧客企業（派遣先）が存在します。派遣元は派遣先と派遣契約を行い、労働者に労働条件を明示して雇い、そして、派遣先から支払われる派遣料金のなかから労働者に賃金を支払います。もし、労働者が、賃金を上げてほしいと思って、支払い先の派遣元に申し入れると、派遣元はそんなに多く派遣料金を支払われているものではないので不可能だといいます。それで派遣先に言うと、雇い主ではないから交渉に応じないといます。突然の解雇が派遣先から言い渡されても、派遣元は、多くの場合どうすることもできなく、違う仕事をみつけてあげるから我慢して待ってほしいといわれます（中途解雇の場合は、日本では、少なくとも賃金の6割は、派遣元からもらえますが）。派遣会社は、法律上の雇い主といっても直接雇用の雇い主とちがって、労働者の雇用や賃金に対してほとんど無力であることがわかるでしょう。このように、直接雇用に比べて、派遣は見えにくく、交渉がしづらいという違いがありますが、それだけでもありません。実は、そもそも派遣雇用とは何かという問題にさかのぼ

るのです。

派遣会社は雇用を創出したり終了したりできるわけではなく、雇用創出は、派遣業にとっての顧客である企業が行うのです。また、派遣会社の利益の源は、労働者が稼ぐ賃金です。例えば、派遣会社が派遣先企業からもらう派遣料金が、時給2000円とすると、派遣会社は、1000円を労働者に賃金として渡し、残り1000円が派遣会社のものとなり、そこから税金や付加給付などを支払い、残りが利潤となります。派遣会社は、利潤の前提である雇用は派遣先である顧客企業に依存し、さらに利潤の源泉である労働者の稼ぎに依存しているといえます。派遣会社も私企業ですから利潤を上げようとなります。どうするでしょうか。この依存関係から見るとわかるように、大まかに言えばふたつあります。ひとつは、できるだけ企業と結びついて派遣雇用を増やすこと、二つ目は、労働者の賃金や付加給付をできるだけ少なくしようとすることです。この二つが、派遣会社の主要な戦略です。

派遣会社は、企業には、just-in-timeで欠けた労働者の穴埋めをすることや、新規プロジェクトへの人材の配置などのサービスをしていましたが、今日ではアメリカにおいて顕著なように、大派遣会社は、VOP (vender on premise) 協定といって、1社の派遣会社が独占して顧客企業の人事の一隅に入り込み、そこで派遣先企業の業務を担うのです。派遣労働者や正規雇用労働者の募集や審査を行い、労働者の管理コストの計算や管理、それに新規事業などに際しては、雇用の配置（スタッフィング）を担うなど、企業に深く入り込み、せっせと派遣雇用を企業に定着させやすやすという戦略をとっています。企業にとっては、人事業務の下請化ということでしょう。また、できるだけ付加

給付（福利厚生費ですが、健康保険、有給休暇、企業年金プランなど社会保障的要素を含むもの）を付けなくてすむように、一応制度としては整えて年間労働時間数を制限して受給資格に至らせないか、あるいは掛け金を事業主負担とせず労働者負担分を多くし、加入できないものにさせています。

こうなれば、誰の眼にもわかるように、派遣会社の利潤は、正規雇用を派遣雇用に替え、労働者の賃金を低く抑え、付加給付ができるだけ給付しないようにするということなのです。これは、労働者が長年歴史的に築いてきた権利や社会保障制度と真っ向から対立するものです。派遣会社ができた当初、企業にはすばやく人材を与え失業者にはすばやく職を与えるので両者に役立つものとして、もてはやされてきたわけですが、現在となっては、まったく労働者と敵対するものだということが明らかになっています。このような雇用制度とさえいえる派遣雇用はパートタイマーとはぜんぜん違った社会的意味をもつものです。だから、日本では、1985年派遣法が成立するまで、禁止されていたし、ILO や E U では、このような危険性から労働者をまもるため、同一労働同一賃金や団結権をはじめとした派遣労働者の権利擁護を改めて確立しているわけです。

さて、この派遣という雇用制度がほとんど規制を受けずにまかり通っている国アメリカ合衆国では、1990年代の終わりごろから、労働者支援の N P O の活動や、AFL-CIO の運動方針の変革、経済的正義（economic justice）の広範な運動に伴って、派遣労働者の保護の動きも活発になり、実際の成果が出始めるようになってきました。その成果の1つの集約点が、2003年7月下旬の連邦の日雇い労働公正・保護法案の議会への提出です。

法案の内容は、作成の中心団体 NELP (National Employment Law Project) の要約によると、

- (1) 日雇い労働者への安全と健康の環境の保障について
  - ① 料金なしで、安全具を提供する。
  - ② 労災補償についての情報の提供、労災補償が利用できない場合は、医療の費用・収入保障を雇い主がカバーする。
  - ③ 危険な仕事については、文書で告知を与える、

同意を得ること。

- ④ 労働者の移送につかわれる車は、登録され基本的な安全要件を満たしていること。
- (2) 賃金や労働時間の権利の擁護と拡大について
- ① 次の事柄に対する賃金からの引き去りを禁じる。a 日雇い派遣業や他の雇い主によって発行された〔私的〕小切手の現金化、b 健康・安全具、c 雇用の場所と職場の間の移動の費用。
  - ② 同等の仕事をするフルタイム正規雇用労働者と日雇い労働者との賃金の平等の確立。
  - ③ タイムリーな現金での支払い、ないしは、直ちに現金化できる小切手での支払いを要求する。
  - ④ 週または日ごとの時間外労働支払い率を与える。
  - ⑤ 日雇い労働者に対する日額の最低賃金率を保障する。
  - ⑥ 移動時間及び遅れた雇い主を待っている時間に対して日雇い労働者に報酬を支払う。
  - ⑦ 日雇い労働雇い主に対し賃金協定を破ることを禁じる。
- (3) 日雇い労働者の初めて改善された権利の保証について — この法に基づいて権利行使を求める日雇い労働者に対して、日雇い派遣業や他の日雇いの雇い主による報復を禁じる。
- (4) 日雇い派遣業や他の日雇いの雇い主に対する説明責任の保持について
- ① 日雇い派遣業や他の日雇いの雇い主は、労働省への登録を必要とする。
  - ② 労働省長官は法律を犯した日雇い派遣業の登録を停止したり廃止したりする権限を持つ。
  - ③ 労働省長官は法律違反を調査し、日雇い派遣業や他の日雇いの雇い主にたいして処罰へアクセスする権限を持つ。
- (5) ストボリとしての日雇い労働者の使用の禁止について — 労働争議が存在するどんな職場へも日雇い労働者を派遣してはならない。

なんだ、単に日雇い労働者を対象にしたものではないかと思われるかもしれません。しかし、日雇い労働者を対象にした派遣会社は相当多いのです。他に街頭（ストリートコーナー）で仕事を拾うとか、公的な機関で仕事を斡旋してもらうなどがありますが、その比ではありません。また、派

雇用のなかで、工業職は事務職と並んで重要な職で、全職の30%ほどを占めます。工業職のなかに重労働の日雇い労働がはいるのです。今では、日雇い労働者を派遣してもらっていない大企業はほとんどないといわれるほど、さまざまな職種に日雇い労働は入り込んでいます。この法案を見ればわかるように、ここで禁止されていることがばかり通っていたわけです。例えば、1日の終わりに支払われる賃金が現金ではないバウチャーで支払われ、それを現金に換えようとCD機に入れる手数料が1ドル何セントか取られるというのです。

この法案は、全国的な運動、特に州法を制定する運動が実ってきた段階、さらに日雇い労働支援の組織の他に日雇い労働者自身の全国組織ができる中で実現したものです。州法は、次々と作られてきていますが、2002年9月現在でフロリダ州、ジョージア州、テキサス州、マサチューセッツ州、イリノイ州、アリゾナ州、アトランタ市（条例）、シカゴ市（条例）で制定されています。これらの法律は、連邦法案とよく似ています。というより、勝ち取られた州法が下敷きとされて連邦法案ができたのです。この制定された州法に基づいて訴訟が次々と起こされています。運動のなかで中心となったのは、AFL-CIOの建設・建築労働部です。日雇い派遣の大独占企業とも言うべき派遣会社レイバー・レディー（Labor Ready）は、アメリカの人材ビジネス業界25位で日雇い労働市場占有率14%を占め、レイバー・レディー社自身の発表によれば2002年には、国内及びカナダやイギリスに775箇所の営業拠点を持ち、27万5千社に60万人を派遣しています。これに向けて活動を開いたのです。株主総会が開催され行動し、株主を説得し、内部から変革を行って欲しい、できない場合は投資をしないでほしいと要請しました。全国的にレイバー・レディー社に集中して訴訟を起こしています。州の法務局も州法を根拠にレイバー・レディー社に対して提訴しています。日本では報道されていませんが、NAFFE（北アメリカ公正雇用同盟）では毎回ニュースで大きく報道しています。この闘いは、単に日雇い労働者の酷使（abuse）を救えというだけではありません。NAFFEは、ILOの会議の場で、このような不法

移民を主に使っての悪徳な行為を許すならば、それを利用する企業が、法を守って利用しない企業（decent company）と不当な競争に至り、不法な企業がはびこると、述べています。このことは市場原理による企業間競争が、労働者の賃金・労働条件の違法なまでの切り下げに及んでいることを意味しているものです。そしてそれを許さないことが、公正労働基準法が作られた趣旨でもあったわけです。現在の規制なき競争は、公正労働基準法が危惧した事態、賃金・労働条件を切り下げていく競争を導き出しているものです。不法移民の弱い立場を利用して収奪された労働者の増大とその収奪のシステムを許した雇用制度の蔓延は、規制緩和・市場原理の行き着いた結果を表しているといえるでしょう。

最近、移民労働者の全国組織ができ、9月下旬に全国行脚の行動をおこなっています。移民労働者の実情を知つてもらうためのものようです。これも、一連の日雇い労働者保護法の運動から生まれたものと推察されます。運動は連鎖的に広がっていくようです。

この派遣業を取り締まる日雇い労働公正・保護法に関して最後にどうしても、知っておかねばならないことがあります。アメリカでは、かつて、派遣会社が全国組織である全国派遣協会（今日のアメリカスタッフイング協会）をつくり、各州の職業紹介法による規制から外れるように画策して、つまり職業紹介法の例外として派遣会社を除外させるために州法を修正させて、今日の規制のない派遣自由天国を誕生させたのです。それらの策略を完成したのが、すなわち派遣雇用が規制緩和されたのが1971年だと派遣研究者ジョージ・ゴノスは言っています。この逃れたはずの職業紹介業法とよく似たものが、最近定められている州の日雇い労働保護法であり、この連邦日雇い労働公正・保護法案なのです。こんどは、逆に、州法で規制されさらに連邦法で規制されようとしているというわけです。派遣天国アメリカでは、歴史的に、規制緩和の時代から再規制の時代に入っているようです。

（なかの・きくち くみこ

所員 同志社大学等非常勤講師）

# ホワイトカラーっているのか？

YAMADA Ryo

山田 亮

先日の「『働き過ぎ』の日米比較」をテーマにした公開座談会は、非常に興味深い内容だった。そこでは、「日本人は信じられないくらいの働き過ぎだけど、実は、アメリカのホワイトカラーも働き過ぎ」という内容が紹介された。マンハッタンを闊歩するビジネスエリート達も実は楽じゃないということは、「キャリアアップ」だの「資格取得」だと躍起になって、「ちょっとでも楽で安定した暮らしを」とと思っていた日本のサラリーマンには、目標を失うような内容かもしれない。ひとたび、マッチョ競争に与すると、「自分のペース」「自分らしい生き方」など、最後まで手に入らないというのは、「アンチ・マッチョ宣言」(<http://web.kyoto-inet.or.jp/people/ryo-y/>)をした僕にとっては、「やっぱりか……」という思いだった。

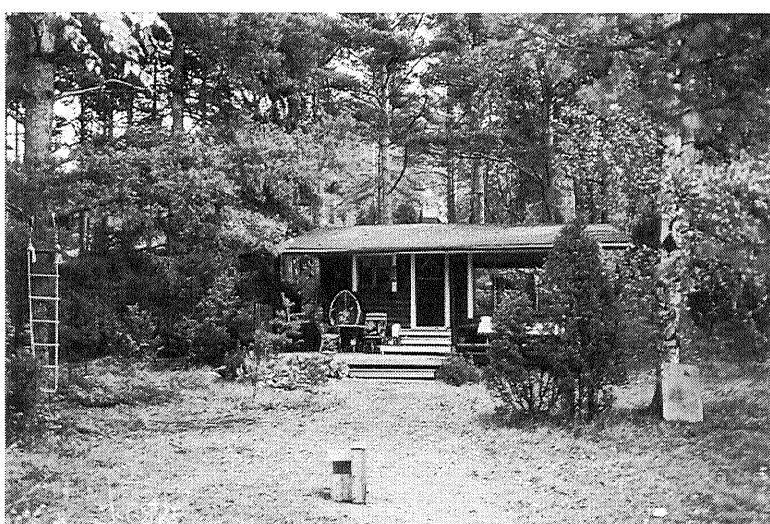
ところで、その席で「(アメリカに比べて) 日

本のホワイトカラーは……」という言葉が使われていた。それはそれで抽象的にはわかったような気のする言葉だが、今ひとつピンとこなかった。「日本にホワイトカラーはいるのか？」という疑問が湧いてきた。

日本でいうホワイトカラーとは一体どういう人達だろう？一般的な辞書（大辞林 第二版、三省堂）では、「作業服を着た現場労働者に対して、白い襟の服を着る非現業部門の従業員の意」らしい。管理職とみるのが現状に近いだろうか？

一方で、外国には典型的ともいえるホワイトカラーがいる。フィンランド人の僕の友人は、MBAを大学院で取得してそれ以降ずっと管理職。ABBなどの大企業から地元の中小企業まで、プロジェクトの立ち上がりからフィニッシュに併せて（日本でいうところの）「転職」をしている。つまり職業が「企業管理」なのだ。

彼は高給取りでいわゆるいい暮らしをしている。郊外の一戸建てに住み、いくら地元欧州車とはいえ高価なメルセデスに乗っている。湖畔地方にサウナ付きのコテージも所有している。それは彼が会社の命運を背負うというプレッシャーやストレス、労働時間外の拘束と引き替えに受け取っている対価に過ぎない。その彼も、普段は18時には家に帰ってくるし、週末は家族や友人とコテージに出かけたりしている。「なんでそんなにいい生活ができるの？」という僕の質問に、彼は「It's my



友人が所有するサウナ付きコテージ

choice」と答えた。

今日の日本でいうホワイトカラーは、彼のような企業管理業務を専門にしている人達とは意味が違うように感じる。僕のサラリーマン時代の営業所所長は、昨日まで得意先をもって外回りしていたような人で、所長になっても独自の顧客をもっていた。外回りのない営業企画部にも、雑用で一日が終わってしまっているような友人がいた。従業員の少ない企業は、もっとホワイトとブルーの混在があるだろう。取締役が「納期に間に合わないから」と、製造ラインのアルバイト従業員と並んでいたりする。これが日本の管理職の実情だと思う。

日本のホワイトカラーは、その特徴として、多くの人がそれをを目指したにせよ、必ずしも最初から、自分がその業務を選択したわけではないということがあげられそうだ。現場での一定の功績が称えられ、管理業務に就いているという人が一般的だろう。だから、現場労働者は管理職に昇進することを目指してセールスや製造に励むし、管理職でもラインや営業車で一緒に汗を流す者に、「現場のことをわかってくれている」というような共感を抱いたりする。日本でいうホワイトカラーは、ブルーカラー領域に管理領域がプラスされた形の、水色カラーだと言えるかもしれない。

管理という業務は、セールスや経理や製造とはまったく別の業務だ。にもかかわらず、管理スタッフの人選は多くの場合、他の仕事の実績によって選ばれる。それは、指導管理者としての資質よりも、現役時代の成績によって監督が選ばれる日本のプロ野球と同じような構造だ。しかも、たいていは管理業務を行うための特別な養成機関で教育をうけたり、ライセンスを取得しているわけではない。

年齢が上がるに従って、家庭内では住宅や教育や医療にかかる支出が増える。その分、収入を増やそうと思うと昇給が必要になる。昇給のために昇進が必要になり、昇進を続けるといつかは管理職になる。もしも、家庭内の支出が社会的に補われるとなったら、無理に管理職になる必要がないかもしれない。セールスや製造といった、顧客や製品と直に接する部門の方が、自分には向いていると感じる人は、決して少なくないだろう。

こういった昇給の必要があるからという消極的な理由だけではなく、積極的な管理職志向も存在する。いつまでも下で人にこき使われるのではなく、上に立って人を使う立場になりたいという権力志向だ。ドラマ「踊る大捜査線」の名台詞「事件は会議室で起こってるんじゃない！現場で起きてるんだ！」は、ホワイトカラー（この場合は本庁）の「現場の支配こそが管理」という権力志向への反発といえるだろう。だから、現場労働者が「自分が管理部門に昇格したアカツキには、自分が好きに支配させてもらう」という管理業務の本質から外れた志向を生んだとしても致し方あるまい。

管理職が名誉職的発想のうえに、エリート面をした勘違い達が管理していたのでは、現場はたまらない。一方で、管理職としての給料をもらひながら、管理業務を全うできず、ただ現場労働者時代と同じことを行っている者もいる。一見、腰の低い管理者で、現場の理解があるようと思われるが、昇給を伴った昇進であることを考えると、やはり現場からの不満は避けられない。「釣りバカ日誌イレブン」でスーさんが発したような、「社員が気持ち良く働けるようにするのが経営者の勤め」という考え方になかなかないのも、管理職という地位が、主体的に選択した職種ではなかったり、抑圧への反発から生まれた権力志向であったりという構造があるからだろう。

日本では、ホワイトカラー=事務職とは断定にくい。かといって管理職と位置づけても、その内容はそれに携わる個人によってずいぶん違っている。ホワイトカラーへの共通認識は、抽象的な議論の場ではともかく、実際の現場労働者の間では、およそ得られていないのではないか？と思う。管理業務が分業体制の一つとしてではなく、ある意味では封建体制下の親方や師匠のような役割を担わされるとしたら、ホワイトカラーが働き過ぎだというのは不可避だろう。

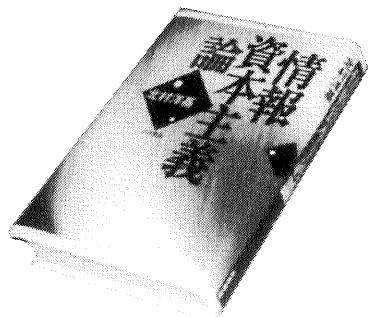
この曖昧で不明瞭なホワイトカラーの業務領域設定は、なにもホワイトカラーに限ったことだけではなく、日本全体の働きすぎや働くかされすぎ、働くかせすぎの根底を形作っているように感じる。この点については、別の機会に考えてみたい。

（やまだ りょう 所員 非常勤講師）

# 情報資本主義を どうとらえるか

— 北村洋基『情報資本主義論』を考える

NOGUCHI Hiroshi  
野口 宏



## 1 私の視角

北村洋基氏の『情報資本主義論』（大月書店、2003年）についてはすでに鶴田満彦氏の適切な書評（『経済』2003年8月号）がある。鶴田氏によれば本書は「現代資本主義を情報資本主義として特徴づけ、その特質と資本主義史上における位置づけを全体系的に明らかにしようとした労作」である。

さらに情報資本主義を「機械制大工業を超えた資本主義的生産様式の新段階」として把握する「新たな観点とそれを裏づける理論体系を提示した」「現代における重要な課題に挑戦したもの」である。

こうした鶴田氏の評価に私も全面的に賛成する。付け加えれば、変革の経済学をどこかに置き忘れ、歴史的変革期にたじろいでいるかに見えるマルクス経済学界にあって、あえて根本問題に挑む本書はきわめて貴重であり、重要な先駆的意義をもつといえよう。そこに私は深く共感を覚えるものである。

本書は現状分析というよりも、現状をふまえた理論書である。カバーする領域は情報論、技術論、労働価値論、生産様式論にわたり私の関心領域とほとんど重なっている。私がこれまでに参照した重要文献で本書に論及されていないものはほぼ皆無である。また拙著『情報社会の理論的探究』（関西大学出版部、1998年）も立ち入って検討さ

れている。私にとってはそれだけ大きな意味をもつ書物である。

もちろんこれから解明すべき論点も少なくなく、本書の結論がすべて首肯できるわけではないが、思索への刺激に満ちており、私にとっても今後の一つの目標になる書である。

そのうえ私にとって未知の文献も数多く参照されていて、いずれも深く読み込まれている。多彩な文献への目配りは、この分野の文献案内としても有益であろう。学術論文をあまり読まず、業界誌ばかり読んでいる私などは舌を巻くばかりである。

拙著についても趣旨は正確に読みとられており、全体として肯定的に扱われているが、贅沢をいえばあまり反論の意欲をかきたててくれない。とはいえて本書に論及する以上、私に投げかけられた北村氏のコメントにも触れないわけにはいかないであろう。そういう次第でとても公正な書評の自信もなければ用意もなく、書評依頼は辞退させていただいたが、今回「研究ノート」として何を書いてもよいということなので喜んでお引き受けした次第である。

本書には多くのすぐれた分析、共感する視点があるが、それらをいちいち述べることはしない。私としては本書に敬意を表しつつも、はがゆさを感じている。それは氏の目配りが行き届いているにもかかわらず、あるいはむしろそのゆえにか、北村氏自身の主張がいまひとつ不徹底で鮮明さを欠いているように思われるからである。

どうしてだろうと考える中で、私自身の立場や方法論についても、あらためてふりかえる機会を与えられた。立場はともかく、歴史意識においていくらかちがいがありそうで、以下ではそこに焦点を当てて考えてみたい。

そこで時には辛口の批判に見えるかもしれない、本書にこと寄せてもっぱら私の言いたいことを書いているとも見えるかもしれない。現在から見れば拙論にも見直すべきところもあり、これまでの拙論と異なる記述もある。だが根底には本書を高く評価し、また著者に尊敬と共感の念をもつていることにいささかの搖るぎもない。

さて鶴田氏は本書の意義を4点にまとめている。

第1は現代資本主義を情報資本主義と特徴づけたことである。第2はマルクス経済学に立脚し、それを「積極的に現代化することによって、十分に批判理論として再生させる」という北村氏の姿勢である。第3はサービス労働・事務労働・商業労働において通説と異なる新たな見解を示していることである。第4に鶴田氏は、北村氏が一方で情報資本主義を独占資本主義内部の新段階とし、他方で機械制大工業を超える新段階とすることに矛盾はないのかと疑問を提示している。以上、まさに適切な指摘であり、ひとまずこれに沿って考えてみたい。

## 2 情報論の方法

ポスト産業資本主義をどのように特徴づけるか。情報資本主義のほかに知識資本主義、インターネット資本主義、マルチメディア資本主義、IT資本主義、ネットワーク資本主義、デジタル資本主義などさまざまなバリエーションがある。本書でも指摘されているように、情報資本主義は必ずしも新しい用語ではなく、インターネット時代の新たな状況を表現できるかどうか疑問もあった。

そこで私もいろいろ迷ったが、本書に敬意を表して、これからは「情報資本主義」に統一しようと思う。ただ情報というのは information の総称にすぎない。言語学に parole (発話) と区別して langue (言語) という普遍概念があるように、情報にも普遍概念があればより適切であろう。

ここではそもそも情報をどうとらえるかが問題になる。本書では第1章でこの問題を主題とし、非常に広い範囲にわたって諸家の見解を綿密に検討しているが、「さまざまな錯綜した論点が絡みあって」氏自身の見解は示していない。だが拙論に対しては以下のようにコメントしている。

すなわち氏によれば「通常の商品の物神性にはとどまらない情報（商品）の物神性の特殊な性格の解明こそが、野口の真骨頂で」あったはずなのに、後になると「商品社会・資本主義社会としての情報社会への批判的認識であったはずの物象化されたコミュニケーション論は消え失せ」てしま

い、「全体的に現状認識と展望が楽観的に過ぎる」という違和感を覚え」るという。

まことにもっともであり、よくぞ見てくれたとも思う。もとより私は批判的視点を失って現状肯定、現実追隨になったつもりはないが、物事を歴史的に見るので、いわゆる「光と影」といった議論はあまりしない。肯定的なものの中に否定を見、否定的なものの中に肯定を見るのが歴史意識といふものである。

だがここではもっと直接的な理由がある。上の前と後の議論の間には十数年の隔たりがあり、認識の変化はその間の情報化の進展を反映しているのである。

情報化の進展は急速であるだけでなく、主要な前線も事務効率化から生産フレキシブル化、トータルな組織管理、競争戦略、グローバル再編、事業創造、資本主義の変容へと移動していく。

情報化の進展をマクロに見るには、この前線移動に沿って視点を移動し、視野を拡大しなければならない。これはけっして現状追隨ではない。それによって新たな現象の意味もたらえられ、未来的予測も可能になるからである。

もともと私は日本経済論、生産管理論、労務管理論、イデオロギー論等々の個別専門の立場から情報化を見ているわけではない。私の関心はつねに情報化をトータルにとらえることであり、情報化の全体像そのものにある。それゆえ私が恐れるのは、視野が制約されて情報化の最前線が見渡せなくなることである。そこで私はたえず哲学に立ち戻り、個別専門の欠如を逆手にとって、意識的に自らの到達点を乗り越えてきたのである。

情報化は情報の産業化、産業の情報化、社会の情報化と進んできたといえよう。情報の産業化は情報が物と同等になることであった。情報は生産、加工、蓄積、流通するものとなった。だが産業の情報化では逆に産業が情報の論理に支配されるようになる。商品はブランドになり、製品はバージョンアップされ、ビジネスモデルがデザインされ、ビジネスは一定の文脈のもとに編集される。かくていつか情報は発信、編集、記憶、伝達されるものとなる。

情報の物神性論はイデオロギー論としては今な

お重要な論点だが、情報化全体の中ではもはや中心論点ではない。私が管理の物象化論と一線を画してきたのも、いまや管理の視点からでは情報化の全体はとらえきれないと考えるからである。

### 3 技術論と技術史

本書の第2～4章は情報技術を念頭に置いて技術論に関する考察に充てられている。第2章では情報化以前の労働過程における情報的契機を考察している。第3章では、オートメーションは機械を超えた労働手段といえるかどうか、そういう根拠は何かについて論じている。

第4章は最初に技術論争が総括されている。つづいて情報技術の発達が総括された後、産業構造の発展段階として繊維工業、重化学工業、軍事関連先端技術産業、そしてオープンネットワーク型産業構造という各段階が区分されている。この最後の段階は「情報関連の産業が主導する産業構造の段階へ、そしてまた情報資本主義への移行期」である。

氏はネットバブルの崩壊は、IT革命が「あだ花」であって、現段階はまだ過渡期を抜けきっていないことだという。さらに情報資本主義の時代においても基軸は「巨大な資本の絶対的な必要性と優位性である」とし、「情報資本主義は独占資本主義の特殊な一形態」という結論を導いている。

以上は全体で百数十ページに及び、取り上げていない論点は思いつかないほど詳細な議論が展開されている。にもかかわらずあまりしきりこないのはなぜであろうか。私の見るところ歴史的視点からの掘り下げがややもの足りないように思われる。

それを象徴的に示すのは氏の技術概念の規定である。すなわち氏は「広義における技術はある目的を実現するために必要な諸手段あるいは諸手段の体系」だという。たしかに生産技術のみならず管理技術から経営技術、教育技術、政治技術まで包括できる規定であるが、あまりに多くの観点と整合を図ろうとしていないであろうか。そもそも手段一般を技術と言い換える必要がどこにあるの

であろうか。

北村氏はマルクス「資本論」から「労働諸手段は、人間労働力の発達の測定器であるばかりでなく、労働がそこで行われる社会的諸関係の指標でもある」という文を引用している。労働手段は労働力がどのように発達したか、社会的諸関係がどのように発展したかを表すのである。私は、労働手段はそのように社会的労働の発展形態として歴史的に捉えたときに技術たりうると考える。

つぎの第3章において氏は、オートメーションはコンピュータによる自動制御機構という新たな要素を備え、さらに「フレキシブルに制御できる自律分散型のネットワーク体系へと進化して」おり「機械の限界をうち破った新たな段階の労働手段」だとしている。

この結論は私もおおむね首肯できるが、その根拠はなお吟味の必要があろう。というのも氏は「社会的影響の程度や、生産様式を変革するかどうか」によって技術を評価する傾向を批判し、「技術が革新的であるかどうかは、なによりもまず技術そのものの構造と機能に即して」評価されねばならないと強調しているからである。そしてオートメーションと機械の発展段階のちがいを見ない論者はその区別がないという。

そうだとすれば氏はオートメーションと機械のちがいを「なによりもまず技術そのものの構造と機能に即して」見ていることになる。

氏のいうとおり労働手段の社会的影響を現象的に確認するだけでは不十分であり、技術学的な構造と機能に分け入ってその可能性を確認することは大切である。だがそこで重要なのは技術学的原理の革新性ではなく、労働手段の技術学的な特性が労働をどのように媒介するか、その点の革新性にある。

オートメーションは確かに機械の3要素に第4の要素（コンピュータ）を加えたが、問題はこうした構造上の新しさではない。機械の3要素にしても、動力機、伝動機構を備えた機械体系は機械制大工業という労働様式の変革と結びついている。それゆえオートメーションについても加工労働を監視労働に変え、労働組織を一変させる内容をもつことが重要なのであるまい。

繊維工業から情報資本主義への産業構造の発展段階区分も、生産技術の発展に基づいて説明され、それぞれの時代転換の経済的意味は（大不況に媒介されているという指摘以上には）分析されていないように思われる。

情報化時代への移行はもっぱら軍事情報技術の民需転換の結果として描かれている。私見によれば情報化を促進した要因は、金ドル交換停止やオイルショックにはじまる1970年代の世界市場の激変であるが、それらは本書ではわずかに情報時代への移行期の時代背景として触れられているにすぎない。

この市場変化は規模の経済にもとづくマスプロダクションの限界によって媒介されている。本書では重化学工業段階に大量生産・大量消費のシステムが確立され、その持続的成長は1970年頃まで継続したとしている。その通りであるが、情報化がこうしたマスプロダクションの限界によって促進されたという問題意識は乏しいように見受けられる。

こうしたところに本書の歴史意識の不足を感じざるを得ない。生産は他方で消費であり、消費とは人びとの生活である。生産と消費の矛盾は市場において現れる。大量生産システムは統一された国内市場と寡占企業の成立を前提としている。これが独占資本主義（の基盤）である。

それに対してネットワーク型産業構造はグローバル市場と結びついている。それはふたたび巨大合併によるグローバル寡占企業の成立と支配につながるのかどうか、歴史は舞台をスケールアップして繰り返すのかという問いこそが歴史意識といふものであろう。

## 4 生産的労働論の意義

第5章は本書の4割近くを占める中心的な章で、情報に関わる労働がどこまで価値や剩余価値を生産するのかという理論的な核心が論じられている。

ここではマルクスの「経済学批判要綱」「資本論」「経済学批判」「剩余価値学説史」「直接的生産過程の諸結果」が縦横に論じられている。まさ

に氏の面目躍如たるものがあり、教えられるところが多い。

この章には情報化と労働価値論のかかわりや固有価値論など重要で関心をそそられる論点が少なきないが、全体を貫いているのは生産的労働論であり、以下そこに焦点を当てて考えてみたい。

氏は第1節で情報資本主義も資本主義である以上、本質的な問題はいかにして剩余価値が生み出されるかにあると強調している。生産的労働論はまさしく剩余価値がいかなる労働によって生み出されるかを明らかにするものであるから、この課題の核心をなしている。ところが本章の最後に氏は、生産的労働論がもはや意義を失ったと述べている（……はて？）。

生産的労働はすぐれて歴史的な概念である。氏はマルクスの「諸結果」から「資本のもとへの労働の実質的包摂……につれて……労働能力の諸機能は生産的労働の直接的概念のもとに、そして諸機能の担い手は生産的労働者の概念のもとに……組み入れられるようになる」との文を引用している。すなわち生産的労働とは、労働がどこまで実質的に資本の自己増殖ないし資本蓄積過程に組み入れられたかを表す概念である。

後述のように通説は生産的労働をまったく没歴史的に理解している。そのため通説は生産的労働か否かを、サービス労働や科学的労働がどこまで実質的に資本のもとに包摂されたかではなく、それらの本性から論定しようとする。それに対して氏は労働が実質的に包摂される歴史分析によって通説を克服しようとする。これはまったく正しい方法であると思う。

#### 〈知識労働〉

第3節および第4節は重化学工業および情報資本主義における労働価値論の具体的な形態を論じている。重化学工業段階の労働は直接的労働、準直接的労働、間接的労働に分けられる。そして直接的労働、準直接的労働はもとより、間接的労働のうち研究開発労働も生産的労働とみなすべきであるとしている。

つぎに情報資本主義段階の労働の変化について論じている。ここでは直接的労働、準直接的労働、

間接労働のいずれも多かれ少なかれ情報処理労働としての性格が強まり、研究開発労働は中心的な生産的労働になったとしている。間接的労働のうちの事務労働については、情報化のもとで生産部門と事務管理部門が一体化していることから、事務労働も結合労働の一環として生産的労働化したとらえている。以上、基本的に首肯できる内容である。

#### 〈サービス労働〉

氏はまたサービス労働の生産的労働化についても論じている。すなわち「サービス労働が生産する商品は『生産物』や『有用効果』そのものではなく、『有用効果』での期待あるいはサービスを享受する権利という非物質的形態をとった『商品』である」との見地のもとに、資本主義のもとではサービス労働は価値や剩余価値を生み出す生産的労働であるとしている。

たしかにサービスそのものは転売できないので価値とはいえないが、サービスの請求権は一定の信用制度を前提として転売できるので、その限りでは価値といえる。氏は拙論に示唆を受けたと記しているが、上の論点は基本的に正しい観点だと思う。

サービス論は論争が多く、通説はサービス労働が価値に凝固しないがゆえに剩余価値も生まないとしている。だがそれは短絡であって価値に凝固しなくとも剩余価値を生む余地はある。剩余価値は特定の使用価値に対応するものではなく、剩余労働の成果の量的な規定にすぎないからである。

サービスが市場で等価交換されるのは、それを生み出すに必要な平均労働時間に応じた交換価値と考えられるが、通説は、サービス労働は労働力価値としてしか評価されないという。だがサービスが時間契約ではなく欲望を満足させる効果の契約であるなら、生産性向上により特別剩余価値が得られるであろう。サービス労働も必要労働時間を超えた労働は剩余労働であり、その成果は剩余価値である（別途詳論の予定）。

#### 〈商業労働〉

氏はつづいて商業労働の生産的労働化を主張し

ている。まずこれまでの議論の経過を振り返ったのち、「産業資本の商人的操作が自立化したものとして商業資本の機能をとらえることはあまりに本質還元主義的」とする。

次いで今日の商業資本の「利潤を産業資本が生みだした剩余価値からの控除としてとらえるのはきわめて不自然」であり、純粋な流通費も含め「流通業務に携わる労働によって価値が付加されると考える方がはるかに現実的」という。

けれどもたんにそう見えるというだけでは説得力に欠けるのではないか。そこで氏はPOSによる製販統合に触れ、生産過程と流通過程の連続化を示唆しているが、残念ながら十分に展開されているとはいえない。

そもそも製造業は製品を販売してはじめて投下資本を回収し利益を上げることができる。流通業は何よりも製造業の販売活動のアウトソーシングである。アウトソーシングされるのは販売そのもの、それに伴う金利やリスク、輸送、保管、物流管理等の物的費用、顧客へのアフターサービス等である。

だから流通業が“サービス”する相手は一義的には製造業である。その対価は市場価格より引き下げた卸価格を通じて支払われる。

上のうち物的費用は流通過程に延長された生産過程に他ならない。店舗や商品のハンドリングも延長された生産過程に属する。小売業もこの過程に含まれることは本書に教えられたところである。製販統合システムは文字通り生産過程の延長である。生産過程である以上、資本を投下して生産性向上をはかれば特別剩余価値を生み出す。

流通業が製造業と消費者の仲介的役割とすれば、流通業が“サービス”する相手には消費者も含まれる。消費者の商品選択をアシストすることや、商品を高度に活用するためのコーディネーションなどである。これらは価格に上乗せされたり、別料金ということもある。

仲介的役割は価値を生まないとしても、生産と消費の矛盾から生ずるリスクを減少させる努力を含む。それは売れ残りを減らして流通業の利益に寄与するのみならず、市場経済における社会的生産のムダを減らし、効率化に寄与する。剩余価値

の配分を受けるとすればそのためであろう。

要するに流通業は製造業からのアウトソーシング、生産活動、消費者へのサービス、それにリスクを減らす活動等を利益の源泉としているといえよう。また今日、新製品開発の起点は販売部門になっているが、それを理論的にどう位置づけるかは今後の課題であろう。

さて氏は最後に生産的労働論の意義の消失を主張している。その理由は「今日ではほとんどすべての労働が資本に包摂され、資本に剩余価値をもたらす労働として組織されるようになり、しかもそれらの労働のうちどれが生産的でどれが不生産的であるかがますます曖昧になっていく」からである。

またSOHOなどの自営業の拡大、医療、教育、福祉等の公共サービスの拡大は生産的労働論では扱えないし、ゆがめられた生産的労働論「の呪縛から脱却して、労働論や産業論を構築する方がはるかに生産的」というのである。

氏の言いたいことは分かるが、たんなる情報時代でなく情報資本主義を語ろうとすれば、いかなる労働によって剩余価値が生み出されるかを明らかにする生産的労働論は外せないのであるまい。氏が強調するようにますます知識労働が生産的労働の中心になっているということは、資本主義の今後のあり方に本質的な意味をもつのではないであろうか。

氏の生産的労働論に対する不信は、通説の理論的混乱が克服し切れていないことと無縁ではないだろう。

生産的労働には本源的規定と拡張規定とがある。後者は資本のもとへの労働の実質的包摂にしたがい拡張されるものであるが、通説は資本のもとへの労働の形態的包摂にとどめ「資本主義的形態規定」と言い換えてきた。

そのため拡張規定はたんに資本に雇用された労働を意味するだけに無内容化し、本源的（＝原始的）規定が絶対化されることになった。こうして生産的労働論は没歴史的に理解され、労働の歴史的実態ではなくもっぱら労働の本性によって生産的労働か否かを分類する理論と化したのである。

氏は拡張規定について「物質的財貨の生産であるか、福祉労働であるか、商業労働であるか等の具体的有用的労働としての側面は、生産的労働の規定とは何の関係もない」と説明する。これは上の通説に引きずられた解釈で、商業労働を含めるのは行き過ぎであろう。

氏が生産的労働は資本に剩余価値を「もたらす」労働とするのも問題である。もたらすというあいまいな表現は、剩余価値を生まないが、他の資本から剩余価値の配分を得るに必要な労働を生産的労働に含めるためであろう。

さらに氏は「生産的労働論は、あくまでも個別資本との関係におかれた個別労働あるいは集団的労働の特徴づけ」という。それならば生産的労働はマクロ経済には関係がなく、個別資本の経営問題にすぎないことになるが、なぜマルクスはそうした生産的労働論にあれだけの精力を注いだのであろうか。

私見では生産的労働とはあくまで剩余価値を生み出す労働である。商業労働は価値を実現する労働の限りでは不生産的労働であるが、何らかの生産性向上を実現すればそこに剩余価値が生まれ、資本主義的経営が可能になる。もちろん他の資本の剩余価値から支払われていることが直ちに不生産的ということにはならない。

## 5 情報資本主義の位置づけ

本書の主題は情報資本主義の「資本主義史上における位置づけ」にあるが、オープンネットワーク型生産様式を論じた第6章と「情報資本主義の歴史的位置」と題する最終章はごく短い。

北村氏は「はじめに」において「資本主義的生産様式の発展段階が、情報化・オートメーション化の進展によって『機械と大工業』からそれを超えた資本主義的生産様式へと移行しつつある」とする一方で、「情報資本主義『段階』といっても、それは独占資本主義における『段階』であって、独占資本主義を乗り越えるようなものではない」という。

すなわち生産様式においては、資本主義の土台

をなす「機械と大工業」を乗り越えるほどの変化が見られるのに、現実には独占資本主義の支配力はますます強まるというのである。

第4章でも氏は情報資本主義でも「なお独占支配や独占利潤の源泉は巨大資本による規模の利益や市場支配力」であり、したがって情報資本主義は独占資本主義の新段階だという。そうだとすれば資本主義はIT革命とグローバリゼーションによって新たな黄金時代を迎えることにならないであろうか。

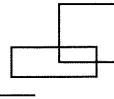
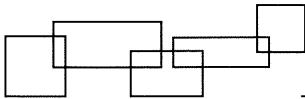
さらに最終章で氏は情報資本主義への移行が「グローバリゼーションのいっそうの展開とともに進行し」「いまや金融・情報資本主義という特徴づけさえされる」こと、諸産業が「世界的規模での合併と吸収、そして産業再編の波に洗われている」こと、「情報資本主義化は、グローバルな規模での富の蓄積と貧困の蓄積を加速化させる」ことを強調している。

たしかにITベンチャーブームがあえなく終息し、他方で国境を越えた巨大合併が続いているのを見れば、現象的にはそのように見えても不思議はない。またこうした方向を期待し、あるいは目指す資本家は少なくないであろうし、マルクス経済学者の多くも、情報資本主義といっても独占資本主義であることに変わりはないといえば安心するかもしれない。だからこそ「それははたして本当なのか」と問わねばならないのである。

こうした見方では情報化は一方では生産の社会化をこれまでにない水準に引き上げているのに、他方では古典的な市場原理主義を再活性化するという二役を演じることになる。北村氏はこれらが対立する流れというよりも、盾の両面のように一体と考えているようである。

これは氏の立論の矛盾というよりも現実のパラドキシカルな状況が氏の立論に投影されているというべきであろう。だが変革期の時代の変化はきわめて速い。ITバブル崩壊とイラク侵攻の失敗は、市場原理主義と超大国霸権という「資本主義の逆流」(伊藤誠氏)を反転させる可能性をはらんでいるのではないであろうか。いまひとつ事態の推移を見極める必要があろう。

(のぐち ひろし 所友 関西大学)



# 美の鑑賞と放浪のなかに 人間発達の力ギを見る

## — 窪島誠一郎さんの「信濃浪漫大学」構想に ふれて

KITAGAWA Kenji

北川 健次

私たち基礎研自由大学院の「エコロジカルな人間の発達を考えるゼミ」（略して「人間発達ゼミ」、指導担当は藤岡 悄さん）は、今年で発足27周年を迎えます。これを記念して、人間発達ゼミに集う7名で、03年の9月12日から14日に信州は上田の地を訪れました。この旅を企画した私にとって、「信濃浪漫大学」の構想を提起している戦没画学生慰靈美術館「無言館」館主の窪島誠一郎氏にお会いして対話することが、旅の第一の目的でした。窪島さんは、作家の水上 勉さんの子どもであることが成人後に分かった人です。貧乏の中で育ち、飲み屋の親父から画商に転じた人で、平和ミュージアムの関係で藤岡さんの知人でもありました。

この地は大正期に「信濃自由大学」や「上田自由大学」が開かれ、「自由大学運動」の拠点でもありました。小作農や女工さんたちが労働しながら学ぶ教育機関としての機能を持ち、労働と学習との結合をねらいとしていました。学びたいという青年たちやその要求に応えた土田杏村や高倉テルらの運動の息吹を感じる場所もありました。この地で窪島氏が構想する「信濃浪漫大学」とは、いったいどういうものなのかと興味を抱き、今回の旅の実現に繋がったのです。

さて、この「信濃浪漫大学」の構想について、窪島氏はこう語っています。

「自分でつくった二つの美術館を一番いいかたちで地元に根付かせる方法はないかと考えはじめました。その一つのアイデアが今言った計画です。信濃浪漫大学という四年制の芸術大学をこの土地につくりまして、その大学の中に二つの美術館を付属させるというかたちがとれたらと考えたんです。美術館のある大学。美術館を中心にして、そこに並べられている絵描きたち、たとえば村山槐多をはじめ、絵を描きたいと思いながら早く亡くなっていた、限られた人生を好きな絵を描くことに費やした、人生から自分のやりたいことを引き算したらあとは何も残らなかったみたいな、そういう絵描きさんの絵を前にして、自分というものは何なのだろう、自分は人間としてどう生きればいいのだろうということを、信濃デッサン館・無言館を中心にして学んでいくことができたらなと。」<sup>[1]</sup>

私たちも窪島氏の話を聞く前に、この二つの美術館を訪ねることになりました。無言館は、小高い山の上に朝日を受けて静かに佇んでいました。そのコンクリートで包まれた十字形の建物には、若くして戦争へと動員され、志半ばにして命を奪

われた画学生たちの魂が集められているとでも言えるでしょう。

木の扉を開けて中に入れば、たくさんの絵が私たちを待ち受けっていました。コンクリートの壁に戦没画学生の作品が並べられ、展示棚にはスケッチや彼らの手紙などの遺品も展示されていました。無機質なコンクリートと作品とのコントラストに異質な感じもしましたが、かえってこのシンプルさが見るものに何かを考えさせるようです。

館主である窪島誠一郎氏は言います。「単に表面的に反戦平和というような薄っぺらな思いではなく、あの作品たちを前にして各人が何かを自問自答して欲しい」と。有名な画家の作品でもなく、製作途中の作品もあり、志半ばで戦地へと国家によって強制的に動員された若者たちの魂の叫びを、この場で受け止めること、そこに「無言」館たる所以があるのでしょう。ここは観光スポットでも反戦運動の拠点でもありません。ただ静かに、戦争に行かなければならなかった学生たちの無念を感じる場所なのです。多くの作品が、自分の家族や恋人などを描いたものであり、あと一日、あと一分一秒でも一緒にいたいという気持ちで描かれたのではないかと思います。だから、名もない一画学生の作品でしかないにもかかわらず、観るもの胸を打つのでしょう。

無言館で成人式をしようと呼びかけたら、全国から多くの若者が集ったそうです。茶髪の若者もいて、そういう人達がこれらの絵に接し、彼らはただじいっと作品に対面していたのです。あとは

何もしないで。それでも、「ここへ来た若者たちは、作品を見つめながら実は自分に何かを語っていたのでしょうか」と言う氏の言葉に、無言館の存在意義を感じました。

次に、無言館から少し離れて、この地の古刹——前山寺の下に建てられた「信濃デッサン館」に入ります。つたの絡まる平屋の建物には、夭折の画家のデッサンを中心に展示されています。美術館と言えば色鮮やかな油絵の作品などが想像されますが、ここはデッサンがほとんど。それも画家が描こうとした作品の習作スケッチも多く、そこには画家の描きたい対象への探究が込められているのではないかと思えます。

玄関を入ってすぐ右側の壁にかけられている唯一の油彩画は、この館の目玉といわれる村山槐多の「尿（いばり）する裸僧」です。赤い色合いで、真っ裸のお坊さんが合掌しておちんちん丸出しで托鉢の鉢におしちこをしている絵です。藤岡さんはこれを見て「生命の循環」をイメージしたそうです。

その他、松本竣介、斎光、関根正二、野田英夫などの作品がありました。ほとんど知らない画家だけど、私は、松本竣介だけは知っていました。岩波新書『戦争と美術』（司修著）に登場していたからです。戦争推進に協力していく画家とそれを拒む画家の姿が書かれており、芸術の世界も戦争の色に塗りつぶされる中で、彼は静かに抵抗していました。

野田英夫については、窪島氏が何度もアメリカに通ってその作品を追いかけ、ニューヨーク北西にあるウッドストックという村に、記念館を設立したそうです。信濃デッサン館には彼のコーナーが特別に設けられており、癌の影響で目がふさがるのを、絆創膏でまぶたを開けて描いたという絵があって、画家の執念を感じました。私たちは両館の作品を鑑賞するだけで、大変力を使い果たしたような感じになりました。しかし、これからが窪島氏との交流会です。会場は信濃デッサン館斜め前の「槐多庵」です。私たちはそれぞれ自己紹介をして、氏の話を聞くことにしました。



信濃デッサン館から望む無言館

この大学では、どんな人を育てるのか、信濃デッサン館や無言館の作品たちと向き合い、塩田平の田園風景の中で、学生たちのなかに何を育てるのでしょうか。窪島氏の語りを聞いてみましょう。

「今まで多くの芸術大学は、表現する側の教育だったけれど、実はそうではなくて、たとえば夕焼けの美しさや道端に咲いている花の美しさや可憐さというものに足を止めて、大げさに言えば涙ぐむ心みたいなものを、いまの若い人たちにもっともっと育ててほしい。何か美しいものに触れたときに、心の風鈴がリンとなるような。

これは僕が大好きな自分流の言葉なのですが、人の心には風鈴があると思う。向こうから吹いてくる風で、風鈴のべらべらがリンと鳴る。こういう風鈴がリンと鳴るような心こそ、人間としてせっかく生まれてきたのだから、大切だと思うのです。美しい、小さな花の絵を見て、そこに立ち止まって、じっとその花と対話する心、鑑賞者の心を僕は何より大事にしたいんです。もちろんあまり就職の役に立ちそうにはありません。でも、自分の人生を豊かに生きるという点では大切なものを学んでもらいたい。それで、鑑賞科という、美しいものに目を向け、鑑賞する科をつくりたいと思っています。」<sup>2)</sup>

たしかに「無言の対話」というか、じっくりとものを見つめることができあるでしょうか。何でも結果を早く求めたのが今の社会です。美術館でも作品を観るのではなく、その絵の説明を求め、作品を観に来たのに、紹介ビデオコーナーにたくさんの人が集っていることもしばしばです。それは、解説を読めばわかることです。それよりも生の作品に触れ、自分の感覚で感じることが、今とっても重要です。そのことが、相手の立場を考えたり、社会のありようと未来を見通したりする想像力を豊かにすると思うのです。

さらにもう一つの学科として「放浪科」を設置しようと計画されています。その放浪科について、窪島さんは次のように述べました。

「僕自身がそうだったのですが、一番知りたいのは自分のことです。自分というのはどういう可能性を持ち、人間としてどういう優れた部分を持ち、だめなところを持っているのか。自分というものを知りたいというのは一番大きなことだと思

う。つまり、放浪というのは心の放浪なんですね。(略) ぜひ今の若者には放浪してほしい。さまざまてほしい。

たとえば今われわれが生きている世の中は、何でもお金やモノが物差しです。どんなものにも価格がつかなければ価値がないような。でも、実際はそうではなく、ものの価値を決めるのはその人間の感性だと思います。他人にとっては価値のないようなものであっても、自分にとってかけがえのないものをつくるために、人間というのはオリジナリティで生きているわけです。若者たちがもっともっとさまよって、いまある価値観ではない価値観、自分だけがつくりあげる価値観の中で自分を発見してほしい」<sup>3)</sup>。

二つの学科のことを聞き、こんなゆとりがほしいと思いました。しかし、今の社会は、こういう「ゆとり」を省こうとしています。資本の論理では「無駄」になるのでしょうか。人間発達というのは、モノを作るよう効率的にマニュアル的に達成されるものではありません。「無駄」なゆとりの中で「放浪」しながら「自己発見」をしていくことが必要なのです。子どもや青年たちが「自分さがし」の旅に出て、自分というものを見つめ、良いも悪いも全て含みつつ自己を肯定できるとき、生きていこうとする力が大きく育つのです。

「放浪」「ゆとり」「感性」「想像」「自己発見」といったキーワードが浪漫大学には込められているようですが、ぜひ21世紀の学校教育に生かしたいものです。私たちが忙しい日々の現実から離れて旅を計画し、これらの作品に出会い、何かを考えさせられたこと自体が、浪漫大学の教育方針そのものだと、今さらながら感じ入っています。

なかなか設置認可が下りないので、当面はささやかながら、この構想の協力者たちと「浪漫講座」を立ち上げるそうです。「信濃浪漫大学」実現に向けての第一歩が具体的に動き出します。

### 注

1)～3)における氏の言葉は、窪島誠一郎『「無言館」への坂道』2003年、平凡社 から引用しました。

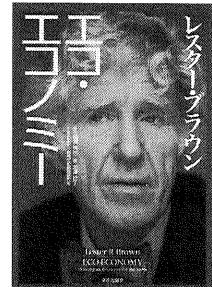
(きたがわ けんじ 所友  
小学校教員・滋賀大学大学院在籍中)

## 書評

レスター・ブラウン著 福岡克也監訳

# 『エコ・エコノミー』

家の光協会 2002年4月 本体価格 2500円



自然という価値をどのように位置づけるのか。今、地球環境問題の解決に向けて戦略を立てる際に求められている。この書評は、基礎研人間発達ゼミで2002年度後半、レスター・ブラウン氏の「エコ・エコノミー」戦略の検討を重ね、そのヒントを探ったものを基にしている。

### 著者の問題意識

著者は、1974年に地球環境問題に取り組むワールド・ウォッチ研究所を発足させた。彼はその当時、環境的に持続可能な経済「エコ・エコノミー」が実現可能であることは認識していたが、それがどのようなものかについては、あいまいにしか捉えていなかったという。発足して四半世紀ほどたった今、彼は、経済が自らをゆるやかに破壊し、自然という資本をますます食いつぶしている現実を突きつけられ、人類は地球を救うための戦略レベルでの闘いに敗れつつあることを感じざるを得なかった。そのため彼は、エコ・エコノミーのあり方について明確なビジョンを持つことと、そのビジョンを提示するだけではなく、その実現に向けての進展状況の評価を行う機関として、「アース・ポリシー研究所」を創設することを2001年5月に決断した。本書は、この新たな研究所の初仕事として書かれたものである。

本書の目的は、三つある。第一は、もし経済発展の長期的な持続を望むのなら、経済を再構築する以外に選ぶ道はないということを論証することである。第二は、エコ・エコノミーの全体的な構造とその内部構造を論じることである。そして第三に、残された時間内に目標を達成するための戦略を概述することである。

本書を通じて著者は、生態学と経済学という対照的な前提に立つ二つの学問分野を統合しようとする課題に挑戦している。経済は持続可能性を保ち続けるために、それが依存する地球上の生命を支える生態学的価値を市場価格に反映させが必要であると主張している。我々は生産の手助けをしてくれる資本を造り出すために働いているが、資本の大部分は、自然からもらうのであって、人間が造り出すのではないことを

忘れている。人間は自然という資本を認めてこなかった。自然という資本を経済学の中で明確に位置付けなくてはならないということである。

### 本書の要旨

第I部では、急増する人間の要求が、多様な生物が生きていくために必要な空気、水、食物などを供給する生態系の生産力とサービス機能の限界を超はじめおり、人間の生活に大きな影響を与えている情景を詳細に描いている。そして自然という資本に価値を見出さなかった経済学者に対して、経済は地球の生態系の一部であり、したがって、それと調和するように再構築されないかぎり、経済は持続的な発展ができないのだという根拠を提示している。

第II部は、エコ・エコノミーのビジョンの大枠を描き、目指すべきゴールに向けての戦略を示している。エコ・エコノミーを実現するために、市場のありかたの根本的な転換が必要となる。つまり、生態学的な持続可能性の原則を尊重する市場が必要となってくるのである。石炭や石油など再生不可能な化石燃料から風力、太陽電池、地熱、天然ガス、水素などの再生可能な燃料にエネルギー源を変えるというゴールの設定が、第5章の課題である。これまでの消費し廃棄し、一部では環境汚染を引き起こしてきた金属をリサイクルするというゴールの設定が、第6章の課題である。人間の食物を供給する三つの生態系—耕地、放牧地、漁場—の生産性の劇的な低下による貧困と飢餓の状況に対して、農村の貧困を根絶するためのより体系的なアプローチつまり農業開発だけではなく、人間開発、インフラストラクチャー開発、社会開発を組み入れた総合的な農村開発戦略を実行するというゴールの設定が、第7章の課題である。気候調節、洪水防止、土壌保全、水循環、養分の貯蔵と循環など、普段人々が気づかない森林の経済維持システムの機能を再評価するというゴールの設定が、第8章の課題である。自動車中心から鉄道、自転車、歩道の組み合わせを基礎とする都市交通システムへと転換するというゴールの設定が、第9章の課題である。このようにエコ・エコノミーのビジョ

ンとその目指すべきゴールを定めている。

第Ⅲ部は、エコ・エコノミーに移行する際の手段が示される。列挙してみると、以下の通りとなる。

- ① 食料を供給する地球の生態系と人口とのあいだの人道的なバランスを達成するために、出生抑制のための家族計画プログラムを立てる。
- ② 財貨・サービスの環境コストを価格に組み入れるために、租税規模を変えずに所得税を減らし環境への負荷の大きな活動への課税を行ったり、排出権や漁獲枠などの許容枠取引制度を設けたりする。
- ③ 環境破壊につながる政府補助金を見直し、環境にプラス効果をもたらす経済活動を促進するためのものに変える。
- ④ 消費者による改革への参加を促進するために、環境的に健全な方法で生産された生産物に認証ラベルをつける。
- ⑤ 国連・政府・マスメディア・企業・N G Oがエコ・エコノミー戦略実現に向けて一体となって動く。

### 本書の評価

著者は、地球の生態系と経済との衝突の因果関係を詳細に示し、自然という資本を再評価するしか道がないという主張を支えるべく、説得力ある根拠を出している。経済は地球の生態系の一部であるという価値観に従って経済活動を行う企業が登場したり、所得税を減税して環境税を導入する国が出てきたとエコ・エコノミーの骨格を描くまでの先進的な事例を豊富に紹介している。本書は、それぞれの現場での環境政策の立案・評価のたたき台となりうるものだ。

だが特に大企業が多国籍企業化するようになり世界各国の地域の生態系を独占的に利用するのを政府が積極的に支援する形で大量生産・大量消費・大量廃棄の現代生活様式が形成されているという視点が本書全体を通して欠けている。地球の生態系と経済との衝突には多国籍企業と政府の癒着関係が背景にあるという認識が総体的に弱い。その関係にメスを入れられるかどうかがエコ・エコノミーの実現の鍵となるにもかかわらず。第Ⅱ部でエコ・エコノミーが目指すべきゴールがそれぞれ示されているが、この癒着関係のは正がない限り、簡単にはゴールにはたどり着かないだろう。

この癒着は、南北格差の拡大をもたらす。発展途上国は、その国の特産品である農産物や鉱物資源、木材などを輸出して、その輸出収入で日常生活に必要な工

業製品を買う以外に方法がない。つまり発展途上国はある特定の生産物にだけ集中している「モノカルチャー経済」構造になっている。この構造は、多国籍企業が発展途上国の政府と癒着して開発援助という名で行われることによって形成されたものである。

そして地球の生態系と経済との衝突は、自然との関わりの大きい第一次産業を主産業とする発展途上国の方が先進国よりも激しい。その衝突は、発展途上国の主産業を衰退させ輸出収入を減少させ、国の経済は成立できなくなる。

著者は、発展途上国の急激な人口増加が地球の生態系を破壊するとして家族計画を立て人口を安定化させる提案をしているが、「モノカルチャー経済」構造を抜本的に見直す提案ではない。また先進国は、多国籍企業が宣伝と販売術によって消費者の欲望を喚起して需要を造り出し浪費する構造となっているのであるが、この構造を抜本的に見直す提案にはなりえてはいない。この構造を温存したまま、エネルギー効率の向上を目指す技術革新によって新しい産業・雇用を生み出す提案を著者はしている。化石燃料と違い、風力発電、太陽電池、水力発電、地熱、天然ガス、水素型エネルギーと無尽蔵にあると思えるエネルギーであるが、大量生産・大量消費・大量廃棄の現代生活様式の構造を維持したままであれば、そのうちに限界がくるであろう。

著者は、生活様式とか人の意識の改革では不十分であり、価格に生態学的真実を反映させるために財政政策を重視しようとする。その利点は、あらゆるレベルの経済意思決定一政治指導者と企業経営者から、さらに消費者まで一が市場によって導かれるところにある。もう一つの利点は、環境破壊につながるという理由で政府がある生産物に課税する時、政府は環境破壊への懸念を消費者に伝えるところにある。しかし多国籍企業が市場を独占している場合、果たしてその利点は利点たりうるのだろうか。多国籍企業への課税をどうするのか、あるいは貿易分野への炭素税導入やトービン税の国際的創設を検討する必要があろうが、著者はこの点に踏み込んだ提言をおこなっていない。

このように多国籍企業と政府との癒着関係や文化や価値観の変革といった分野についての分析が不足しているが、自然という資本を経済学的に位置づける問題提起を行ない、市場の仕組みを利用した変革の方向性を示したことのもつ意味は大きい。そして著書の不足分を補いながら、より具体的で実効性のあるアジェンダづくりを読者は、求められる。

(十川泰成 所員 立命館大学院)

## 『教育基本法「改正」批判』

文理閣 2003年1月 本体価格 2300円



碓井敏正 ◆

本書のねらいは、教育基本法（以下基本法と略）の理念を21世紀に生かす可能性にアリティをあたえるところにある。

碓井氏は、現代の日本は「機能不全」にあるという。三浦朱門前教育課程審議会会長の「いや、逆に平均学力が下がらないようでは、これから日本はどうしようもならん」という有名な発言を引用している。次のような発言があった。「昼間は行くのがいやだが夜になると行くと。（笑い声起こる）そんな夜行動物ちゃうわな。人間は。」「バーやキャバレーではないんだから。（笑い）」「……何もみんな挫折した子への愛の手の固まりはいらない」（定時制高校廃校を決定したある教育委員会会議での発言の一部）。教育に対して無責任な行政は、「機能不全」と言わざるをえない。

本書の内容は、次の通りである。

I部では、教育基本法と今後の教育のあり方にダイレクトに係わるテーマに関する論文がおさめられている。序：教育改革と教育基本法「改正」問題（碓井敏正）、一：教育基本法改正問題と21世紀の教育理念（細井克彦）、二：環境教育のめざすもの（河野勝彦）、三：道徳教育の可能性（碓井敏正）、四：教育基本法と宗教教育（菅原伸郎）。II部は、21世紀の教育を考え上で欠かせない時代認識を展開した論文で構成されている。五：国民国家とは何か（南有哲）、六：新しい家族関係と法（二宮周平）、七：情報化がもたらす「この国のかたち」（市井吉興）。

私は、本書全体を論評する能力を持ちあわせておらず、部分的に限られた範囲でしか紹介できないことを、まずおわびしておきたい。教育の場で感じていることをもとに、基本法の「個の尊厳」、子どもの成長・発達を中心に、碓井氏と細井氏の両論文から学ぶ方向ですすめていきたい。

碓井氏は、教育基本法「改正」（以下「改正」と略）問題と教育運動の可能性を次のように述べている。

### I 「改正」と新自由主義教育政策

氏は、「改正」を「出来の悪い子」を切り捨て、「で

きる子」をさらに伸ばす教育の格差戦略の総仕上げとして、次のように述べる。

新学習指導要領がその格差戦略の本質を現わしている。学習内容の3割カットは、学力格差をさらに拡大させ、塾志向をさらに高める。これに対応できるのは十分な教育投資ができる比較的豊かな層である。階層再生産の強化は、低学力を「宿命」として負わされた子どもたちの将来の可能性を奪う。

しかし、階層の固定化は、資本主義的再生産システムを機能不全に導く危険性が高い。そこで新たな国民統合を図るために、教育の規制緩和とは別の次元での規制の強化が必要となる。切り捨てられた子どもたちを「荒れ」から防ぎ、拠り所を与える必要がある。「改正」による愛国心、伝統の尊重がその役割をいう。新自由主義が復古的性格の強い新保守主義と「改正」において重なる。

氏は、別の角度から新自由主義教育政策を内から規定する要因として、市民社会の成熟とともに伴う価値観の多元化を指摘する。それは、新たな教育の可能性の基礎的条件を生み出す重要な側面であると述べる。

### II 教育運動の可能性

碓井氏は、教育「改革」が、民主的実践によって組み直され、新たな可能性を生み出すと述べている。

第一の可能性は、参加を中心としたスクールデモクラシーの実現に求める。それは、①子どもの学校づくりへの参加。②教師の参加の仕方を民主主義的に改革する。③地域からも開かれた学校づくりである。

第二の可能性は、新学習指導要領の提供する有利な条件を活用し、民主主義的実践によって学校を組み直す可能性である。ポイントは総合的な学習の時間と絶対評価の導入であって、最終的には現場の実践にゆだねざるを得ない。それにより教科中心の教育は組み直され、柔軟な知性と連帯感豊かな子どもたちを育成する教育となる。新しい教育実践は、このように国家の教育政策と切りむすびながら、参加を通じ教育権を市民社会へと再吸収し、21世紀の可能性を切り拓くと主張する。

次に、細井氏は、「個人の尊厳」を国家・社会像の変化において検討する。かつての戦争国家か平和かという図式から新自由主義国家か共生かという図式への変化を提示する。

## I 基本法改正の現代的争点

「改正」論について次のように述べる。

「改正」論は、新自由主義国家体制への転換と新旧国家主義イデオロギーによる国家・社会統合のための教育目的・人間像の転換である。新自由主義に基づく教育「改革」は、平等・公正の原則を放棄し「国際競争」に打ち勝つ人材選別機能へと制度構造の形成をおこなっている。1990年代初めに平等・公正原則の放棄が宣言されたが、その発端は、新学力観政策の採用である。「出来る子」はどんどん伸ばすがそれ以外の子どももそれなりの力をつければよいという基本的なスタンスで「教育の個別化」を図る。競争から外された「出来ない子」は、これまで以上に切り捨てられる。

## II 基本法の教育目的・人間像

氏は「改正」に対し、基本法の教育目的・人間像を対置する。「個人の尊厳」が、教育目的・人間像の前提として重視されていることを基本法制定時の資料をもとに確認する。

「教育は何よりもまず個人の尊厳を重んじ、個人の価値をたとぶことを出発点とし、……人格の完成をめざさなければならない」(高橋文相、当時)。基本法では、たとえどのような理想の人間像があったとしても、まず個人の尊厳が重視されていることを確認する。

さらに国際的達成のなかでそれを検討する。

氏は、ピアジェの世界人権宣言26条についての解説をとりあげる。教育をうける権利を肯定することは、「個人のなかにかくされていて、社会が掘りおこさなくてはならない可能性の重要な部分を失わせたり他の可能性を窒息させたりしないで、それらの可能性を何一つ破壊もせず、だいなしにもしないという義務を(社会が一著者)ひきうけることである」。さらに、三項にいう「人格〔個性〕とは、自由に規律をうけいれ、あるいはその規律をつくりあげることに寄与し、このようにして自分の自由を各人にたいする尊敬に従属させる相互的規範の体系を自らすんで承認する個人である」。個人のなかにかくされている可能性を何一つ破壊もせず、だいなしにもしないことが、教育であり、「人格の開花と他人の人格の尊重とを結びつける必然的な連帶性」をもつ人格の形成が目指される。

「改正」論は、この「連帶性」を無視し、教育荒廃

や子どもの問題の原因を基本法のせいにする議論を執拗に繰り返していると批判する。

## III 21世紀の教育理念の形成と課題

細井氏は、「出来ない子ども」を生み出し、切り捨てる成長第一の新自由主義国家にかわり、「維持可能な社会」を提示する。

「維持可能な社会」は、経済成長がゼロであっても、自然との共生や国民の生活の質そのものを高めるような生活スタイルへの転換である。平和、人権、共生などの価値を体現した市民形成が、教育・人間像の方向である。

両氏の論文は、「改正」の背景にある社会構造の変化と教育政策との関係、基本法の理念を実現する可能性について新しい社会のあり方を展望するなかで述べている。本書より多くのことを学び、示唆をうけた。紙数が少なくなったため、感想を簡単に述べたい。

第一に、理念の実現=子どもの成長・発達と教育条件あるいは労働条件の問題である。さまざまな形で教員の資質・力量が問われている。教育条件・労働条件の重要性は後景に退いているように思う。『教師の多忙化とバーンアウト』(1996年)に関する調査結果がある。①就職時点と比べ子どもと遊ぶ時間(増えた2%→減った78%)。②学習の遅れがちな子どもの指導の工夫・個人指導をする学習指導(する必要がない1%→やりたいが時間がない28%→勤務時間内でやる56%→時間外までやる7%)・子どもから学習の悩みを聞き、一緒に考える(同上、3%→31%→49%→5%)。③子どもにていねいに対応できなかったことを悔やんだ経験(小学校教員)(よくある48%→少しある45%→殆どない6%→全くない1%)。学力保障や子どもとの関係が、多忙な労働条件のもとで阻害されている。

第二は、教育「改革」に新しい可能性を見るには、具体的な検討が必要だと思う。近年、教員管理が急速に進んでいる。端的には、東京都教育委員会の「指導力不足教員等への対応に関する指針」をみれば、指導力不足教員の指導という名目で学習指導要領を基準とする授業内容への管理がすすみつつある(詳しくは、増田孝雄『子どもと教育基本法②』地歴社、2003年)。

最後に、子どもたちにとって、授業がわかることが大切だと思う。子どもの成長・発達の可能性について具体的に分析を深め、国民の相互理解を広げるため、とりあえずの前提は、わかる授業とそのための条件づくりではないかと思う。

(森島涉 所員 教員)

千田忠男著

# 『現代の労働負担』

文理閣 2003年2月 本体価格6000円

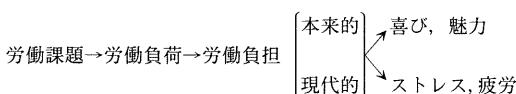


本書は、現代労働負担研究会などで長年活動されてきた千田忠男氏による、労働現場の聞き取りとそれを理論化した労作である。とくに、労働者の働きぶりや内面にまで立ち入った調査は、最近重視されている「質的研究」(たとえば、グレイサー、ストラウス『データ対話型理論の発見』新曜社、1996年などを参照)につながるものであろう。

## I 本書の構成と枠組み

本書では、序章で、筆者が培ってきた「労働負担の分析枠組み」が提示されたのち、第1章において、トヨタシステムを導入した山武ハネウェルの事例による「製造部門における労働負担」が、第2章で、コンピュータ利用によるFA化・OA化のなかでの「技術・事務労働の負担」が論じられ、第3章では、中堅教師10人の聞き取りにもとづく「教育労働の負担」が精緻に描写され、第4章の「合理的に人間らしく働くために」という展望で締めくくられている。

まず、分析枠組みであるが、これを図式化するとつきのようになる。



ここで注意すべきことは労働負荷と労働負担との区別で、負荷とは「労働課題に対応した形で人間の諸機能を発揮する」こと、また「個々人の能力水準から課題を評価したときの困難さ(265ページ)」であり、負担とは「心身の機能を発揮するための努力を総称」したものである。そして、労働負担はふたつに大別され、「どのような労働場面でも必要とされる努力」が「本来の労働負担」であり、労働時間の延長や労働密度の過密化によって増大する負担が「現代的労働負担」であると筆者は定義する。

このような概念区分は、負荷と負担を混同していた評者にとっては新鮮な発見であったが、ストレスや疲労を生みだす負担を「現代的労働負担」というのか、「本来の労働負担」もまたストレスにつながるのかと

いう点については、明確に読みとれなかった。本書の書名や重要な論点にも関わることなので、評者のいたらなさを恥じ入るほかない。

さて、第1章のトヨタシステムの事例は、これまでも同様の対象について数多くの研究がなされてきたが、労働負担からの考察は意外と少ないように思われる。聞き取りの時期は1990年であり、やや古いともいえるが、微細な労働過程を追求した現代的課題につながる貴重な成果であろう。

だがむしろ、本書の魅力は第2章および第3章におけるリアルな仕事の描写にあるのではないだろうか。ついに、これらをより立ち入って見ていく。

## II コンピュータ利用の労働負担

ここで取り上げるのは、「電機メーカーの中高年熟練機械工がコンピュータ利用の生産管理部門に配転された一例」である。聞き取り調査は、1995年に、配転時から二ヶ月半の時点とその約半年後の二回にわたって行われている。第一回目の調査で、つきのような「ミスに対する不安」が赤裸々に聞き取られた。

仕事をしているものの、はっきりした確信がないまま仕事を続けている。行く先を知らないままに、来た電車に飛び乗ってしまい、キッチンといけるだろうか、と不安が大きくなっていくような状態にしている。やっている仕事についての不安、正しいか否かについて確信がない状態、これにものすごく圧迫される。誰かほかの人に「それでエエでー」といわれたら、そうした不安はすっと消える。

さらに、つくった書類を見る人が人間ならば、「オー、まちがっとるでー」と言ってくれるが、相手が計算機だと、間違っていてそのまま呑み込んでしまって、「モノ」を全然違うところに流すような命令を出してしまう。そうしたことが実際に起きたし、それ以来ミスがありはしないかという不安がいっそう大きくなかった。(106~107ページ)

このような「不安」を筆者は「心理的負担」ととら

え、つぎのように理論化する。まず「本来の労働負担」としてみれば、「判断の自律性や高い裁量性」と重い「責任」との葛藤にたいする悩みであり、それを克服したときの自信と充足感である(172ページ)。一方、「現代的労働負担」の面からみると、「重い責任を個人的な努力で背負うようにし向かはれ」「自己犠牲的な努力にまで陥る事態」だといえる(176ページ)。

さらに、このような心理的負担の軽減のためには、「生産管理の体系的修得を援助するプログラム」や「上司や同僚あるいは産業保健の担当者による有効な援助活動」が必要であろうと考察する(116~117ページ)。

ここには、1990年代のIT化の進展とともに、職場でいかにストレスや不安が増大していったかが、リアルに描かれている。それを、労働負担という枠組みで整理していく筆者の視角は貴重なものである。聞き取りでは、「夜中に夢を見る。何か怖いものに追いかけられる夢が多い。」という不安や怖れも語られている。さらなる「心理」分析も必要となってくるであろう。

### III 教育労働の負担

ここで聞き取り調査は、中堅ないしベテランの小学校教師10人を対象にして1999年に行われた。ある教師は、つぎのように語っている。

精神的に大変な思いをしたことがある。最近の例を説明しよう。ある時期のことだ。これまで(今もそうだが)、走り回る、重い子どもを持ち上げる、押さえつける、飛びださないように力ずくで抑えるなどは、肉体的にはたいへんなこととは思っていない。しかし、精神的には、たいへんな思いをした。『その子のしんどさを受けとめて、共感していくものが私ではない』と実感したことだ。今までに経験

したことがないような事態で、私には見通しがつかなかった。私に救えるかどうかまったく自信がもてなかつた。(202~203ページ)

これは、「子どもたちを対象に人格的信頼・共感関係を構築する」という「教育課題」に対する、「子どもの意欲に触れることができにくい」という「困難さ」(すなわち負荷)として理論化される(266ページ)。「教育課題の数だけ負荷がある」といえるのだ。分析枠組みの「課題」→「負荷」の例である。

そしてもしも、このような負荷が過大となれば、ある教育課題を遂行するように要請されたとしても、能力の限界まで努力しても遂行し得ないという結果になる。あるいは、努力そのものが破たんしてしまう。筆者は、「個々人の能力水準内の努力で間に合うような困難さ」ではなく「能力水準の限界に近い努力を要するような困難さ」のことを、「過大負荷・過重負担」と定義づけている。

ここでも、「本来の労働負担(魅力と厳しさ)」と「現代的労働負担(実際の苦しさ)」の理論的区別が重要である。この「厳しさ」と「苦しさ」との違いと、前者が後者に転化していくメカニズムを把握することが労働負担研究の真骨頂なのだと感じさせられた。さらには、筆者も言うように「個々人の能力」に応じて労働負担が変化するのであるから、〈労働者の主体的条件〉やパーソナリティなどの〈個人差〉をも視野に入れることができ、ストレス・疲労研究にとって必要となってくるであろう。このことは、たとえば、斎藤良夫「職業性ストレス研究の動向」『労働法律旬報』1158号、1986年12月、6~14頁などで、早くから指摘されている。

本書が、過労死・過労自殺大国である日本の仕事ストレス研究にとって、見過ごすことのできない貴重な研究書であることは間違いない。

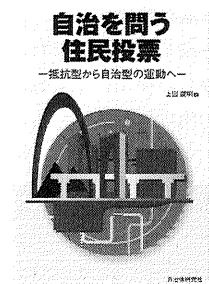
(大野正和 大阪経済法科大学非常勤講師)

書評

上田道明著

## 『自治を問う住民投票 —抵抗型から自治型の運動へ』

自治体研究社 2003年2月 本体価格 2800円



はじめに、私は新聞記者としていくつかの住民投票を取り材した程度なので、「書評」というより「感想」の域を出ないものになるだろうことをお許し下さい。

この本で最も印象的なのは、自らの意見をはっきり述べる姿勢だ。それも、ある立場を単に政治的に支持するのではなく、これまでの議論を整理して問題を絞

り込み、現場を踏んだ上で主張する。そこが「価値中立」や「不偏不党」の名の下に両論併記へ逃げ込み、何の刺激も与えない多くの文章とは異なっている。久しぶりに、そういう政治学者の本を読んだ気がする。

本全体のスタンスは「個別の住民投票の実態に注目して、これを『よい住民投票』と『悪い住民投票』に区別=評価しよう」というものだ。

第1部「実施されはじめた住民投票」では、現状と住民投票が求められている背景を分析する（とくに、進行中の課題=市町村合併に関する住民投票については歴史的な経緯を含め、丁寧に解説されている）。

住民投票が制度化されない理由、また住民投票を否定する根拠として挙げられてきたのは、「地盤」である。簡単に言えば、人々の成熟度が不十分だというのだ。これに対して、著者は「重要なことは、住民の判断能力や『地盤』を決めつけてかることではなく、住民が住民投票を舞台にどれだけ情報を求め、どれだけ議論しているか」という実態を評価することだと述べている。

それを実践したのが、3つのケースを調査した第2部「住民投票の現場から」だ。

①さいたま市との合併をめぐる埼玉県上尾市。行政のキャンペーンは偏向し、「行司が相撲を取ってしまった」。公共性を実現したのは行政ではなく、賛成・反対両派による討論集会を開いた住民であり、住民投票は行政のあるべき姿を考えさせることにもなった。

②隣接する市町村との合併をめぐる滋賀県米原町。町議員が住民をリードする形で議論が深まった（白熱した「合併問題地域フォーラム」に居合わせた場面の記述は印象的だ）。住民投票は議会を否定するのではなく、むしろ議会を鍛える制度になる、という。

③吉野川の可動堰建設をめぐる徳島市。市長と議会が「静観」し、建設省と徳島県が「感情」に訴える情報提供をした。しかし、投票率50%未満は無効とする「50%条項」を越え、投票を成立させたのは「参加と議論の輪を広げ」た住民だった（建設賛成票と無効票を投じた住民がいたからこそ投票率が50%を越えた、彼らの存在にこそ自治意識の高揚が見られる、という指摘は核心をつくものだと思う）。

これらを踏まえ、第3部「論争から評価へ」で、住

民投票のメリットとデメリットを整理する。制度化の仕方によって回避・緩和できる問題を除くと、結局、最後まで残るのは、先の「地盤」への不安だという。

そこで、アメリカで有権者の選択を疑問視する際に登場する鍵概念「熟慮（deliberation）」の再検討に進む。直接民主政を否定し、代表民主政を正当化するために使われてきたこの概念を、住民投票を「評価する尺度にもなるのではないか」と逆転させ、『『地盤』論にはもはや登場願おう』と言い切る。この本のクライマックスだろう。

そして、投票に先立つ情報提供と議論があれば責任感が培われ、自治意識が引き出されるという。政策決定段階=「出口」の前の住民投票だけでなく、政策立案過程=「入口」（行政手続や議会）への参加の一つとして住民投票を考えるべきだ、と結んでいる。

これまでの住民投票に関する論文や書物のほとんどは、行政法学者中心の法解釈論か、住民投票賛成派か反対派による応援演説的な文章、あるいはジャーナリストによるルポルタージュだった。その点で、政治学者が現場を踏まえ、理論的に考察したこの本はユニークであり、有益だと思う。頭の中が大分整理された。

あえて注文をするならば、1つは「住民グループのリーダーシップや運動のスタイル」に関する分析だ。リーダーたち（複数であることが多い）の選ばれ方や組み合わせ方、その役割分担には興味深いものがある。選挙や世襲でない形でおのずから選び出された指導者に関する考察は、それ自体、政治学的魅力的なテーマではないだろうか。それが、副題の「抵抗型から自治型へ」を考えるポイントにもなるように思う。また、政党や労働組合など「既存の組織」との関係についても、もっと読みたいところだ。

もう一つは、この本の範囲からは外れるかもしれないが、国民投票に関してである。地域での様々な動きと国政の関係をどう考えればいいのか、そのヒントとなるようなものでも知りたいと思った。

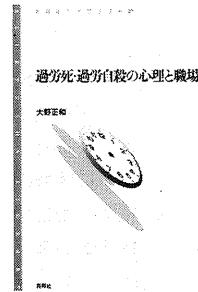
住民投票が市町村合併をめぐってさらに増えていく今だからこそ、また、数が増えて緊張感を失い、形骸化してはいない今だからこそ、多くの人に読まれるべき大事な本だと思う。

（石田祐樹 新聞記者）

大野正和著

# 『過労死・過労自殺の心理と職場』

青弓社 2003年3月 本体価格 1600円



## I 本書の概要

本書のテーマは言うまでもなく過労死・過労自殺の問題である。題名が示唆するとおり、著者は過労死や過労自殺が起こる背景にはどのような本人の「心理」が存在し、それが「職場」の構造とどう関連して過労死を発生させてきたのかを解き明かそうとしている。

まず、各章の内容を概観しておこう。第1章「過労死・過労自殺の〈研究〉」の主題は、過労死・過労自殺問題に対する著者の問題意識である。ここで本書全体を貫くいくつかの重要な視点が提起されている。その第1は、「過労」とは雇用者だけの問題ではなく、政治家や企業役員、弁護士も含め、労働（仕事）をするすべての人に関わる問題なのだという視点である。したがって、労働者を死ぬほど働かせてきた「企業悪」をいくら断罪しても過労死・過労自殺はなくならないのであって、問題の根はもっと深い。第2に、過労死の問題化は日本の職場社会に存在したある条件が変化してきたことを示唆している（その具体的な内容については主に第3章で論じられる）。第3に、この問題を論じる際には性格論（メランコリー親和型性格への注目）が不可欠である。とはいえ、原因を本人の性格に帰するのではなく、性格論は仕事と職場の相互関連のなかで読み解かれねばならない。「『個人の素質』と『きびしい仕事』とが密接不可分に関連して、『職場内の矛盾』が形成されている」という見解に立ち、著者は「性格論と仕事論の共同作業」の展開を試みる。

第2章「過労死・過労自殺の〈心理〉」では、その「共同作業」の性格論の側から光を当てて問題が分析される。数多くの過労死・過労自殺事例が紹介され、その個々のケースについて被災者の心理の読み解きが行われている。ここで著者は「状況」の拘束力に言及している。自分自身の力では制御することも逃れることもできないがんじがらめの「状況」が、自他不可分という当人の〈心理〉と〈職場〉の双方が絡み合って作り出されてきたのである。さらに著者は、命を失った人々の「責任感」や「自責の念」に注目する。他の人が負うべき仕事や責任まで引き受け、すべて「自分のせい」と自らを追い込んでしまう「責任感」の正

体とは何か。それは「義理」のような等価交換型の負い目（売買型負債）ではなく、「恩」のような長い時間をかけても返しきることのできない貸借型負債である。過労死・過労自殺者たちにとって「仕事」とは、周囲から信頼されているという「借り」を精一杯返済しようとする報恩の行為だったのではないかと著者は論じている。

第3章「過労死・過労自殺の〈職場〉」は、仕事論の侧面からの問題分析の章である。前述したように過労死・過労自殺が雇用者だけの問題でないことから、「企業論」ではなく「仕事論」が必要である。著者はそのような問題認識のもとで、日本的な仕事と職場の特徴である「職場集団性」や「柔軟な職務構造」などが労働者の〈心理〉といかに結びついてきたかを取り上げている。ここで著者は1980年代後半以降に生じた日本の職場の変化に着目している。職場における人と人のつながり（共同性）がその頃から変化し、チームの一員として助け合って働くよりも個人の仕事に埋没せざるをえない状況が出現してきた。メランコリー親和型の働き方と職場集団を重視する仕事や職場の構造は相互補完的に存在していたのだが、そのバランスが壊れることで過労死は問題化したのである。

最後の第4章「過労死・過労自殺と〈自分〉」では、以上の章の分析にもとづいて、過労死・過労自殺の解決が展望されている。この点については後述することにしよう。

## II 本書の特徴

過労死・過労自殺や長時間労働を題材とした論文や著書には様々なものがあるが、本書にはどのような特徴があるのだろうか。私が特に感じたのは以下の3点である。

第1に、使われている語彙や文章表現が明快で、とても読みやすいこと。この問題に専門を持った研究者のみならず、ふつうの学生や労働者一般にも理解しやすく書かれている。また、特に第2章では数多くの過労死・過労自殺の事例が紹介されており、これまであまり知識のなかった人にも問題の実態や背景がよく伝わるのでないだろうか。過労死・過労自殺は働く人た

ちすべての問題であり、本書が幅広い層の人に読まれうることはあることは高く評価される。

第2に、内容的な特徴として過労死・過労自殺に至った人たちの「性格」論に向かっていることに注目したい。著者によると、過労死・過労自殺で亡くなった人たちの多くには精神病理学で言うところの「メランコリー親和型」性格が確認される。それは、まじめで几帳面、責任感が強く他人にとても気を遣う性格である。生真面目で優秀な労働者に過労死・過労自殺が多いことは過労死弁護団の弁護士などからも指摘されている。しかし本人の性格への注目は、下手をすれば企業や職場の環境条件（の問題点）から目を反らさせることになりかねない。つまり難しい論点なのである。しかし著者は性格論を真剣に検討しなければ過労死問題の本質に近づくことはできないと考え、正面からその論点に取り組んでいる。

そして第3に、被災者の「心理」あるいは性格と「職場」の問題が相互に関連した密接不可分のものとして分析されている。メランコリー親和型性格（から生まれる働きぶり）が仕事や職場に不可分の要素として「組み込まれていた」という主張は的確である。被災者たちは、周囲から仕事を頼まれれば断れず、難しい仕事にも必死で打ち込み、自分の役割を果たそうとした。対人関係を抜きに語れない日本の職場の中では、仕事の評価はいつでも「周囲の人々に依存」しており、周りの信頼に応えようとする生真面目な人はどんどん仕事の深みにはまっていった。それは「日本の共同性の歪められたかたち」（193ページ）だと著者は論じている。過労死・過労自殺の要因には労働者本人のある種「自発」的な過労と、組織ないし仕事の要請からくる「強制」的な過労の両側面がある。著者はその両者、つまり前者の〈心理〉的要因と後者の〈職場〉の要因を別々に検討するのではなく、「強制と自発のないまぜ」そのものの過程を論じることにかなり成功している。

### III 読者への投げかけ

昨年度、過労死として労災補償が認定された件数は317件、請求件数は800件を超え、いずれも過去最高であった。一方、過労自殺の労災認定件数はまだまだ少ないが、3万人を超える自殺者総数のうち、なんらかの形で仕事上のストレスやトラブルが要因として関わっているものは相当数にのぼると見られている。過労死・過労自殺は相変わらず減っていないどころか、むしろ増えているのではないか。この問題を解決する道筋を私たちはもっと真剣に考えなくてはならない。

どうすれば過労死・過労自殺問題は解決できるのだろうか。本書の第4章で主に展開されている主張をま

とめると次のようになる。国家的規制や社会的合意では不十分で、変革は「個人として」も成し遂げなければならない。確かに、〈職場〉の面では構成メンバー間の共同性喪失に過労死の一因があり、仕事の無限定な拡大を防ぐような労働編成（仕事と職場のしくみ）の変革が必要である。具体的には、従来日本企業の強みになってきた「フレキシビリティ」を大胆に修正することが求められる。しかし、問題は日本的な職場構造に長年組み込まれてきた〈心理〉にもあるのだから、その変革も不可欠になる。ただしその解決策は自分さえ良ければいいという「無邪気な個人主義」ではない。必要なものは〈自分〉すなわち、「自分のなかにある奥深い力」「自分を超える自分の力」である。「配慮と責任を状況に委ねるのではなく、限定された自分の内面へと深めるべきだ」（194ページ）。それぞれの個人が組織や仕事に対して「限定的、手段的」に関わり、集団を離れた限定的な〈自分〉を見つめ直すこと、もっと自由闊達に生きることが必要なのである。

国家的規制や社会的合意とは、たとえば労働時間に関する法規制の強化や実効性の向上、ワークシェアリング政策の実施などを意味していると思われる。著者がそれだけでは不十分だとして必要性を強調している「個人としての変革」については、実は、上述した以上の具体的な説明は行われていない。集団を離れた限定的な〈自分〉とは何を意味しているのか。〈自分〉を持った自由な働き方や生き方の具体的なイメージはどのようなものか。もう一步踏み込んだ主張がほしいとは感じたが、これは著者が読者に投げかけた課題なのかもしれない。

私の受け止め方はこうである。周囲の評価に依存しなくとも自己確認できるような「自分」の意思や価値観（人間観、人生観、世界観）を持つこと。企業や職場や仕事を超えて、自分が大切にしたいもの・すべきものを大切にして生きること。そして、それを可能にするような働き方を模索すること。個人のそのような変革があってこそ、国家的規制や社会的合意を望ましい方向へ変革することも可能になるのではないだろうか。私自身、著者に近い問題関心から、〈自分〉に基づいた働き方や生き方についてもっと具体的・現実的に考える必要性を強く感じている。著者は「あとがき」で次のように記している。この本は「すでにある文献資料でどこまで論じられるかを、意図的に追求したつもり」であり、「本書に続くより本格的な研究を期待して書かれたものである」。この著者のメッセージに刺激されて、過労死問題を考えてみよう、取り組んでみようという人たちが今後多く出てくることを期待したい。

（櫻井純理 立命館大学非常勤講師）

伊原亮司著

## 『トヨタの労働現場』

桜井書店 2003年6月 本体価格 2800円



### I はじめに

本書は、3ヶ月半あまり一期間従業員としてトヨタで働きながら労働現場の実態を観察分析した、自動車工場の「体感的」労働現場研究である。本書の研究課題は、労働現場の事実発見、先行研究の争点の検証、労働現場の諸侧面の描写と分析の3点であり、筆者の問題関心は、現場の視点から検証すること、現場におけるコンテキストを丹念に読み解くことにある。

本書を読んでいると、鎌田慧 [1973]『自動車絶望工場』が思い浮かんでくる。トヨタの本社工場で季節工（期間工）として6ヶ月間働いた体験のルポは、労働現場のすさまじい実態、「絶望的な飢餓感」を生々しい臨場感で描き上げ、鮮烈な問題提起の書となった。それから約30年経って出されたのが伊原氏の著書である。本書は、この30年間、とくに近年における自動車工場の現場労働をめぐる調査研究をふまえた問題意識の鮮明さが特徴である。鎌田氏が切り開いたルポの体感的分析は、理論的分析と融合し、第三者的な調査研究にはない迫真性を生み出している。

寮に帰ると、いつも1時間ほどその日のことを日記に書きとめている。鉛筆も持てないくらいに疲れていて、パソコンのキーをたたくのがやっとだという。それでも書き続けた執念が本書につながったのであろう。日々の仕事をこなすのがやっとのなかで、観察の目も怠りない。筆者の研ぎ澄まされた問題意識は、補論や各章の随所にみられる。先行研究の見解をそのまま受け入れるのではなく、現場労働の体験をふまえた観察と分析に基づき、果敢に切り込んでいる。

小生も、半年以上におよぶ製鉄所での実習体験（1971年）がある。本書を読んでいると、半年間の3交代勤務や数年間の寮生活など30年余り前のわが製鉄所生活にタイムスリップしたような錯覚すら覚える。4日単位に朝・昼・晩と変わっていく製鉄所の交替勤務は若者にもつらいが、加齢とともにリズムの調整はより難しくなる。自動車工場も早番と遅番の二交代勤務で、心身のリズムが狂いやすいと筆者は語る。

### II 本書のねらいと構成

本書は、序章、第1～7章、終章そして補論から構成される。

序章では、採用面接、導入研修、入寮、職場配属までの経緯が日記で綴られ、第1章では、工場・職場・勤務形態の概要がコンパクトに紹介されている。

第2章では、「人にやさしい職場づくり」の新たなコンセプトでの「変革」後の、労働現場の実態が描かれている。日常業務やライン外活動、ローテーションの運用実態が明らかにされる。

第3章と4章は、これまで議論されながらも評価が定まっていない2つのテーマ（「熟練」と「自律性」）に焦点を当てる。その一つは「熟練」で、論点になっている二つの「熟練」、すなわち「キャリア」形成を通して身につける「熟練」と「ふだんの作業」を通して形成される「熟練」について現場労働の実態に即して検証する。もう一つのテーマである労働者の「自律性」をめぐっては、肯定および否定の両評価があるが、「自律性」の発揮と労働量の「規制」との関係にメスを入れる。

第5～7章は、なぜ、労働者は「自律性」を悪用しないのか、悪用させない仕組みがあるのでないかという疑問に迫ったものである。第5章では、労働現場内部の管理に注目して、職場における管理過程を検証し、第6章では、現場における人事労務管理の運営実態に目を向け、管理される側の日常世界を描く。第5～6章が、職場内外に張り巡らされている緻密な管理の網とそこに捕らわれる労働者像を明らかにするに対し、第7章は経営側の論理に浸りきっているとはいえない労働現場の種々の断面を具体的に描いている。労働現場ではちょっとしたコンフリクトが絶えないこと、労働者は「抵抗」という形ではなく「状況」を読み替えることによって経営側の論理から距離をとっていること、それが労働現場に変化をもたらしていることに注目する。

補論は、1960年代以降における日本の自動車工場の労働現場に関する調査研究の動向についてまとめたも

のである。「新しい熟練」ならびに労働者の「受容とコミットメント」に着目した80年代の3件の総合調査、80年代後半から90年代にかけての「熟練」をめぐる論争、そして90年代後半における争点の検証、とくに直接製造部門の労働実態調査、などの先行研究を批判的に総括し、筆者の見解を対置する。

### III 評 價

本書は、日誌を随所に織り込むなど読みやすく工夫されている。各章に日誌が織り込まれているが、単なる時系列的なものではなく、各章のテーマに沿って編集されたもので、叙述に変化をもたせ魅力的にしている。しかし、決して軽くは読めない作品である。それは、先行研究をふまえての鋭い問題意識をもって、トヨタの労働現場に自らを投じ、3カ月半の労働体験をもとに現実に深く切り込んだ作品だからである。

自動車工場における現場労働は、「人にやさしい職場づくり」政策のなかでどうなっているのか、「過酷さ」はどこまで変わったのか、その実像の描写と分析は本書の核心をなすところである。

しかし、現場労働の過酷さは今もなおすさまじく、それに耐えかねて旅費すら支給されない不利を承知で中途退社する若者も少なくない。1日の作業中の歩数は2万歩以上で約16キロメートル、しかも10キロから20キログラムの箱の積み下ろし出し入れ（3分サイクル）を160回繰り返す作業がベースになっている。入社時77キロあった筆者の体重が、10日あまりで72キロに、退社時は70キロを切っている。Aさんも15キロ減り、爪も変形したという。

そうした現場労働の体感から抉り出したキーワードが、「耐力」概念である。現場労働を質的面と量的な面から捉え、前者を「熟練」、後者を「耐力」と定義する。ライン労働のすさまじさは、今日なお想像を超えるものがあり、圧倒的に「耐力」が勝負であることを浮かび上がらせる。「耐力」概念の抽出は、ほぼ30年前に行われた鎌田氏の「熟練」評価（「不熟練工でもないが、熟練工でもない。半熟練とも違う。初めから熟練の概念の縛外に置かれた、反熟練」）を、理

論的に深めたものとみることができる。

本書は、「熟練」問題をめぐる議論への現場労働体験をふまえた批判的な参画の書である。近年の「熟練」論に「逆説的ともいえる問題性」がある、すなわち精緻化・形式化につれて現場の論理からかけ離れていく、現場の実態を覆い隠す役割すら果たしていると批判する。「熟練」論の重要性は、「熟練」が労働のコントロールをめぐる労使のせめぎあいの交差点に位置するからである。近年、「熟練」を競争力の源泉として捉える傾向が強まり、コントロールをめぐる労使のせめぎあいの接点、労働側の抵抗の拠り所としてみる視点が著しく弱まっていることに警鐘を鳴らす。両者の視点をいかに統合して捉えるかが問われているのではないか。

先行研究における通説へのアンチテーゼが随所にみられるのも、興味深い点である。たとえば、計画的なローテーションによる多能工化といった通説（例えば「拙速な多能工化は極力避けられる」とみる小松史朗[2000]「自動車企業における技能系養成」『立命館経営学』39-1など）に対し、「現場を回していくための必死のやりくり」の結果としての「教育的な配慮に欠けた無計画なローテーション」という実体をつきつける。熟練を軸にした現場のキャリア形成論に対して、一方では「職制や職場リーダーに求められる能力」との間には大きな隔たりがあるとして、異質な二つの要素の混同を戒める。

「労働現場における管理過程」での「職場運営をとおして行使される権力」の分析（第5章）は、これまで見落とされ軽視されていた側面を掬い上げている。温情として与えられる「権限」の薄さと、無限定に重すぎる責任との、非対称性＝「アンバランス」を重視する。ローテーションが、労働者の同意取り付けとして機能するプロセスの分析も注目される。

過酷な現場労働の実態とその本質をどう捉えるのか。筆者の問題意識がその一点に集中した本書は、複雑多様な現場労働とそれをめぐる議論を切り裁いた力作である。

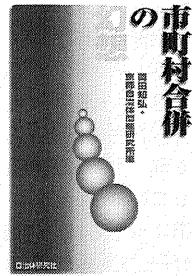
（十名直喜 所員 名古屋学院大学）

## 書評

岡田知弘・京都自治体問題研究所編

# 『市町村合併の幻想』

自治体研究社 2003年7月 本体価格 2200円



2005年3月の合併特例法の期限が迫るなかで市町村合併に向けた動きが急ピッチで進んでいる。他方で、合併せずに自立の道を選択した市町村も一つの流れを形成している。合併問題は、いよいよ正念場を迎えた感がする。

## I 本書の構成

強制合併への批判的議論とその理論的研究も豊富になってきた。しかしその多くは、今日の合併を多国籍企業の戦略や国家の構造改革との関連で、いわば大状況のなかでその本質を議論するか、逆に、合併地域からの現場レポートを通して問題点を指摘するものである。

しかし、市町村合併は市町村の存立そのものに関わることであり、いわば総合的テーマである。自治、財政はもとより、教育・経済・福祉・まちづくりなど各分野からの検討が必要であるが、これまでの出版物はそうした総合性を持ち合わせたものが少なかった。もっとも行政学の立場からは加茂利男大阪市立大学教授を中心に実態を踏まえて地方自治論的アプローチが蓄積され、運動の武器ともなっている。

本書『市町村合併の幻想』はこれまでの研究の欠落部分を埋め、京都府という限定された一地域からの発信ではあるが、多角的にアプローチした意欲的なものとなっている。

本書は13章から構成されているが、内容別に分けてみると、第1章、第2章と終章が総論部分、第3章が京都府内の動きの面的レポート部分、そして第4章から第12章が、財政、地域経済、地場・中小企業、農業振興、学校教育、地域福祉、公共交通、まちづくり、自治体職員の9分野にわたる個別の検討である。

執筆陣は京都を中心活躍する大学教授・助教授9名と京都府・京都市・宇治市・城陽市の自治体職員4名、計13名で、編集の中心となったのは京都大学岡田知宏教授である。以下の書評は岡田教授の論文と分野別論文を中心に行っている。

## II 本書の特徴① — 合併の本質について —

市町村合併は言うまでもなく政府の思いつきで登場

したものではない。そこには多国籍企業の動きとそれを受けた現代日本の国家改造戦略と強く結びついている。その点が第1章「グローバル経済下の自治体大編成」(岡田知宏)で解明されている。なぜ平成の合併なのか、岡田教授は「政府サイドにおける市町村合併および自治体再編の真のねらいは、『国の姿のつくりかえ』と地方向けの財政支出を削減し、これを大都市再生に振り向けるところにある」としている。「国の姿のつくりかえ」の歴史的意味について、「経済のグローバル化のなかで急速に進んだ『住民としての地域』と『資本の活動領域としての地域』との乖離を、後者の論理によって強制的に再編統合するもの」で「多国籍企業が主導する『グローバル国家』……づくりの一環としての国内支配体制の再編」と位置づけている。そして、これは「農民や中小企業を『構造政策』によって分断しながらも一定の保護を講じてきた従来の政策を根本的に修正する」ものだとしている。

同時に、こうした「国の姿のつくりかえ」を地域の側で受容し、積極的に推進する基盤があることを指摘している。経済団体などが許認可における手続きの煩雑さや住民運動による計画中止や変更のリスクを回避するために広域合併を求め、他方で、自治体サイドからは企業の立地が大都市圏・地方拠点都市・県庁所在地に集中する傾向に応じて、町村→市→特例市→中核市→指定都市というようにワンランク上の格を求めて都市間競争が行われていることを合併の動きのなかに見ている。しかし、多国籍企業を中心とした資本による活動領域の広域的再編と、比較的狭い範囲にとどまる『市民の生活領域としての地域』との矛盾は激化せざるをえないとも述べている。グローバルとローカルの両面から合併の背景を捉えた重要な視点である。

第2章「市町村合併特例法と地方自治」(大田直史)は、合併特例法の改正過程を総括しながら、進行中の合併の動きが憲法と地方自治法に基づく地方自治の原則に照らしてはらんでいる問題点を、住民参加と都道府県の役割の二点に絞って検討している。

## III 本書の特徴② — 個別分野の多角的検討 —

本書の特徴の一つは個別分野ごとに市町村合併問題

の検討をしていることであるが、個別検討に先だって現在京都府内で進められている合併の動きも紹介されている。第3章「京都府内における市町村合併の位相」(谷上晴彦・藤井一・山村隆)は、戦後の京都府内市町村の合併の歴史を振り返るとともに、京都府内の丹後6町、宇城久・綾喜地域、相楽郡7町村の事例を検討している。

第4章からは分野別の検討が行われている。第4章「合併と自治体財政」(武田公子)では、丹後6町の財政状況比較、丹後地域の財政構造の類似団体比較、合併後の財政シミュレーションの検討を行い、合併は各自治体が抱えている財政問題に対する万能薬ではないと結論づけている。

第5章「市町村合併と地域経済」(岡田知宏)では、地域経済は自治体の物質的基盤であるとともに、自治体は地域経済を構成する一大経済主体でもある、と両者の関係を述べている。自治体は、財政支出を通して、地域内の各種産業活動や住民の生活・消費活動に対して影響を与えており、民間の経済主体の力が弱い過疎地域の小規模自治体ほど地域内再投資力の主体として決定的な役割をはたしている。自治体の領域の変更である市町村合併は地域経済に対して多大なインパクトを与え、合併特例債による事業の拡大もその果実が地域外に流出してしまい、地域経済の振興にならないとしている。合併問題を地域内再投資力との関係で解明した重要な論点である。

第6章「市町村合併と地域・中小企業」(芳野俊郎)は、地域産業の困難に直面する峰山町や丹後町など産業団体が合併に期待を寄せている状況を述べ、しかし、合併という形での実現に対して疑問を呈している。

第7章「市町村合併と地域農業振興」(庄司俊作)は、農協合併をきっかけとして美山町などで「新たな自治と協同」の取り組みが胎動しつつあることを紹介しつつ、しかし合併にあたって地方制度調査会などが打ちだしている内部団体構想は住民自治の活性化に資するといった見方は根拠が乏しいとしている。

第8章は「市町村合併と学校統廃合」(市川哲)である。市町村合併が学校の統廃合という学校の規模を拡大することになることを篠山市などの例を挙げて説明している。学校統廃合の論拠とされている適正規模論、教育効果論、切磋琢磨論の三点から学校統廃合とその引き金となる市町村合併を批判している。

第9章「市町村合併と地域福祉」(佐藤卓利)は、丹後6町が合併し市となれば福祉事務所が設置されるが、逆にそれによって各町のこれまでの独自の福祉施策が後退するのではないかとしている。

第10章「市町村合併と公共交通」(土居靖範)は、民間バスの路線廃止のあと、各市町村は公営バスを運行しているが、市町村合併による広域化により公共諸

施設へのアクセスが遠距離化するなどして移動制約者が増大すると指摘している。

第11章「生活圏からみたまちづくり」(中林浩)は、合併推進論が生活をおきざりにしていると批判した上で、適正規模論、計画単位論の立場から生活体系の再構築に向けたまちづくりの方向を検討している。生活圏が町内会(集落・区)、小学校区(旧村)、市町村の3段階で構成されていることを示し、しかし、より小さい単位で自律性を持っていることがなによりも重要であり、都市でも農村でも歩いて回れる範囲の生活圏を住民の発想でどうつくり出すのかが決定的に重要なとしている。

このように分野別に多角的に論じられているが、テーマでは、ごみ処理・し尿処理・消防・下水道など現在すでに広域処理されている問題の分析が行われていなければ残念である。

#### IV 市町村合併と自立への課題

強制的合併を拒否し、自立を選択しただけで問題が解決するわけではない。自立の道は可能なのか、その方向を提起することが必要となってくる。本書の終章「一人ひとりが輝く地域づくりと地方自治体・住民自治」(岡田知宏)はその可能性について立証している。

岡田教授によると、小規模であっても地域の持続的発展を追求しているところの産業政策には、地域の個性をしっかりと把握し、それを活かす方向で地域内再投資力を形成するという特徴が見られる。地域内再投資力を強めるために、行財政支出のあり方を工夫し、地域内で、仕事と所得が生まれ、人口の定住基盤や住民の消費支出の拡大を図ることによって、地域内の担税力を高め、税収の増加につながるという好循環をつくる必要性を述べている。

また、こうした地域政策は地域住民主権の発揮(住民自治)と結びつくことで実現できるものであるという。その点で、小規模町村への財政投資の削減や広域合併は逆効果を生むことを明らかにしている。

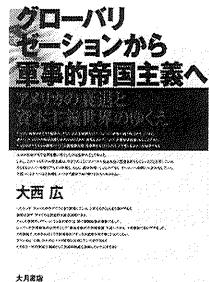
自立をめざす長野県栄村や福島県矢祭町では、地域内循環と再投資力を強化する自治体行財政のあり方を探求するなかで、行財政運営の手法の一つとして、住民サービスの提供主体を行政自身だけでなく、地域内企業を含めさまざまな地域内の力を活用することを打ちだしている。一見するといわゆる今日流行のNPMと同種のものであるが、その目的は市場原理や顧客主義の行政への導入でない点で異なっている。ひょっとしてNPMではないローカルパブリックマネジメント(LPM)ともいえるようなものがあるのかもしれない。地域内循環を再投資力を強化する行財政運営の手法が合併・非合併を問わず求められている。

(初村尤而 所員 都市行政コンサルタント)

大西 広著

# 『グローバリゼーションから軍事的帝国主義へ —アメリカの衰退と資本主義のゆくえ—』

大月書店 2003年8月 本体価格 1900円



## I

本書は「あとがき」で述べられているように、京都大学大学院経済学研究科の大西 広教授が一部の加筆を除き、ほぼすべてを2002年8月から2003年5月までのニューヨーク・コロンビア大学東アジア研究所への留学中に執筆し、現代の世界経済体制・システムを鋭く描き出した秀作である。

著者の留学期間は「ちょうど9.11事件の1周年を経てイラク戦争へ投入する期間、そしてまたその戦争から次のステップにアメリカが進み行く期間であった」ことから分かるように、まさに平和はいかに成立するのか、戦争はなぜ生じたのか、そして我々はいかなる時代・社会を生きているのか、が大きく問われた時期である。本書はこれらの全ての問いに明確な解答とビジョンを提示してくれた、社会科学の分析の書であり、優れた啓蒙の書でもある。

まず、著者は第1部において題名の通り、アメリカ衰退過程の軍事的帝国主義を分析する。第1章では、霸権交替期としての「戦国時代」、欧州の自立、アメリカの衰退、イスラム諸国の自立などの小見出しで、現代のアメリカがもはや世界を支配し得ない情勢を論じている。第2章では、戦争に向かわせるアメリカの国民意識の形成において、著者は「アメリカ世論」として「選挙」を重視する。2002年秋の中間選挙における共和党の歴史的勝利に関して、ニューヨーク州に焦点を当て著者の独自的な中間選挙ミクロ分析を行っている。第3章では、今回イラク戦争の原因を理解するのに、通説的な「軍需産業のための戦争」説や「石油のための戦争」説を反証し、原油引き取りのドル建て目的説に一定の有効性を認めつつも、筆者は自身の衰退国家と勃興国家の国民意識説を提起している。第4章では、アメリカ経済の問題、イスラムとの戦争問題、アメリカ世論の動きを論ずるとどうしても言及せざるをえなくなるのが、アメリカ・ユダヤ人問題であると指摘し、この問題を分析する。

第2部ではまず第5章において、多国籍企業化の末にいたった金融商品市場の世界化としてのグローバリ

ゼーションも「国際資本移動」をもって特徴づけられた帝国主義時代の一小段階である、と指摘する。第6章ではわれわれが対象とする「帝国主義」は、軍事的な方法によるそれであれ、市場的な方法によるそれ=「グローバリゼーション」であれ、それは本質において何ら違いを示すものではないと提示する。第7章では「グローバリゼーション論」「反グローバリゼーション論」が、ともに「強いアメリカ」を共通の認識として論じていることの誤謬を指摘し、アメリカは今や衰退過程に入っていること、特殊な段階としてのグローバリゼーション過程を通じての不均等発展論の視角を提示する。

第3部では第8章において、朝鮮半島の統一問題は東アジアの「パレスチナ問題」と位置づけている。アメリカは半島分断の「利益」を享受し、日本外交自体が相当に東アジアの分断原因になっていること、等が論じられる。第9章では、主に北朝鮮の経済改革の分析が行われ、①経済改革の意志、②経済改革の内容、③経済特区の状況について、評価がなされている。第10章では中国が「民族主義」を持つことの積極面と否定的側面の両方を指摘し、「中国脅威論」には中国側の責任もあること、現在中国の外交姿勢には哲学を感じられないこと、が強調される。

## II

以上が本書の概要であるが、次に本書の評価すべき点として3点指摘しておきたい。まず、本書の構成にみられる論理展開・体系の卓越性と取り上げられた理論の豊富さである。本書の構成については「あとがき」で述べているように、マルクス『資本論』の構成と同じく、ヘーゲル弁証の〈正→反→合〉の形に構造化されており、それが部編成、章編成、各章の内容編成においても貫かれている。さらに三つの部の総括部分にある反戦運動も三者関係をなしている。故に読者は本書が難解なテーマであるにもかかわらず、読み易さを感じつつも、深い知識と教養、そして社会科学の奥深さを学ぶであろう。また、本書で取り上げられた理論は不均等発展論、国家論、変革論、正当化論、グロー

バリゼーション論、戦争論等々であり、著者が論じるように「マルクス主義のさまざまなカテゴリーの正確な秩序づけなしに、本書のような理論書の課題は成しえられない」というのは、評者も同感である。

次に事態・現象の本質を看破する、社会科学・経済学者としての著者の鋭い考察力・論理力をもって、本書が執筆されている点である。例えば、第3章で、「アメリカが戦争で勝てる」ということは、本当は「勝つだけの戦費を払える」ということでなければならない。繰り返すが、私は現段階ではっきりと主張しておきたい。アメリカは実は敗戦したのである。著者はこのように論じているが、戦争後のアメリカによるイラク占領統治が全くうまくいかず、遂に国連への「協力」を要請せざるを得なくなってしまったこと、イラク復興のためには諸外国から膨大な負担金を肩代わりしてもらわなければならないことからも、著者の見解の正しさは歴史によって証明されたといえるであろう。また、第7章に見られるように、「グローバリゼーション」「反グローバリゼーション」の共通認識＝「強いアメリカ」の誤謬を鋭く見抜き、「アメリカの衰退」を正しく対置し、分析しうる著者の総合的な「社会科学力」に評者は感服せざるを得ない。

最後に評者が専門領域とする東アジアの経済・国際関係（とりわけ北朝鮮の）に対する分析・評価の客観性・正しさである。上で見たように、北朝鮮の経済改革の分析・評価にかかる視角・方法論には評者も大いに学ばなければならぬ。また、北朝鮮の経済及び経済改革の研究水準といった点からも、本書の文章は十分に評価の高い論文であり、ここでも著者の総合的な「社会科学力」に評者は再度、驚愕の念を禁じ得ない。

それではここで、評者からいくつかのコメントを述べたい。まず第一に、「アジア危機」が示す米国霸権の後退、という見解に対してである。著者は1997年以降東アジア諸国で発生した通貨・金融危機の原因として、危機に陥った東アジア諸国による「誤った」ドルペッグの為替制度を指摘している。そして、アメリカの恣意的なドル高政策こそが同国の衰退を物語るという。けれども、そもそも東アジア諸国によるドルペッグ制の採用はアメリカの霸権の後退を示すものというよりは、むしろ霸権の力そのものを示していたのではないだろうか。アジア諸国の早すぎた金融・為替の自由化はIMF・アメリカ財務省・ウォール街、したがって「アメリカの霸権」によって強制されたと捉えられる。この強制された早すぎた金融・為替の自由化と、

一方で資金の借り手としてのアジア諸国に「アメリカの霸権」を背景とする経済的強制（対ドルレートの下落が自国通貨建て債務の増大をもたらす）を持って、ドルペッグ制を強いたと評者は考えるが、どうであろうか。「強いアメリカ」から「アメリカの衰退」への進行は製造業における生産力の相対的低下によるが、一方で今日のアメリカは農業と情報産業とともに金融における絶大な競争力＝支配力を有することによって、「アメリカの霸権」を維持している。しかしそれは「カジノ資本主義」と称される、「腐朽した資本主義」（著者が指摘したように）をもたらしている。

第二に、北朝鮮の経済改革、特に経済特区の評価についてである。著者は経済特区については現時点ではどこまで行っているかではなく、今後の可能性と北朝鮮当局の意欲が問題になり、改革の現状がいかに厳しいものであるとはいえない、北朝鮮はなすべきことを基本的には進めている、と評価している。この点に関して、評者も同意見であるが、ここでは触れていない点を1点指摘しておきたい。それは北朝鮮の最初の経済特区である、羅先経済貿易地帯でみられた対外開放政策上の問題点である。その問題点とは、①外資誘致計画・プロジェクトがあまりにも野性的すぎたこと、②国際的な団體江地域開発とは全く切り離されて実施されたこと、に典型的に現れている。評者らが昨年夏、現地ヒアリング調査を実施した丹東にあるD社（日系企業との合弁企業）の総経理（中国人）は、「北朝鮮の企業が何社か、我が社と合作する目的で同企業を訪れたことがあるが、我が社としては合作の計画はない。また合作の必要性もない。というのは、北朝鮮の人事費が非常に安いのは魅力的であるが、通関などの問題等、制約が多くすぎるからだ」と述べていた。「北朝鮮はなすべきことを基本的には進めている」けれども、それが経済政策の具体的・戦術的場面で正しい方向性をもってなされているか、注視していくなければならないであろう。

最後に、著者は「あとがき」で「東アジア人」としての日本人を提起し、また自身そのような存在としてのアイデンティティーを形成している。そのことに評者は啓蒙された。そして同じく共有していきたいことを、表明したいと思う。「東アジア人」としての（在日）韓国人を。著者の優れた哲学を感じ取るのは、決して評者だけではないであろう。冒頭で本書が啓蒙の書でもあると述べたのは、この意味からである。

（裴光雄 大阪教育大学）



第102号

## 「特集 持続可能な地域づくり」について

2005年3月の合併特例法期限が間近となり、全国的に市町村合併の勢いが加速化している。2002年に地方交付税の削減対象が人口5万人未満の市町村に広がったことで、それが「ムチ」の役割を果たし、小規模町村の合併推進の誘因となっている。さらに、合併特例法期限後にもさらなる強力な合併推進策が講じられようとしている。11月に提出された地方制度調査会の最終答申プランでは、人口1万人未満の小規模町村の「強制合併」や編入町村に創設される「地域自治組織」の長を任命制とすることなどが盛り込まれ、「上から」の合併推進に加えて、ますます地方自治システムの非民主主義化が進行しつつある。しかも、編入町村の多くは、役場の統廃合や投資の都心部への集中などによって相対的に衰退する可能性が高い。しかしながら、一般的には、市町村合併は地域活性化や地方分権を促すものとして論じられ、メリット論ばかりが強調されているのが実情である。こうした意味で「特集 持続可能な地域づくり」はタイムリーな特集であり、いずれも示唆深い論文が掲載されている。紙面の都合上、いくつかの論文を取り上げて批評することにしたい。

「市町村合併は地域経済の再生をもたらすか」と題する岡田論文は、地域経済論の視点から市町村合併の目的、メリットとしてよく指摘される「地域活性化の処方箋としての市町村合併」論の妥当性を、丹後地域の共同調査結果にもとづいて検証された上で、地域経済のあるべき発展方向について示唆された興味深い論文である。とくに注目すべきは、合併によって地域内再投資力が必ずしも大きくはならないという点を実証的に明らかにされている点である。

その内容は次の通りである。過疎地域の小規模町村であればあるほど、その地域の最大の投資力と雇用力をもった再投資主体は町村役場である。地域の商店や事業所も役場からの資材調達や職員の利用によって資金が環流し営業が成り立っている。京都府丹後にある伊根町の場合、町内総生産に占める各自治体の普通会計歳出額の比率は49%を超えており、町内の経済活動の約半分を支えていることが検証されている。それが、合併によって人件費が削減されたりあるいは役場の統廃合によって経済主体が統廃合されれば、当然経済力も大きく衰退せざるをえない。この点は、昭和の大合併でも証明されている。町を存続させている岩滝町は

単独農協をもち人口も1955年以降増加しているのに対して、隣接している宮津市では昭和の大合併によって人口が3分の1も減少している。その理由としては、地域内最大の投資主体である小学校や郵便局などの統廃合によるところが大きい。

一方、1999年の合併特例法改正によって創設された合併特例債の活用や交付税の特例期間の延長など「アメ」の政策に伴って生じる問題も大きい。「合併の財政問題——交付税措置を中心に——」と題する武田論文は、地方交付税交付金は「三位一体の改革」の一環として大幅な見直しが迫られているため、特例債の元利償還費に対する交付税措置が果たして自治体の期待通りに履行されるのかが危ぶまれているとして、その問題性について明らかにされている示唆深い論文である。そもそも合併特例債とは、「市町村建設設計画に基づく特に必要な事業」や「旧市町村単位の地域振興・住民の一体性醸成のため行う基金造成」に対して、事業費の95%を地方債（合併特例債）で賄うことを認められ、さらに償還時には元利償還金の70%を普通交付税で措置されるというものである。これが合併後の自治体で増発され、さらなる財政問題を引き起こす火種となっている。それだけに問題性も大きい。

とくに強調されているのは、交付税措置の約束が果たして履行されるのか、履行の根拠に乏しいのではないかとする分析結果である。ここではまず、交付税交付金の財源構成について分析され、交付税特別会計が破綻状態にあることが示されている。交付税財源不足を補填しているのは、主として一般会計からの借入金と地方債であり、地方債も後年度償還費を交付税措置する前提で起債が認められているものである。いわば火の車状態である。

交付税交付金制度の見直しも予定されており、審議会等の文書にも合併特例債の交付税措置への言及が意図的に避けられているという指摘も紹介されている。「合併自治体が、こうした交付税の近未来像を想像もせずに特例債を発行するのだとすれば、それは愚かすぎるというものである」という指摘にも説得力がある。

「市町村合併と離島航路」と題する小淵論文は、市町村合併に伴う公営企業の切り捨て・合理化が問題となっているとして、愛媛県の離島である中島町の町営汽船合理化問題を取り上げ、離島住民にとって航路は

陸の道路に該当するものであり、道路が租税を財源に整備されてきたこととの関係で、航路の維持への公的支出は根拠を持ちうることを論じたものである。中島町営汽船は、愛媛県中島町の島々と松山市とを結ぶ唯一の公共交通機関である。この島民の重要な足ともいえる町営汽船が、過疎化と市町村合併の動きの中で、存続が危ぶまれる事態となっている。町営汽船は1昨年の4月に汽船経営状態の悪化を根拠に民営化案が出されたが、その背景には赤字公営企業を抱えたままでは、合併協議をすすめにくいという判断があったという。本論文はまず、町営汽船の経営状態について詳細な資料をもとに分析し、経営状態が悪化していく背景として、国と県の補助金が80年代に大幅に減少し、94年以降には国の補助金がゼロになった点を指摘している。さらに、町財政が悪化していく背景として、公共事業が拡大した点や、交付税依存型であり自主財源に乏しい典型的な過疎の村であるといった構図が示されている。住民の足である離島航路が、市町村合併、財政危機の中で切り捨てられようとしている実態が明快に示され、航路維持への公的支出の必要性と行政の責任を示した点などは示唆深い。

最後に、「市町村合併をめぐる小規模町村型と大都市型の現段階」と題する初回論文についてみておきたい。市町村合併については強制的合併の色彩がますます濃厚になっており、小規模市町村が生き残るためにオルタナティブな提案が出され始めている。本論文は、まず、小規模町村自律への提案として、①エコロジカルな持続可能な社会と自治型社会システムの構想に基づいて農山村の維持・再生や住民自治の確立を図る改革、②全国町村会による「市町村連合」案、関西経済連合会の「市町村共同体」案など、③合併後も旧市町村単位や集落単位で自治組織を実態あるものとして残す「分権型合併」、提言実践首長会「合併市町村における新たな自治体形成の構想」などの3つに整理し、西尾私案などに対する「大きな対案」となっている点を評価し、長野県栄町で開催された「小さくても輝く

自治体フォーラム」に続く、アクションプログラムが必要であると指摘している。いずれも興味深い対案であるが、①のサステナブルソサイエティを基本とし、分権と参加に基づく地方自治や民主主義という観点からの対案をより発展させる対案がもとめられているのではないか。

本論文では、さらに政令指定都市移行型合併による問題を検討している。総務省は2001年8月に、静岡市と清水市の合併に合わせた形で人口70万人以上に達すれば政令指定都市に指定するとした方向を打ち出したが、これを機に全国的な勢いで指定都市移行を目指す大型合併構想が展開するに至っている。新潟市、堺市、熊本市、岡山市、金沢市、浜松市など次々に構想が打ち立てられ、新潟市のように13市町村を包括する大型合併も含まれている。政令指定都市へ移行する理由はおおむねバラ色論であり、①都道府県並みの権限移譲、②区役所設置によるきめ細やかな行政サービス、③財政的な豊かさ、④都市のイメージアップと潜在力発揮という一般論に対して、①二重行政問題の発生、②区役所は法的に市の内部行政組織にすぎず、窓口業務であるため、きめ細やかな行政サービスが展開しえないこと、③「大都市特有の行政需要」という意味で経費が増えてでも財源がそれに伴わないと、④イメージアップの不明確性という意味で、必ずしもバラ色とは限らず、多くの問題を抱えていることが指摘されている。

最後に検討しているのは、地方制度調査会中間報告が打ち出した旧市町村単位の「地域自治組織」等の検討である。「一步前進」という評価も加えられているが、その後に出されている最終報告プランでは、最初に示したように、「地域自治組織」の長を首長の任命制とし、準議会にあたる「地域協議会」メンバーも任命制とするなど、ますます非民主主義へ向かおうとする側面がみられる。ある意味では、明治地方自治へ逆行するという論理でもあり、今後さらに批判的に検討することが求められているといえよう。

(川瀬憲子 所員 静岡大学)

基礎研だより

## 基礎研第26回研究大会報告

基礎研第26回研究大会は、2003年9月6・7日、大阪市東淀川区にある大阪経済大学において開催された。当初は名城大学で行う予定であったが、担当者の病気のため、急きょ会場を変更したものである。

1日目の午後は、重森暁氏（大阪経大）の司会のも

とで全体会I「大阪の活力と魅力」が行われた。糸川精一氏（大阪読売広告社会長）「大阪の活力と魅力」は、広告会社が自由民権運動の「隠れミノ」だったというエピソードから始まり、大阪・梅田開発の40年を振り返られた。桑原武志氏（大阪経大）「大阪産業の

現状と再生への手がかり」は、中小企業再生にとっての地域コミュニティの重要性を強調された。織原泰氏（大阪自治体問題研究所）「自治研活動から見た大阪の活力と魅力」は、リストラ攻撃によって精神疾患にかかる自治体職員が増え、自治体労働者の実態調査が必要になっていることなどを話された。

3氏の報告に対し、遠州尋美氏（大阪経大）は、電通など大手広告代理店がグローバリズムを拡大してきたことや人口減少時代のまちづくりの検討が必要なことなどを述べられ、井内尚樹氏（名城大）は、電機を中心とした大阪のものづくりが自動車を中心とする名古屋のそれと比べて不安定だが強みをもっていることなどを指摘された。

全体会終了後、基礎研総会が開かれ、小沢修司理事長から議案書と次期理事・常任理事の提案が行われ、原案通り採択された。その後の理事会で、次期理事長に小沢氏（留任）、事務局長に増田和夫氏（新任）が選ばれた（前事務局長の山田亮さん、お疲れ様でした）。

夜は、森岡孝二氏（関西大）の司会により公開座談会「企業社会を問い合わせ～日米比較の視点から～」が行われ、ノース・スコット氏（大阪大）、森岡梨香氏（カリフォルニア大サンディゴ校）、青木圭介氏（京都橘女子大）、成瀬龍夫氏（滋賀大）がジル・フレイザー『窒息するオフィス～仕事に強迫されるアメリカ人～』（岩波書店、2003年刊）を素材に、「働き過ぎ」をもたらす日米間の構造上の違いについて、それぞれの観点から報告・議論された（詳しくは本誌参照）。

2日目の午前は5つの分科会が開催された。各分科会の報告者と報告テーマは以下の通り（敬称・所属は省略）。

- ①「デフレ不況をどう捉えるか」分科会——石川康宏「日本政府の対米従属型政策との関係から考える」、藤岡惇「デフレ不況の全機構的把握の試み～労働価値説の具体化の観点にたって～」。
- ②「〈帝国〉を巡って」分科会——林弥富「E・トッド『帝国』、松村信平「藤原帰一『デモクラシーの帝国』」、水野喜志彦「大西広『グローバリゼーションから軍事的帝国主義へ』」。
- ③「男女共同参画社会と女性労働～理念と現実～」分科会——久松美佐子「『女性の活躍と企業業績』～男女共同参画研究会報告～についての考察」、石田好江「『男女共同参画社会』の理念と現実～雇用分野からの検証～」。
- ④「産業・技術・環境」分科会——十名直喜「陶磁器産業の文化と地域の再生～瀬戸の巨匠・北川民次と近代化産業遺産～」、服部寿子「プラスティック・リサイクルの経済合理性～プラスチックのリサイク

ルは持続可能な社会に必要か」、森井久美子「資本化する科学技術の分離可能性」。

- ⑤「地域づくり」分科会——十川泰成「日本の地方都市の公共性を形成するための方向性～滋賀県草津市における政策提言型NPO・大学・行政との連携の試みから～」、福井雅英「地域づくりと地域教育運動～戦後の本郷地域教育計画をめぐる大田堯の実践を考える～」。

午後は、藤岡惇氏の司会のもとで全体会Ⅱ「労働と生活の変容～社会変革の方向を探る～」が行われた。小沢修司氏（京都府大）「労働と生活の変容とベーシック・インカム構想」は、ベーシック・ニーズを充足するに足る所得をすべての個人に無条件に保障するという構想をもとに、リスク社会・個人化・グローバル化をキーワードにしながら社会変革の可能性について論じられた。中嶋暢子氏（同志社女子大等）「ホームレス問題の現状～京都・大阪の調査と活動から見えてくること～」は、大阪・京都・ロサンゼルスにおけるホームレスの現状と問題解決のあり方を話された。伊田広行氏（大阪経大）「シングル化社会の行方とわたしたちの対応～〈スピリチュアル・シングル主義〉的発想から～」は、新自由主義的個人主義と社会民主主義的シングル単位論の違いを強調されながら、シングル単位をベースにしたスピリチュアルなつながりの必要性を主張された。

終了後、山田文明氏（大阪経大）から脱北者の救済・支援のために中国当局に拘束された事情などについて、江尻彰氏（非常勤講師組合）から非常勤講師の実態と待遇改善の取り組みについて、梅原から不当解雇された鹿児島国際大3教授への支援について報告・訴えが行われ、大会の幕を閉じた。

2日間の参加者は約60名（純計）。今回の研究大会では、会場を大阪に変更したことに合わせて、全体会Ⅰのテーマを「大阪の活力と魅力」とし、報告者やコメントーターとして大阪経大の教員（重森・遠州・山田文・伊田・桑原の各氏）や出身者（井内・織原両氏）に多数登場していただくなどの特徴を出した（みなさん、ご苦勞様でした）。急な会場受け入れのため不十分なところも多々あったが大学の新しい建物（70周年記念館）を全館借り切って行ったので、参加者にはそれなりにご満足いただけたのではないかと思う。

なお、来年は名城大学で行うことになった。

（梅原英治 大阪経済大学）

編集局補足：本号では2日目午後全体会Ⅱと1日日夜公開座談会の模様を収録し、次号に1日目全体会Ⅰを収録する予定です。

## 投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

種類と枚数	論文、研究ノート：200字詰50枚以内 研究動向、書評：同 20枚以内 いずれも、図表、注などを含む。
原 稿	審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。 パソコン、ワープロをご使用の場合には、使用機種、使用ソフトを明記したフロッピーディスクをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却しませんので、ご了承願います。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。
掲 載 料	下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。 論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

## 編集後記

▼今年も残りわずかな頃となっていました。恒例の「重大ニュース」を選ぶ頃になって、ある出版社のアンケートに答えたときのリスト、野球ファンであれば阪神タイガースの18年ぶりのセ・リーグ優勝がトップニュースかなと想像しながら5つほど選びましたが、その後イラクで外交官が2人殺害されるという事態が発生しました。遺族の映像を見るたびにこみ上げてくるものがあります。再び（北朝鮮の拉致被害者もそう感じたので）、政府の外交で死に追いやられたとか思えません。競走馬のように、しかも前の一点しか見えないかのごとき小泉首相に、直接的には、多くの自衛隊の隊員や家族の運命が委ねられていることを思うと、胸が詰まる思いです。

▼あるメールニュースでは「戦禍に消え行くイスラエルのハイテク産業」と題し失業率が過去最悪の11%まで上昇し、2003年の実質GDPの伸び率は0.85%まで落ち込むと推定されている事を伝え、イスラエル政府が経済再生を目指す

ならば、中国やインドなどと競い、海外からの投資を呼び込むこと、そのためには平和の回復を急がなければならぬと結んでいました。戦争で軍需産業が一時的には活況を呈したとしても、グローバルな経済活動はそれを続けさせない力も持っていることを感じさせた1文でした。

▼暗いニュースに明け暮れるこの頃ですが、当編集局には明るいニュースがあります。20歳代の文字通りフレッシュマンである編集局員を迎えることができて私と交代します。この2年半ほど編集実務を担当してきましたが、今号で退任し事務局に専任します。経験不足で行き届かないことが多かったことと思いますが、貴重な経験ができたことに感謝しています。次号は、去る9月の研究大会でのもう一つの全体会テーマである「大阪の活力と魅力」を特集します。ご期待下さい。

（中村美樹子）

## 経済科学通信 第103号 2003年12月15日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
〒604-0934 京都市中京区麿屋町通二条下る尾張町225  
第二ふや町ビル603号  
TEL/FAX (075) 255-2450  
e-mail kisoken@mbox.kyoto-inet.or.jp  
URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>  
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄  
副編集局長 大西 広 神谷 章生 藤岡 悅  
編集局員 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 中田 晋自  
増田 和夫 森岡 真史 中村美樹子 形岡亮太郎  
印刷所 北斗プリント社  
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2  
TEL (075)791-6125

購読料 一部1,300円 定期購読3号分前納3,600円（郵送料を含む）

# 桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>  
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 値格税別表示

## 意 識 と 言 語

宮田和保著

四六判上製・3200円

## トヨタの労働現場 ダイナミズムと コンテクスト

伊原亮司著

好評増刷 四六判上製・2800円

## 価 値 の 理 論

和田  
豊著

A5判上製・4500円

マルクス経済学における価値論の新展開  
労働価値規定をはじめ、生産価格論・転形問題、生産的  
労働論、国際価値論などの諸論点を網羅、一貫した〈労  
働過程論の視角〉で究明する。

## グローバル時代の 貿易と投資

板垣文夫・岩田勝雄・瀬戸岡紘編

A5判上製・2600円

多国籍企業、WTO、アメリカの世界戦略をキーワード  
にグローバリゼーション下の国際経済関係の実態と世界  
経済の諸側面を多彩に検証する。

### ●好評の既刊書

#### 総説 現代社会政策

成瀬龍夫著 社会政策の過去と現状、そしてこれから

A5判・2600円

#### 現代の労働と福祉文化

青木圭介著 日本的経営と労働はどこへ向かうか

A5判・2600円

#### 日本経済の構造改革

佐藤真人・中谷 武・菊本義治・北野正一著 改革すべきは何か A5判・2500円

#### スウェーデンにみる個性重視社会

二文字理明・伊藤正純編著 福祉社会の最新事情を多角的に報告 46判・2500円

#### 福祉国家の可能性

改革の戦略と理論的基礎

エスピニアンデルセン著／渡辺訳 新しい福祉国家へのシナリオ・道筋 A5判・2500円

#### ホスト工業経済の社会的基礎

市場・福祉国家・家族の政治経済学

エスピニアンデルセン著／渡辺訳 変化の原動力、そしてディレンマ A5判・4000円